

千歳市障がい者計画
第7期千歳市障がい福祉計画
第3期千歳市障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

～障がいのある人が、安心して、
自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現～

千 歳 市

はじめに



千歳市では、平成 19 年 3 月に「千歳市障がい者支援計画・第 1 期千歳市障がい福祉計画」を策定して以来、障がいのある人に関する施策を総合的に推進するとともに、地域での暮らしを支援するため、サービス基盤の整備等に努めてまいりました。

この間、国においては、障がいのある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。

近年の動向として、社会福祉法の改正（令和 3 年 4 月施行）により、重層的支援体制整備事業が創設されたほか、医療的ケア児支援法（令和 3 年 9 月施行）では、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことが明文化され、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和 4 年 5 月）では、障がいのある人の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定・実施が義務付けられるなど、障がいのある人の暮らしやすさの向上に関わる支援体制の強化が進められています。

このような状況を踏まえ、現行計画における施策の進捗状況や新たな課題を分析し、多様なニーズに対応した障がい者施策を展開するため、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「千歳市障がい者計画・第 7 期千歳市障がい福祉計画・第 3 期千歳市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念である「障がいのある人が、安心して、自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現」に向け、関係機関・団体・事業者などと連携し、計画の着実な推進に取り組んでまいりますので、今後とも本市の障がい福祉行政へのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、千歳市保健福祉調査研究委員会、千歳市障がい者地域自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月

千 歳 市 長 横 田 隆 一

【目次】

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制.....	4
5 障がい福祉に関する法律・制度等の動向	6
6 北海道障がい保健福祉圏域	11
 第2章 障がいのある人の状況	 12
1 人口の推移	12
2 障害者手帳所持者数	13
 第3章 計画の基本的な考え方	 17
1 計画の基本理念.....	17
2 計画の対象	17
3 基本目標	18
4 施策の方向	20
5 計画の体系	21
 第4章 千歳市障がい者計画	 28
＜基本目標1＞「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」	28
＜基本目標2＞「安全・安心な生活環境の整備」	32
＜基本目標3＞「暮らしの充実」	37
＜基本目標4＞「障がい児支援の充実」	46
＜基本目標5＞「自立と共生の推進」	52
 第5章 第7期千歳市障がい福祉計画	 58
1 計画の位置付け.....	58
2 計画の期間	58
3 計画の対象	58
4 計画の内容	58
5 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	59
6 サービス見込量（活動指標）	66

第6章 第3期千歳市障がい児福祉計画 92

1 計画の位置付け.....	92
2 計画の期間	92
3 計画の対象	92
4 計画の内容	92
5 障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	93
6 サービス見込量（活動指標）	97

第7章 計画の実施体制と進捗管理..... 102

1 計画の実施体制.....	102
2 計画の進捗管理.....	102

資料編..... 104

1 前計画の進捗状況.....	105
2 障がい当事者アンケート調査結果.....	123
3 障がい当事者アンケート調査結果（18歳未満再計）	145
4 サービス提供事業所アンケート調査結果	150
5 企業等民間事業所アンケート調査結果	153
6 関係団体ヒアリング結果	156
7 パブリックコメントの結果概要.....	160
8 計画策定経過	172
9 千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱	173
10 千歳市保健福祉推進委員会設置要綱	175
11 千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱.....	177
12 「障害」の表記を「障がい」と改める取扱いについて	181
13 持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）	183

第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

「障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める基本的な計画です。

「障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

また、市町村は「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づき、「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成可能となっており、本市においては、3 つの計画を一体的に策定するものとします。

■ 根拠法令・計画の性格

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第 11 条第 3 項 (平成 23 年 8 月 5 日一部改正)	障害者総合支援法 第 88 条 (平成 25 年 4 月 1 日施行)	児童福祉法 第 33 条の 20 (平成 30 年 4 月 1 日施行)
性 格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援等の提供体制を確保するための計画

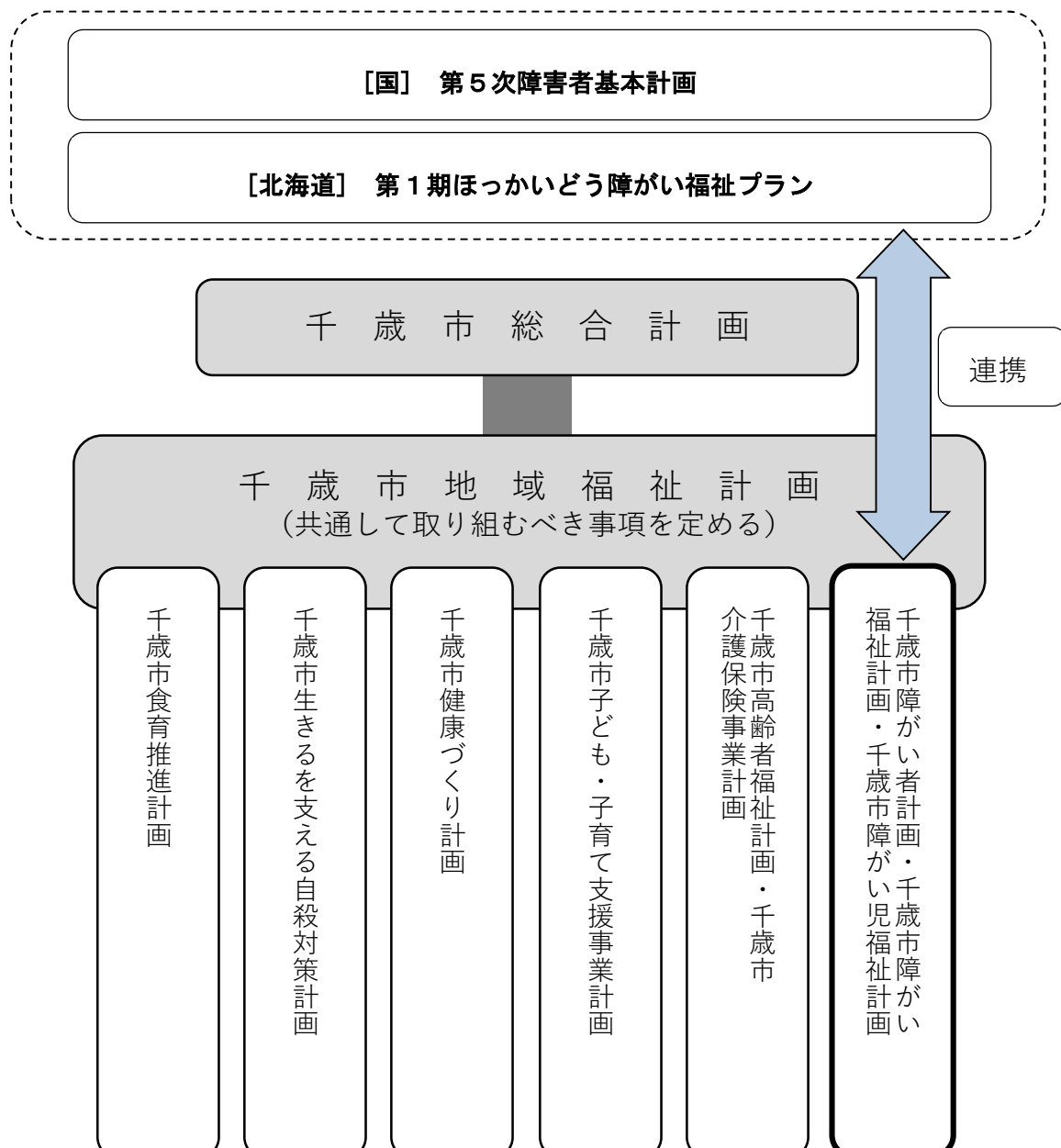
・アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が 100%にならないこともあります。

・複数回答が可能な質問では、比率算出の基数は回答者数（票数）とし、その項目を選び○印をつけた人が全体からみて何%なのかという見方をしました。そのため、各項目の比率の合計は 100%を超える場合もあります。

2 計画の位置付け

「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」は、国の「第5次障害者基本計画」及び「第1期ほっかいどう障がい福祉プラン」などと整合性を図りながら、「千歳市第7期総合計画」におけるまちづくりの基本目標である「あたたかさとながりを心で感じられるまち」を推進するため、「千歳市地域福祉計画」を保健福祉分野の上位計画として位置づけ、「千歳市高齢者福祉計画・千歳市介護保険事業計画」や「千歳市子ども・子育て支援事業計画」などの関連する個別計画と調和した計画として策定するものです。

■計画の位置付け



3 計画の期間

「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。

また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

■計画期間

	計画名	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国	障 害 者 基 本 計 画	第 4 次				第 5 次 (R5～R9)					
北海道	北海道障がい者基本計画	第 2 期				第 1 期 ほっかいどう障がい福祉プラン (R6～R11)					
	北海道障がい福祉計画	第 5 期		第 6 期							
千歳市	総 合 計 画	第 6 期		第 7 期 (R3～R12)							
	地 域 福 祉 計 画	第 3 期	第 4 期 (R2～R6)								
	障 が い 者 計 画	障がい者計画		障がい者計画		障がい者計画					
	障 が い 福 祉 計 画	第 5 期		第 6 期		第 7 期					
	障 が い 児 福 祉 計 画	第 1 期		第 2 期		第 3 期					

4 計画の策定体制

(1) 障がい当事者アンケート調査

市内の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持している人を対象に、生活実態や障害福祉サービス利用に関する今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。また、障がい児については、各種手帳及び通所受給者証を交付している 18 歳未満の児童の保護者全員にアンケート調査を実施しました。

(2) サービス提供事業所アンケート調査

市内の障害福祉サービス提供事業所を対象に、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関する意向などについてアンケート調査を実施し、サービス見込量を算出するための基礎資料としました。

(3) 企業等民間事業所アンケート調査

市内の企業等民間事業所を対象に、障がい者雇用の状況や今後の意向などについてアンケート調査を実施しました。

(4) 関係団体ヒアリング調査

障がい者団体等を対象にヒアリング調査を実施し、アンケート調査では把握しづらい障がいのある人の抱える課題や、今後求められる取組について意見を聴取しました。

(5) 千歳市保健福祉推進委員会での検討

庁内各部局等の次長職で構成する「千歳市保健福祉推進委員会」において、障がい福祉施策の現状や課題を点検・整理するなど、計画全般を横断的な視点で検討しました。

(6) 千歳市障がい者地域自立支援協議会からの意見聴取

市内の障がいのある人やその家族、関係機関・団体・事業者等で構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」の意見を踏まえながら、計画を策定しました。

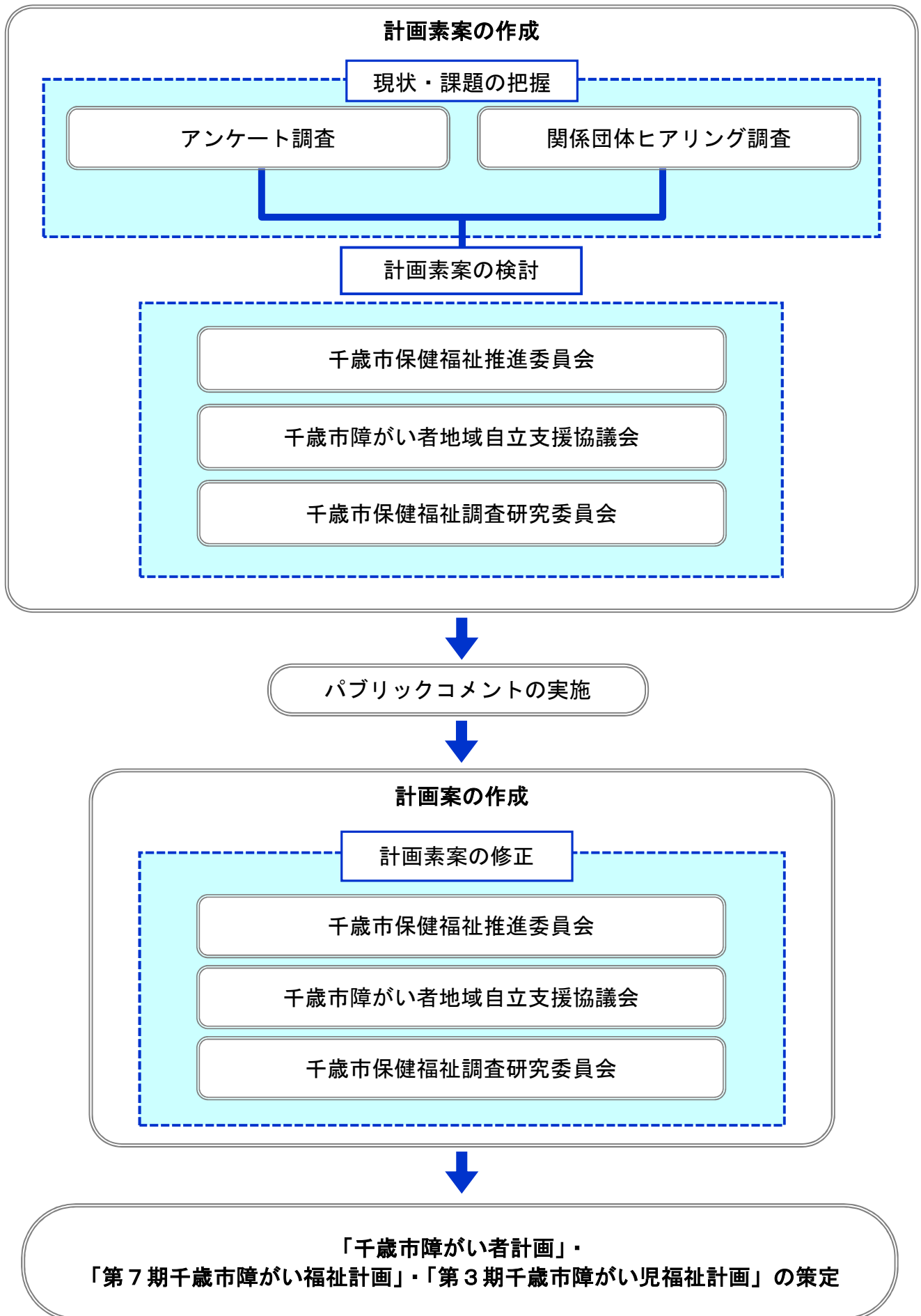
(7) 千歳市保健福祉調査研究委員会での審議

市内の保健福祉関係機関・団体の代表者等で構成する「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、専門的・総合的な見地から意見をいただきました。

(8) パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを令和 5 年 12 月 18 日から令和 6 年 1 月 19 日まで実施しました。パブリックコメントの結果、27 件の意見提出がありました。結果の概要については巻末「資料編」を参照してください。

■計画策定の流れ



5 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

■計画策定に関する動向

«国»

障がい者計画	障がい福祉計画
障害者基本法の改正（平成 23 年 8 月） ○目的と理念の改正・強化 ・基本的人権の尊重 ・障がい者・障がいの定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 ・療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮等	障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月） ○障がい者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障がいのある人を追加 ○共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し
	障害者総合支援法の改正（令和 6 年 4 月） ○地域生活の支援体制の充実 ○多様な就労ニーズに対する支援及び雇用の質の向上の推進 ○データベース（ＤＢ）に関する規定の整備
第 5 次障害者基本計画の策定（令和 5 年 3 月） ○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○安全・安心な生活環境の整備 ○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○防災・防犯等の推進 ○行政等における配慮の充実 ○保健・医療の推進 ○自立した生活の支援・意思決定の推進 ○教育の振興 ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○国際社会での協力・連携の推進	基本指針の改正（令和 5 年 5 月） ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○福祉施設から一般就労への移行等 ○地域における相談支援体制の充実強化 ○虐待の防止 ○「地域共生社会」の実現に向けた取組 ○障害福祉サービスの質の確保 ○障がい福祉人材の確保・定着 ○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい福祉計画の策定 ○障がいのある人の情報取得利用・意思疎通の推進 ○障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

《玉》

《北海道》

7

■ その他の障がい福祉に関する動向

«国»

法律・政策
障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月） ○障がい者虐待の防止と虐待の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定
障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月） ○「差別の禁止」の規定を具体化し、国・地方自治体による「合理的配慮」の義務化
障害者差別解消法の改正（令和 6 年 4 月） ○民間事業者による「合理的配慮」の義務化
発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月） ○社会的障壁の除去など発達障がいのある人への支援に係る基本理念の新設 ○国・地方公自治体の責務の追加（相談体制の整備） ○教育・情報共有・就労・地域生活・権利擁護・司法手続・家族に関する支援の規定 ○発達障がい者支援地域協議会の設置、発達障がい者支援センターの増設 ○普及啓発に関する規定
障害者文化芸術活動推進法の施行（平成 30 年 6 月） ○文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進
ユニバーサル社会実現推進法の施行（平成 30 年 12 月） ○年齢、性別、障がい、文化などの違いに関わりなく誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現
読書バリアフリー法の施行（令和元年 6 月） ○全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現 ○視覚障がいのある人の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
農福連携等推進ビジョンの策定（令和元年 6 月） ○農福連携等の推進に向けて ○農福連携を推進するためのアクション ○農福連携の広がりへの推進
児童福祉法施行令の改正（令和元年 10 月） ○就学前障がい児を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額の無償化

■その他の障がい福祉に関する動向

«国»

法律・政策
電話リレーサービス法の施行（令和２年１２月） ○聴覚障がいのある人が手話通訳者などを介して連絡を取る「電話リレーサービス」（パソコンやスマホの画面を通じて手話や文字で発信し、通訳が通話先にその内容を伝えるもの）を制度化し、交付金制度の創設を整備
バリアフリー法の改正（令和３年４月） ○ソフト対策の取組の強化、国民に向けた広報啓発の取組の促進を規定 ○市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項を追加
社会福祉法等の改正（令和３年４月） ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制整備事業の創設）
医療的ケア児支援法の施行（令和３年９月） ○「医療的ケア児」を定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（令和４年５月） ○障がいのある人の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定・実施の義務化
障害者雇用促進法の改正（令和５年４月、令和６年４月） ○雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ○精神障がいのある短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長 ○週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度障がいのある人の算定特例
精神保健福祉法の改正（令和５年４月、令和６年４月） ○精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ・ 家族等が意思表示を行わない場合の市町村長の同意による医療保護入院 ・ 入院者訪問支援事業の創設 ・ 医療機関における虐待防止措置、虐待通報の義務化 ○地域生活の支援体制の充実 ・ 地域援助事業者の紹介の義務化 ・ 市町村等の相談支援の対象に精神障がいのある人のほか、精神保健に課題を抱える者を追加
難病法及び児童福祉法の改正（令和５年１０月、令和６年４月） ○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の開始時期の見直し ○難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する「登録者証」の発行事業の創設 ○データベース（ＤＢ）に関する規定の整備

■ その他の障がい福祉に関する動向

«北海道»

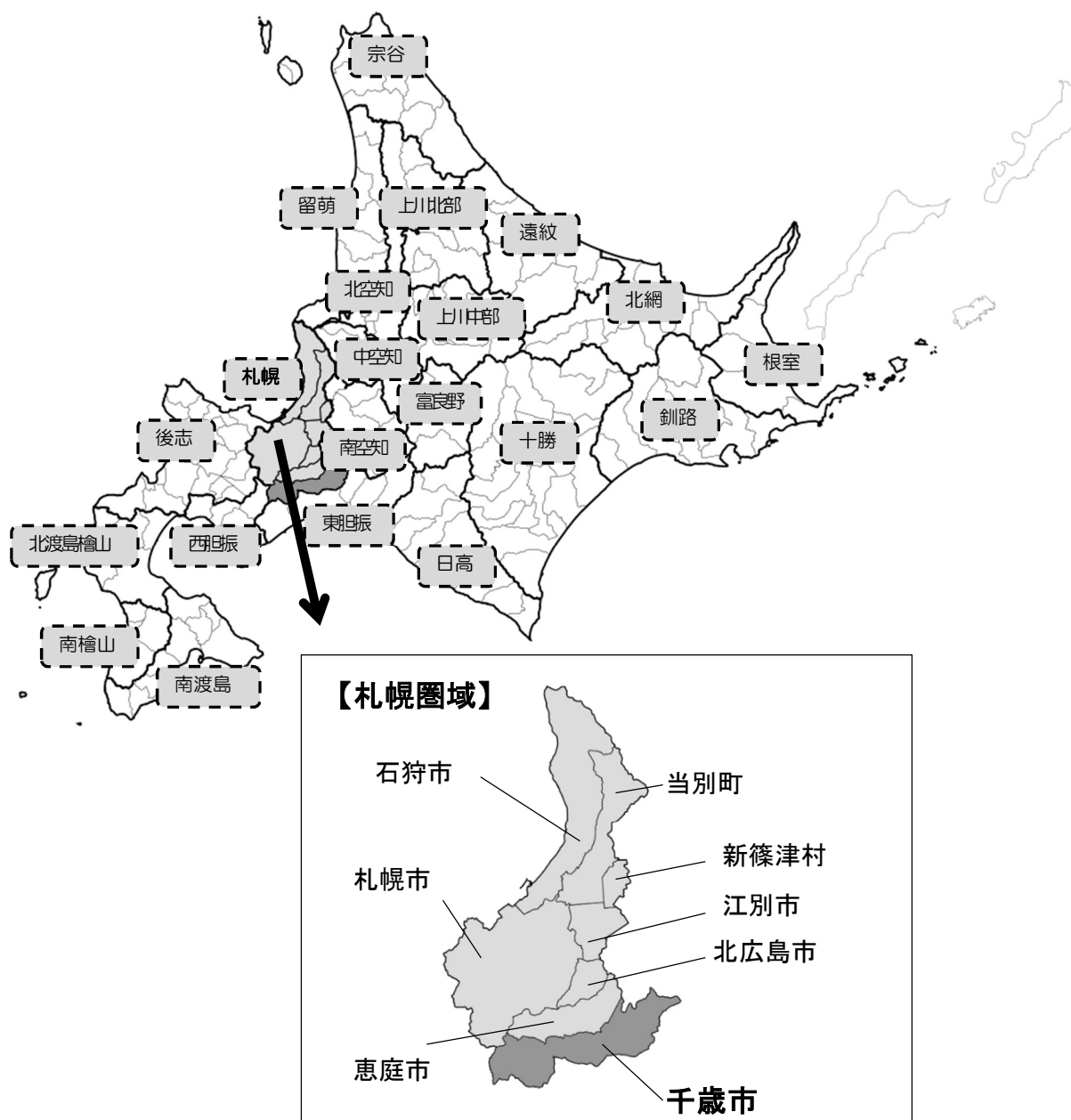
条例・計画
北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施行（平成 30 年 4 月） ○障がい者の意思疎通の総合的な支援、言語としての手話の認識の普及
北海道ケアラー支援条例の施行（令和 4 年 4 月） ○ケアラー支援に関する道の責務並びに道民、事業者、関係機関等の役割の明確化
北海道ケアラー支援推進計画（令和 5 年度～令和 7 年度）の策定 ○普及啓発の促進 ○早期発見及び相談の場の確保 ○ケアラーを支援するための地域づくり

6 北海道障がい保健福祉圏域

北海道では、サービス提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、サービスの種類ごとの支給量及び整備量を見込み、推進管理等を行う「区域」を設定しています。

- (1) 施設入所支援…全道域
- (2) 共同生活援助及び日中活動系サービス…北海道障がい保健福祉圏域（21 圏域）
- (3) 訪問系サービス及び相談支援…市町村圏域（179 圏域）

北海道障がい保健福祉圏域は、障がい者施策の積極的な推進を図るため、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整を行うことを目的に設定されており、本市は「札幌圏域」に位置付けられています。



資料：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

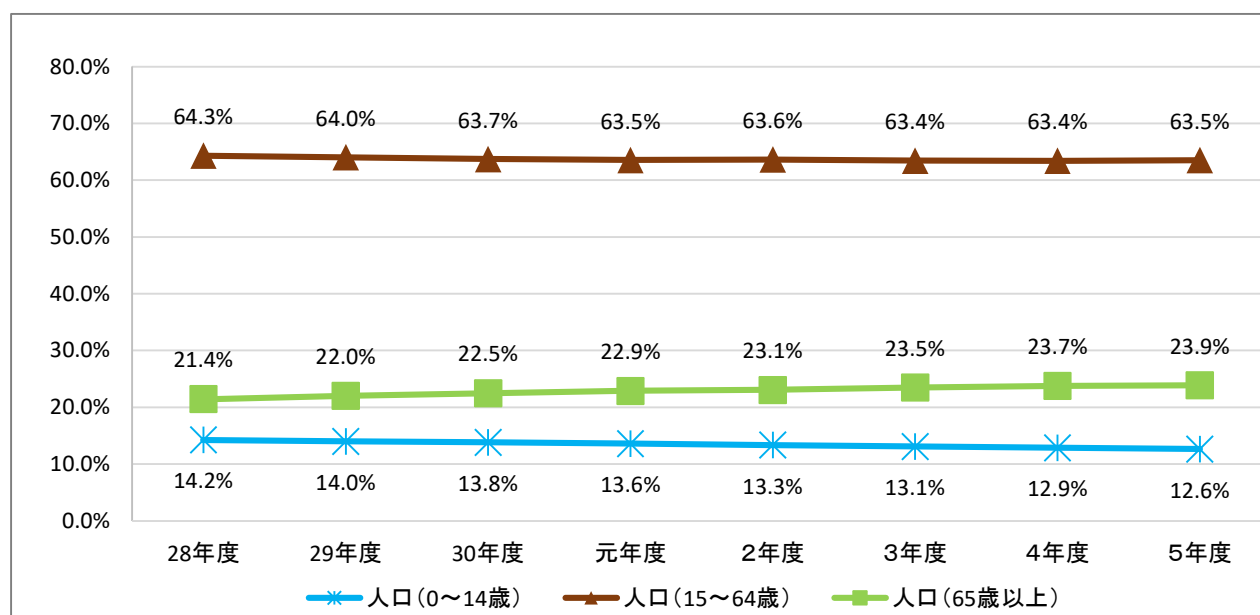
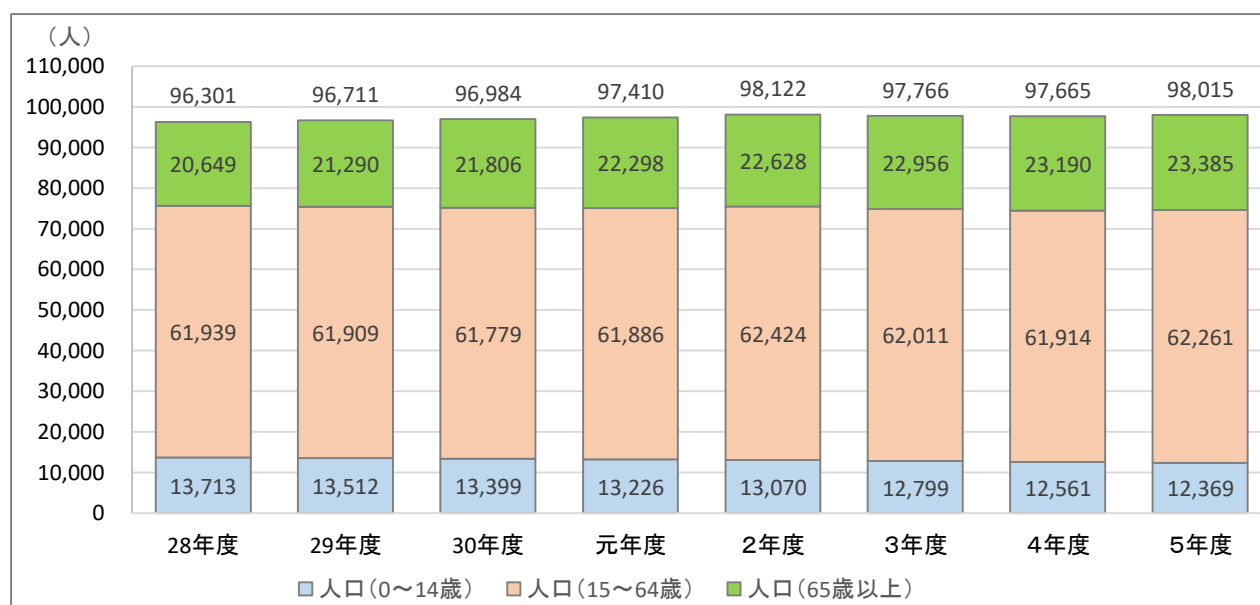
第2章 障がいのある人の状況

1 人口の推移

千歳市の人口は増加傾向にあり、平成28年10月1日時点で96,301人であった人口は、令和5年10月1日現在で98,015人となっています。

全道一若いまちの千歳市においても高齢化が徐々に進んでおり、平成28年度時点の老年人口（65歳以上）の割合は21.4%でしたが、令和5年度には23.9%となり、7年間で2.5ポイント上昇しています。

図表1 千歳市の人口と年代別割合



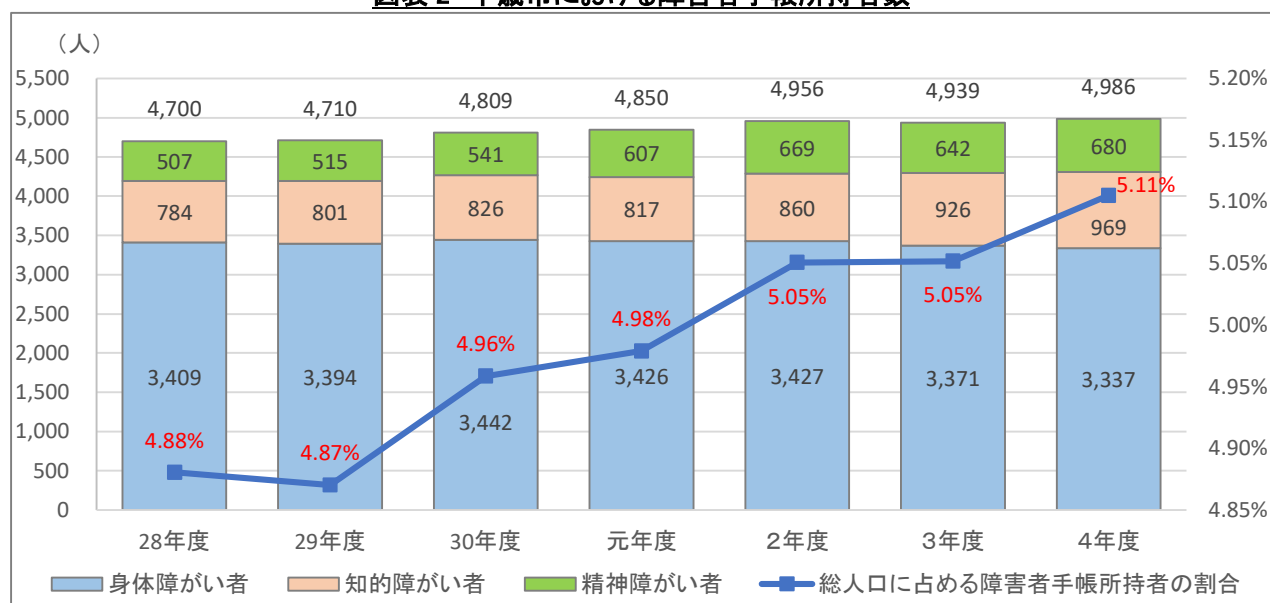
資料:住民基本台帳-外国人登録者数を含む。(各年度10月1日現在)

2 障害者手帳所持者数

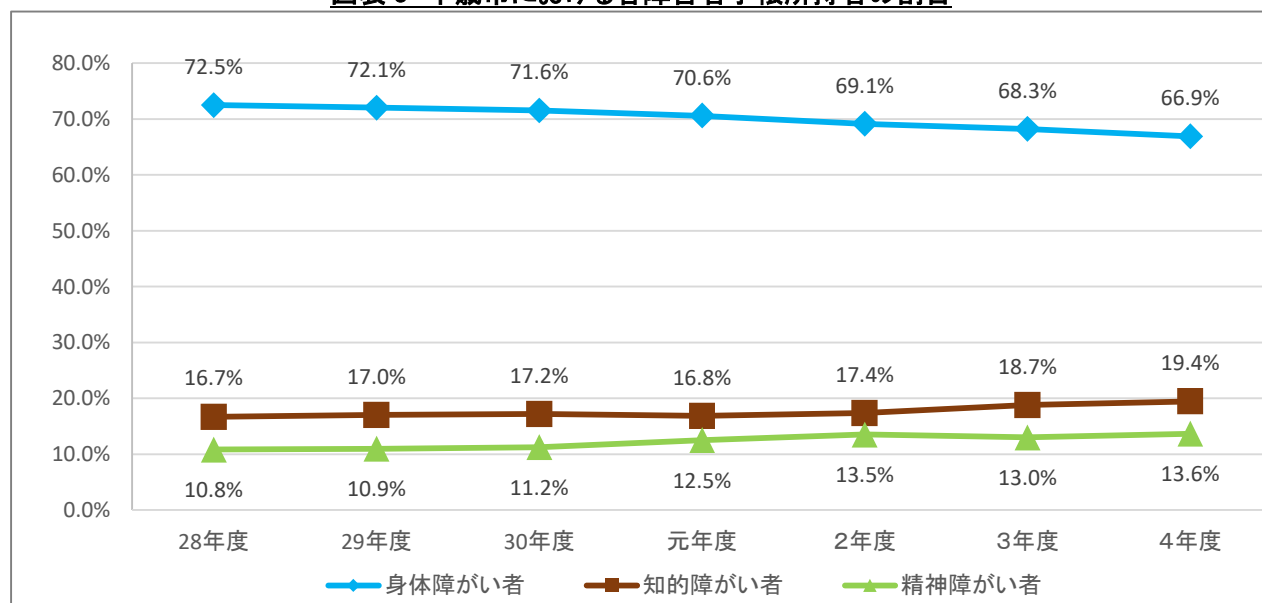
千歳市における障害者手帳の所持者数は、令和4年度末では4,986人となっています。千歳市の総人口に占める障害者手帳所持者の割合は、増加傾向にあり、平成28年度末に4.88%であった割合が、令和4年度末には5.11%となっています。

令和4年度末の身体障害者手帳所持者（身体に障がいのある人）は3,337人、療育手帳所持者（知的障がいのある人）は969人、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がいのある人）は680人となっています。

図表2 千歳市における障害者手帳所持者数



図表3 千歳市における各障害者手帳所持者の割合



資料:障がい者支援課(各年度3月31日現在)

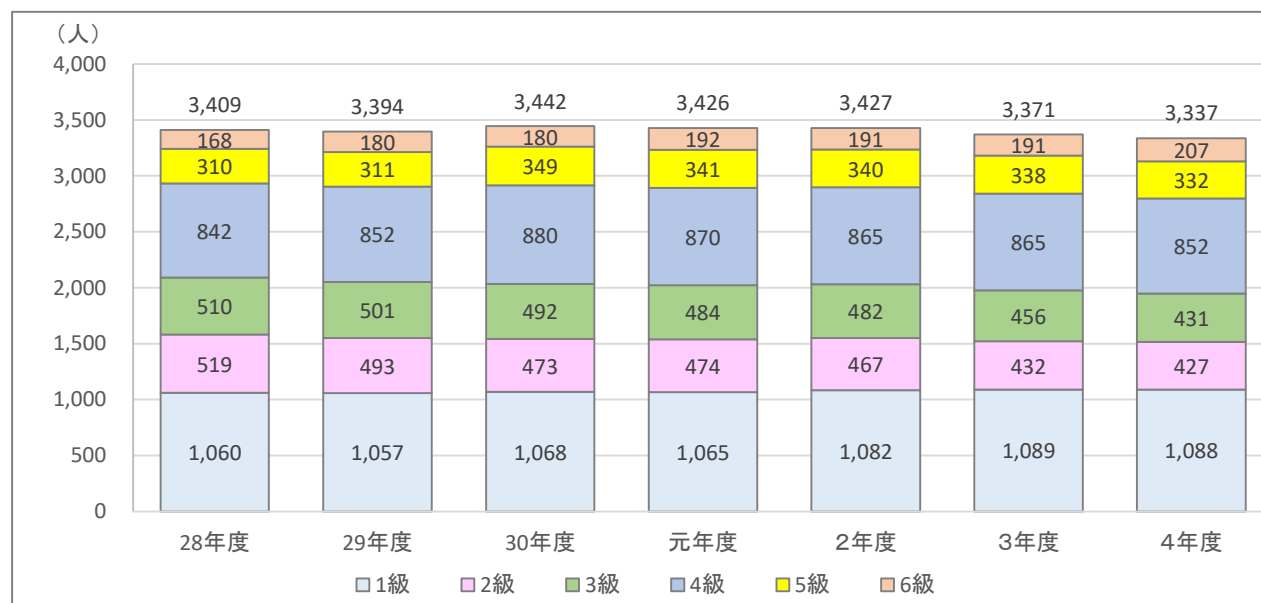
（１）身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は平成28年度末に3,409人であり、令和4年度末には72人減の3,337人となっています。

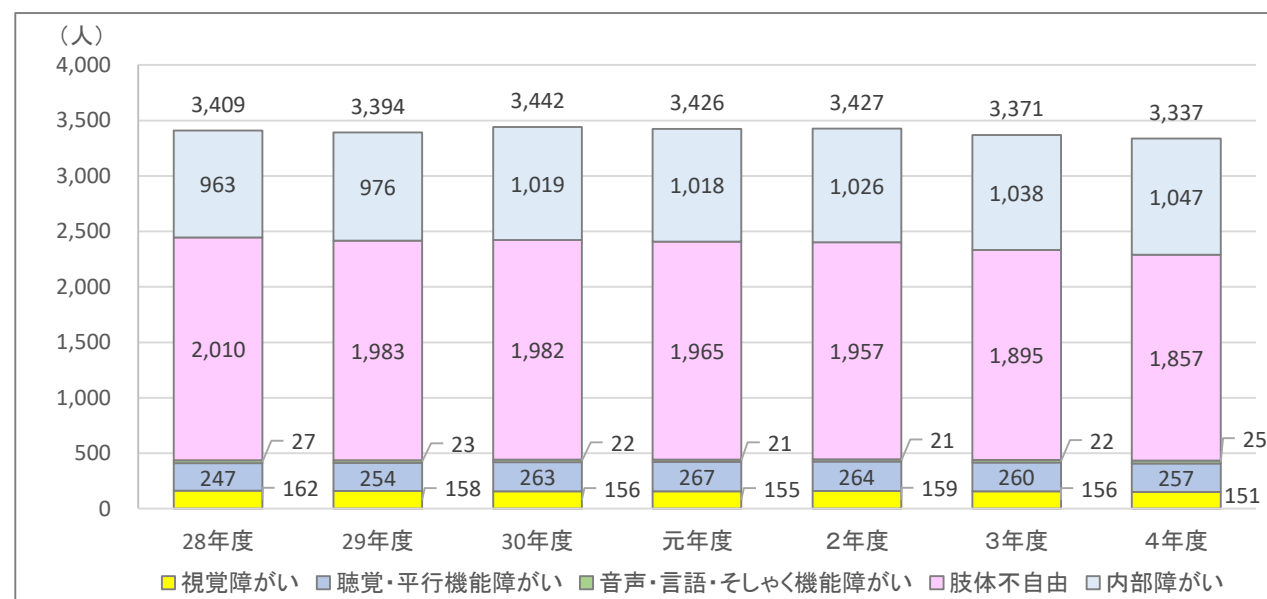
障がいの種別では肢体不自由が最も多く、令和4年度末には1,857人となっています。

平成28年度末と比べて伸び率が大いなのは内部障がいであり、令和4年度末では平成28年度末と比べて8.7%増の1,047人となっています。

図表 4 身体障害者手帳所持者数と等級別の推移



図表 5 身体障害者手帳所持者数と種別の推移



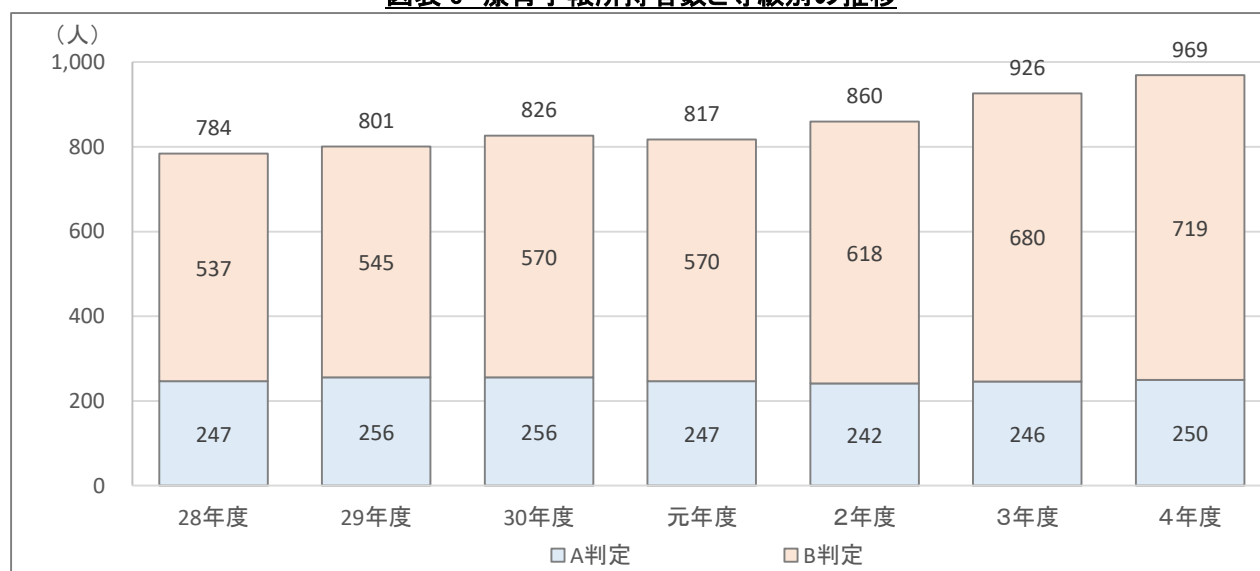
資料：障がい者支援課（各年度3月31日現在）

(2) 療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は平成28年度末に784人であり、令和4年度末には185人増の969人となっています。

平成28年度末に247人であったA判定は、令和4年度末には3人増の250人となっています。また、B判定は、平成28年度末の537人に対し、令和4年度末には182人増の719人と大きく増加しています。

図表 6 療育手帳所持者数と等級別の推移



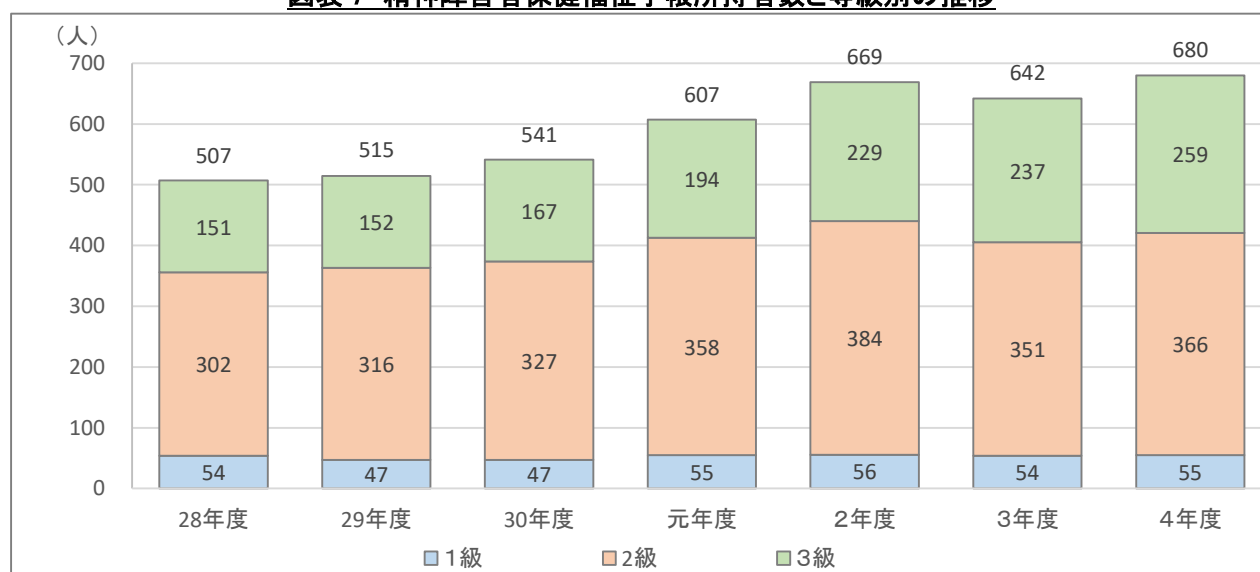
資料：障がい者支援課(各年度3月31日現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は平成28年度末に507人であった所持者は、令和4年度末には173人増の680人となっています。

障がいの等級別については、令和4年度末には1級が55人、2級が366人、3級が259人となっており、最も伸び率が高いのは3級で平成28年度末と比べて約1.7倍となっています。

図表 7 精神障害者保健福祉手帳所持者数と等級別の推移



資料：障がい者支援課(各年度3月31日現在)

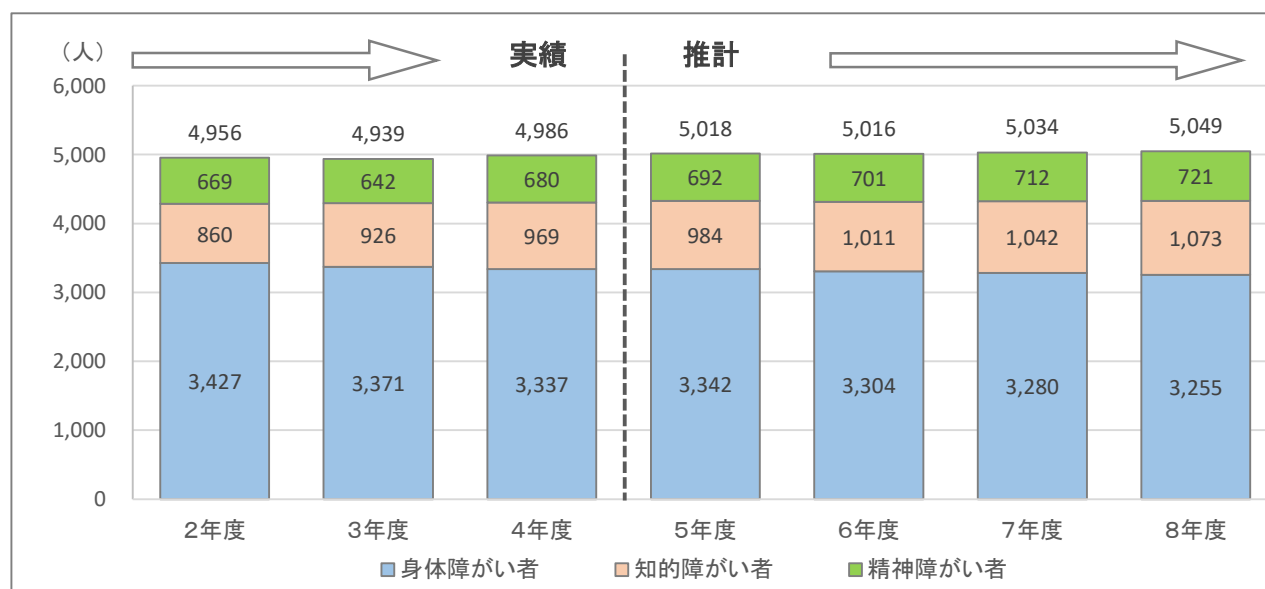
（４）障がい者数の将来推計

千歳市における障害者手帳の将来の所持者数について、将来推計人口^{*1}及び令和２年度から令和４年度までの障害者手帳別の伸び率^{*2}の平均をもとに令和８年度まで推計しました。

推計の結果、令和８年度末の身体に障がいのある人は3,255人、知的障がいのある人は1,073人、精神障がいのある人は721人となり、令和４年度と比べ、身体に障がいのある人は82人（-2.5%）減少、知的障がいのある人は104人（10.7%）増加、精神障がいのある人は41人（6.0%）増加し、全体で63人（1.3%）の増加が見込まれます。

また、令和８年度の将来推計人口に占める手帳所持者の割合^{*3}は、身体障害者手帳が3.3%、療育手帳が1.1%、精神障害者保健福祉手帳が0.7%になると見込まれます。

図表８ 障がい者数の将来推計



*1 将来推計人口

	令和6年	令和7年	令和8年
将来推計人口（人）	97,535	97,481	97,410

資料：企画部（千歳市人口ビジョン令和２年３月）

*2 障害者手帳別の伸び率

手帳	令和２年度～３年度の伸び率（Ａ）	令和３年度～４年度の伸び率（Ｂ）	平均の伸び率 ((A + B)/2)
身体障害者手帳	-1.6%	-1.0%	-1.3%
療育手帳	7.7%	4.6%	6.2%
精神障害者保健福祉手帳	-4.0%	5.9%	0.9%

*3 将来推計人口に占める手帳所持者の割合

	令和6年	令和7年	令和8年
将来推計人口（人）	97,535	97,481	97,410
身体障害者手帳（人・％）	3,304（3.4％）	3,280（3.4％）	3,255（3.3％）
療育手帳（人・％）	1,011（1.0％）	1,042（1.1％）	1,073（1.1％）
精神障害者保健福祉手帳（人・％）	701（0.7％）	712（0.7％）	721（0.7％）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

**障がいのある人が、安心して、
自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現**

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の考え方や第5次障害者基本計画の方向性、第7期総合計画の展開方針を踏まえ、「障がいのある人が、安心して、自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現」を本計画の基本理念とします。

この基本理念に基づいて、「千歳市障がい者計画」において全庁的な障がい福祉施策を定めるとともに、「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標やサービスの見込量などを定めます。

2 計画の対象

- ・ 身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がい(発達障がいを含む)のある人
- ・ 難病患者などその他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人
- ・ 18歳未満の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神障がいのある児童及び発達支援が必要な児童

3 基本目標

基本理念に基づき、5つの分野に区分して基本目標を設定し、それぞれについて施策の方向をまとめています。

障がいのある人が、安心して、
自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現

基本目標 1

「差別の解消、権利擁護
の推進及び虐待の防止」

基本目標 2

「安全・安心な
生活環境の整備」

基本目標 3

「暮らしの充実」

基本目標 4

「障がい児支援の充実」

基本目標 5

「自立と共生の推進」

基本目標 1 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」

障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるように、権利擁護や障がい特性の理解促進に取り組むとともに、虐待防止体制の充実・強化を図ります。

基本目標 2 「安全・安心な生活環境の整備」

障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、住まいや公共施設等をはじめとする生活環境のバリアフリー化を推進します。また、地域の防災・防犯体制を強化するとともに、適切な感染症対策により、安全・安心な生活環境の整備に努めます。

基本目標 3 「暮らしの充実」

関係機関との連携を強化し、必要な相談支援や障害福祉サービス等の提供体制を確保するとともに、経済的な負担の軽減や保健・医療の推進により、障がいのある人とその家族の地域における暮らしの充実を図ります。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨に基づき、障がいのある人の情報取得や利用、意思疎通支援を推進します。

基本目標 4 「障がい児支援の充実」

障がいのある子どもの成長や発達、自立を支えていくため、保健・医療・福祉・教育・就労等関係機関の連携強化により、乳幼児期から学校卒業まで子どもの成長に応じた効果的で適切かつ良質な支援を身近な場所で提供する体制の整備や支援内容の充実を図ります。また、地域共生社会の実現につながるよう乳幼児期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無にかかわらず、子どもが様々な機会を通じて共に過ごし、互いに学びあう経験ができる環境づくりを目指します。

基本目標 5 「自立と共生の推進」

一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図り、経済的な自立を支援します。また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するとともに、地域生活支援拠点等や重層的支援体制の整備に向けた取組を推進し、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

4 施策の方向

■基本理念■

障がいのある人が、安心して、自立した生活を
送ることができる地域共生社会の実現

■基本目標■

基本目標 1

「差別の解消と権利擁護の推進及び虐待の防止」

1 権利擁護の推進・虐待の防止

2 理解促進・差別解消の推進

基本目標 2

「安全・安心な生活環境の整備」

1 生活環境のバリアフリー化

2 防災・防犯・感染症対策の推進

基本目標 3

「暮らしの充実」

1 生活支援の充実

2 保健・医療の推進

3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

基本目標 4

「障がい児支援の充実」

1 発達支援の充実

2 共に過ごし、共に学ぶ環境づくりと支援体制の充実

基本目標 5

「自立と共生の推進」

1 雇用・就労の推進

2 地域共生の推進

■施策の方向■

5 計画の体系

基本目標1 「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」

1 権利擁護の推進・虐待の防止	
(1) 成年後見制度の利用促進	福祉課 高齢者支援課 障がい者支援課
(2) 障がい者虐待防止体制の充実・強化	障がい者支援課
2 理解促進・差別解消の推進	
(1) 広報・啓発活動の充実	障がい者支援課
(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進	障がい者支援課
(3) 福祉教育等の推進	学校教育課

基本目標2 「安全・安心な生活環境の整備」

1 生活環境のバリアフリー化	
(1) 住まいのバリアフリー化の推進	障がい者支援課 市営住宅課
(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進	建築課 建築設備課
(3) 道路・公共交通機関のバリアフリー化の推進	道路管理課 道路建設課
(4) 公園緑地のバリアフリー化の推進	都市整備課
2 防災・防犯・感染症対策の推進	
(1) 地域防災体制の強化	福祉課 危機管理課 障がい者支援課
(2) 緊急時における連絡手段の確保	障がい者支援課 消防署救急課
(3) 消費者被害の防止	市民生活課
(4) 感染症対策の推進	障がい者支援課 危機管理課

基本目標3「暮らしの充実」

1 生活支援の充実	
(1) 相談支援体制の充実・強化	障がい者支援課
(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保	障がい者支援課
(3) 経済的な負担軽減	障がい者支援課
(4) ケアラー支援	福祉課 高齢者支援課 障がい者支援課 こども家庭課 こども療育課 青少年課
2 保健・医療の推進	
(1) 保健・医療・福祉の連携による相談支援体制の充実	健康づくり課 障がい者支援課
(2) 医療費の負担軽減	国保医療課 障がい者支援課
(3) 生活習慣病の予防・早期発見	市民健康課
(4) 難病患者支援の実施	健康づくり課 障がい者支援課
3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	
(1) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進	障がい者支援課
(2) 意思疎通支援体制の充実	障がい者支援課
(3) 情報提供の充実	障がい者支援課 広報広聴課 選挙課
(4) ICT の活用	障がい者支援課 行政管理課 学校教育課 こども療育課

基本目標4 「障がい児支援の充実」

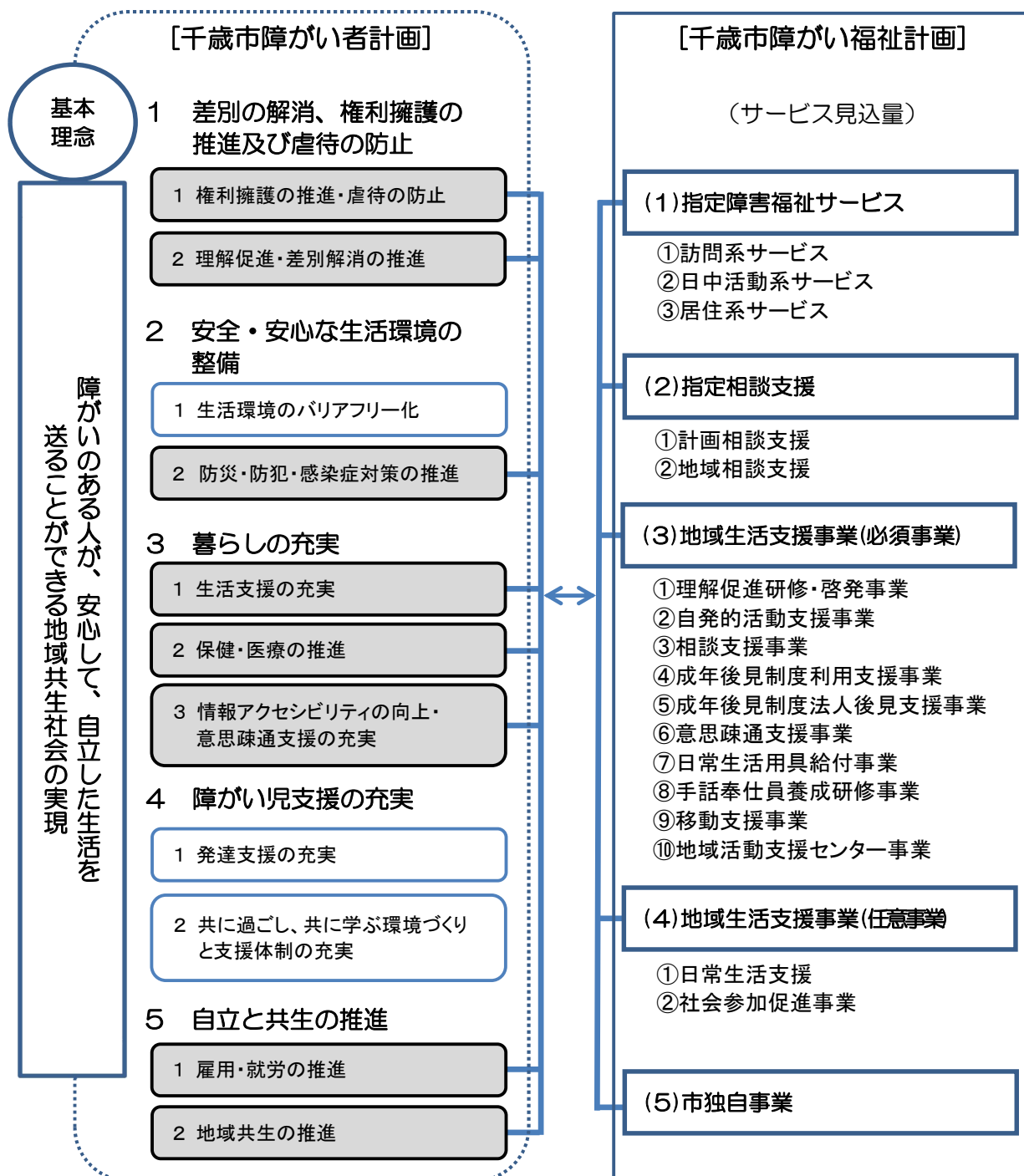
1 発達支援の充実	
(1) 早期発見体制の強化	母子保健課 こども療育課 学校教育課
(2) 児童発達支援センターの機能強化	こども療育課
(3) 障害児通所支援提供体制の充実	こども療育課
(4) 障害児相談支援提供体制の確保	こども療育課
(5) 特別に支援を必要とする子どもへの支援	こども療育課 こども政策課 学校教育課
2 共に過ごし、共に学ぶ環境づくりと支援体制の充実	
(1) 個別支援ファイルの活用促進	こども療育課 学校教育課
(2) 保育の充実	こども政策課 子育て総合支援センター こども療育課
(3) 教育の充実	学校教育課 生涯学習課
(4) 学校卒業後の支援	障がい者支援課 学校教育課 こども療育課

基本目標5 「自立と共生の推進」

1 雇用・就労の推進	
(1) 福祉的就労の支援	障がい者支援課
(2) 一般就労の促進	障がい者支援課
(3) 多様な就労機会の確保	障がい者支援課 職員課
2 地域共生の推進	
(1) 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進	障がい者支援課
(2) 地域活動支援センターの充実	障がい者支援課
(3) 自発的活動の支援	障がい者支援課
(4) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動及び生涯学習の支援	スポーツ振興課 生涯学習課 障がい者支援課
(5) 外出や移動の支援	障がい者支援課
(6) 重層的支援体制の整備に向けた取組の推進	福祉課 高齢者支援課 障がい者支援課 母子保健課 こども家庭課 子育て総合支援センター こども療育課

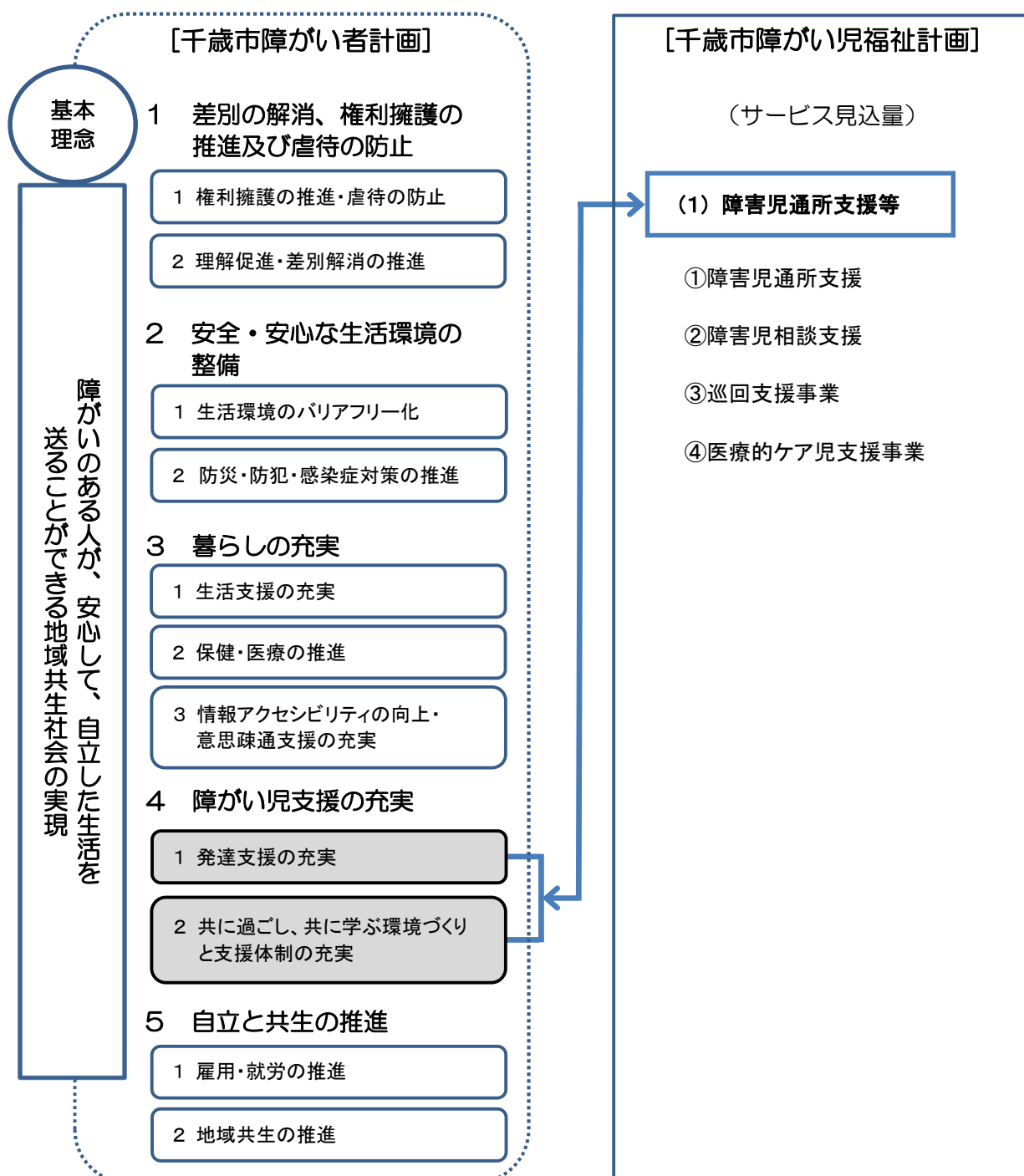
「千歳市障がい者計画」は障がい福祉施策に関する全庁的な指針として策定するものであるのに対し、「第7期千歳市障がい福祉計画」は、「千歳市障がい者計画」に掲げる施策のうち次表のとおり8つの「施策の方向」に対応する障害福祉サービスや地域生活支援事業の確保に係る目標や各年度のサービス量を見込むとともに、サービス提供体制の確保のための方策などを掲載しています。

図表9 千歳市障がい者計画と第7期千歳市障がい福祉計画の関係図



「第3期千歳市障がい児福祉計画」は、「千歳市障がい者計画」に掲げる施策のうち「発達支援の充実」及び「共に過ごし、共に学ぶ環境づくりと支援体制の充実」に対応する障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標や各年度のサービス量を見込むとともに、サービス提供体制の確保のための方策などを掲載しています。

図表 10 千歳市障がい者計画と第3期千歳市障がい児福祉計画の関係図



第4章 千歳市障がい者計画

基本目標 1

「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」

1 権利擁護の推進・虐待の防止



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 令和元年10月に設置した「千歳市成年後見支援センター」において、成年後見制度の適正な利用支援に努めており、同センターへの相談件数は、年々増加していますが、障がい当事者アンケート調査による同センターの認知度は、11.2%と低い結果となっています。引き続き、「親亡き後」を見据えた支援の1つとして、成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、市民後見人の養成、申立てに要する経費の助成等により、障がいのある人の権利擁護における体制の充実に努めます。
- 障害者虐待防止法の周知や虐待防止の啓発により、市町村に対する通報義務の認知が高まり、障がい者支援課に設置する「千歳市障がい者虐待防止センター」における虐待の相談や通報の受付件数は増加の傾向にあります。今後も虐待の防止と早期発見とともに、虐待被害者の一時保護体制の確保に努めます。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・「成年後見制度」の認知度について、「名前も内容も知っている」「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせた認知率は65.7%となっている。
- ・千歳市成年後見支援センターの認知度について、「知っている」が11.2%、「知らない」が84.2%となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・ どのようなことが虐待や差別に該当するかという具体的な例や通報する際の連絡先など、明確なルールの提示が必要。

«主要施策»

(1) 成年後見制度の利用促進

- ◆「千歳市成年後見支援センター」において、障がいなどにより判断能力が不十分な人が、成年後見制度を適正に利用できるよう支援します。
- ◆「千歳市成年後見支援センター」において、成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、市民後見人を養成します。
- ◆成年後見制度の利用が必要な身寄りのない人について市長申立を行い、その費用や後見人の報酬を助成します。

(2) 障がい者虐待防止体制の充実・強化

- ◆障害者虐待防止法の周知、虐待防止についての啓発を行います。
- ◆「千歳市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議」*をはじめとする関係機関との連携により、障がいのある人への虐待防止、虐待の早期発見に努めます。
- ◆「千歳市障がい者虐待防止センター」において、虐待に関する相談・通報・届出を受け付け、必要な調査や指導・助言を行います。
- ◆虐待被害者の一時保護体制の確保に努めます。

*千歳市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議…高齢者と障がいのある人に対する虐待防止のため、関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備することを目的に設置された会議体。

2 理解促進・差別解消の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 障がいの理解促進のため、リーフレットやリニューアル発行した「ちとせの障がい福祉ガイド」を配布したほか、千歳学出前講座、広報ちとせ、市のホームページなどを通じた広報・啓発活動に努めてきました。障がい当事者アンケート調査では、障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととして、「地域の人たちの障がいに対する理解」が最も多くなっており、引き続き障がいに対する理解促進を図る必要があります。
- 障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されますが、障がい当事者アンケート調査では、当事者自身の障害者差別解消法の認知度は14.9%に留まっています。今後も、障がいを理由とする差別解消について、市民に広く周知・啓発を図ります。
- 障がいに対する理解を促進するためには、お互いに支え合う気持ちを育てることが重要です。小中学校における福祉教育や交流教育を通じて、障がいの特性やお互いを理解し、支え合うことの大切さを学べる環境づくりを目指します。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・障がいにより嫌な思いをした経験については、「ある」(14.6%)、「少しある」(26.0%)、合わせて40.6%となっている
- ・差別や嫌な思いを経験した場所については「外出先」が43.4%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が37.1%となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・ヘルプマークについての周知を継続してほしい。
- ・民間事業者に対して、合理的配慮の義務化の理解促進・PRが必要。
- ・小中学校などで障がいのある人との触れ合いを設けるなど、互いを知り、思いやりを育める環境があれば、差別や虐待は減るのではないか。

«主要施策»

(1) 広報・啓発活動の充実

- ◆多様な媒体を活用した広報・啓発活動を推進し、障がいに対する理解促進を図ります。
- ◆ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発に努めます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ◆障害者差別解消法や障がいのある人に対する場面ごとの配慮などを掲載した「合理的配慮事例集」の周知を図り、民間事業者による合理的配慮の提供を促進します。
- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、障がいのある人への差別に関する情報共有や事例研究を行い、不当な差別の解消に努めます。
- ◆市や相談支援事業所等において、障がいのある人に対する差別の相談を受け付けます。
- ◆障がいのある人への対応についてまとめた「職員対応要領」に基づき、市の窓口や会議等において、合理的配慮を提供します。

(3) 福祉教育等の推進

- ◆小中学校において、障がいについて学ぶ福祉教育を推進します。
- ◆特別支援学級や特別支援学校と通常学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を実施し、相互理解の促進や社会性の育成を図ります。

基本目標 2

「安全・安心な生活環境の整備」

1 生活環境のバリアフリー化



現状と課題を踏まえた取組の方向

○障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるように、公共施設や道路・公共交通機関、公園緑地のバリアフリー化を推進するとともに、手すりの設置や段差解消などの住宅改修費の一部を助成しています。障がい当事者アンケート調査では、障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととして、「道路・交通・建物のバリアフリー化」が19項目中6番目と上位に入っています。公共施設等のバリアフリー化は進んでいますが、一層の推進を目指します。

「障がい当事者アンケート結果から」

- ・外出の際に困っていることとしては、1番目に「交通費などの費用」(15.9%)で、2番目に「道路の段差や障害物」(15.0%)、3番目が「トイレの利用」(12.8%)、4番目が「建物の入口や内部の段差」(12.4%)となっている。

「関係団体ヒアリング結果から」

- ・車いすでの移動や、目の不自由な方の移動がしやすい街づくりをしてほしい。

«主要施策»

(1) 住まいのバリアフリー化の推進

- ◆手すりの設置や段差の解消など、障がいのある人の住宅改修について、市独自に対象者を拡大し、必要な費用の一部を助成します。
- ◆車いすに対応した市営住宅の提供体制の維持に努めます。

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

- ◆公共施設の新築・改修時に、車いすやオストメイトに対応した多機能トイレの設置や障がい者用駐車スペースの確保などの施設整備に努めます。

(3) 道路・公共交通機関のバリアフリー化の推進

- ◆「千歳駅周辺交通バリアフリー基本構想」*に基づいた整備を行います。
- ◆視覚障がいのある人や車いすを利用している人などの通行の妨げになる違法駐車や駐輪、歩道上の不法占拠物等の解消について、指導及び啓発を行います。

(4) 公園緑地のバリアフリー化の推進

- ◆障がいのある人も快適に利用できる公園の整備や改修を推進します。

*千歳駅周辺交通バリアフリー基本構想…千歳駅周辺を重点整備地域として公共空間のバリアフリー化を推進することを目的として策定している。

2 防災・防犯・感染症対策の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 地域住民による災害時の支援や平常時の見守りなどに活用するため、「避難行動要支援者名簿」*を定期的に更新していますが、障がい当事者アンケート調査の結果では、災害時の避難に不安がある人の名簿登録率は4.7%と低く、引き続き、関係団体や地域住民との連携による円滑な避難支援体制づくりを推進する必要があります。
- 緊急時に外部との連絡をとることが困難な障がいのある人の家に「緊急通報システム」*を設置していますが、令和5年度の設置件数は5件と少ないことから、サービスの拡充などにより、利用促進を目指します。
- 「令和5年版消費者白書」によれば、障がいのある人等の消費生活相談件数は増加傾向にあり、判断力の不足や契約内容への理解不足につけ込まれてトラブルになっていると思われるケースがあります。障がいのある人の消費者トラブルの被害防止のために、情報発信や相談対応を継続します。
- 新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、日常生活における適切な感染症対策の啓発や情報発信を継続し、感染症の拡大を防止します。

「障がい当事者アンケート結果から」

- ・災害が発生した場合の避難場所について、「知らない」と回答した人は32.6%となっている。
- ・一人で避難できるかについては、「できない」が37.5%、「わからない」が19.0%で、高次脳機能障がいあり、強度行動障がいありでは「できない」が60%以上となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・防災行政無線を文字情報でも発信してほしい。
- ・重度の知的障がいのある人に対応できる福祉避難所が必要。

«主要施策»

(1) 地域防災体制の強化

- ◆「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、平常時の見守りや防災訓練に活用します。
- ◆「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」*に基づき、町内会、民生委員児童委員等との連携を強化し、避難行動要支援者を支援するための個別プランを作成します。
- ◆自主防災組織の結成支援、指導者養成のための研修を実施します。
- ◆災害発生時の指定避難所では「要配慮者カード」*などを活用し、障がいのある人の適切な支援に努め、必要に応じて福祉避難所を開設します。
- ◆聴覚障がい（2～4級）、視覚障がい（1～4級）のある人の世帯に防災行政無線の戸別受信機（聴覚障がいの場合は文字表示器を含む）を配備します。
- ◆冬期間の除雪が困難な人に対し、除雪サービスを提供し、緊急時の避難通路を確保します。
- ◆一人暮らし世帯の状況について、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて情報を共有し、適切な障害福祉サービスの利用を促進するとともに、地域による見守り活動を推進します。

(2) 緊急時における連絡手段の確保

- ◆緊急時に外部との連絡をとることが困難な人の家に、「緊急通報システム」の設置を行います。
- ◆「緊急通報システム」による24時間相談や安否確認等のサービス拡充を図ります。

- ◆119 番通報において、音声電話による通報が困難な人がスマートフォン等のインターネットを利用して、消防本部へ音声によらない緊急通報を行うことができる「NET119 緊急通報システム」の継続したサービスを提供します。

(3) 消費者被害の防止

- ◆障がいのある人が消費者被害に巻き込まれないよう広く情報発信に努め、「千歳市消費生活センター」において悪質商法等の消費生活相談に対応します。

(4) 感染症対策の推進

- ◆感染症拡大を防止するため、障害福祉サービス事業所等に対して、感染症対策等の啓発や情報発信に努めます。
- ◆社会的影響の大きい新感染症が発生した場合には、「千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画」*を踏まえて、国や北海道と連携した体制づくりを推進します。

*避難行動要支援者名簿…災害時に自力で避難することが難しく、個人情報の提供に同意し、登録を希望した人の名簿のこと。

*緊急通報システム…高齢者や重度障がいのある人が緊急及び相談に関する通報を行うための機器のこと。

*避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）…災害発生時に支援を必要とする人の対応や地域の支援を基本とした避難支援体制の整備のために策定している。

*要配慮者カード…避難所生活において障がいのある人などが周囲の避難者に対して支援してほしいこと、知っておいてほしいことを情報発信するカードのこと。

*千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画…新型インフルエンザや新感染症の発生段階に応じた対策を取りまとめたもの。

基本目標 3 「暮らしの充実」

1 生活支援の充実



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」と「千歳地域生活支援センター」が中心となり、障がいのある人や家族が抱える問題等について、総合的な相談対応を行っています。相談支援体制の更なる充実のため、「基幹相談支援センター」*の設置を目指し、市内の相談支援専門員の育成を推進します。
- 障害福祉サービスや地域生活支援事業等については、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人、医療的ケアを必要とする人など、重度障がいのある人に対応したサービスの提供体制の確保が課題となっています。サービス提供事業所アンケート調査では、運営上の課題について、「支援員の確保」が65.5%と最も多く、次いで「職員の資質向上」が52.7%となっており、行政等の関係機関へ求める支援については、「職員の研修、職業訓練への支援」が54.5%と最も多かったことから、人材の育成や確保に向けた支援の充実を図り、必要なサービス提供体制を確保します。
- 障がい当事者アンケート調査では、障がいのある人が地域で生活していくために必要なこととして、「経済的な負担の軽減」が19項目中2番目と高いニーズがありました。今後も「福祉サービス利用券」*の交付など、必要な経済的負担軽減策を継続します。
- 令和4年4月に北海道ケアラー支援条例が施行されました。障がいのある家族の介護や援助を行う「ケアラー」に対する相談支援を推進します。

「障がい当事者アンケート結果から」

- ・「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」を「知っている」と回答した人は 33.4%、その内、「利用したことがある」と回答した人は 35.4%となっている。
- ・現在利用しているサービスは「福祉サービス利用券助成事業」が 24.8%で最も多く、次いで「計画相談支援」が 6.0%となっている。

「関係団体ヒアリング結果から」

- ・保育所やその他子育ての相談窓口では、視覚障がいのある保護者への対応や支援が難しいこともあるので、相談できる機関を増やしてほしい。
- ・ヘルパーを要請しても、人手不足から断られることが多いため、ヘルパー不足解消に注力してほしい。
- ・グループホームが不足している。
- ・障がい当事者を病院に繋げず、困っている家族は多い。

「主要施策」

(1) 相談支援体制の充実・強化

- ◆「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」に相談支援専門員を複数配置し、相談支援の充実を図ります。
- ◆「千歳地域生活支援センター」に精神保健福祉士を配置し、精神障がいのある人に対する相談支援を強化します。
- ◆「基幹相談支援センター」の設置を目指します。
- ◆相談支援専門員等の資格取得費用を助成し、人材の育成に努めます。
- ◆計画相談支援のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、相談に関する困難事例の情報共有や課題解決に努めます。
- ◆身体障害者相談員・知的障害者相談員を設置し、障がいのある人の地域生活の支援に努めます。

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保

- ◆障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、事業者の情報交換や研修会の機会を設け、障害福祉サービスの質の向上に努めます。
- ◆医療的ケアを必要とする人への支援体制の確保に努めます。
- ◆行動援護のサービス提供体制の確保に努め、強度行動障がいのある人の日中活動を支援します。
- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、重度障がいのある人等のニーズの把握に努め、適切な障害福祉サービスの利用を支援します。
- ◆障害福祉サービス事業所等の施設整備について、緊急性・必要性が高い場合は、千歳市社会福祉施設整備費補助要綱による利子補給を行うなど、整備費等の一部を補助します。

(3) 経済的な負担軽減

- ◆市民税非課税で障がいのある人に対し、「福祉サービス利用券」を交付します。
- ◆在宅で、常に紙おむつを必要とする重度障がいのある人に対し、紙おむつを支給します。
- ◆食事の調理が困難な障がいのある人に対し、昼食や夕食を配達します。
- ◆在宅で、常に特別の介護を必要とする重度障がいのある人に対し、手当を支給します。

(4) ケアラー支援

- ◆北海道ケアラー支援条例等に基づき、関係機関との連携により、ケアラーに対する相談支援を推進します。

* 基幹相談支援センター…P64 参照。

* 福祉サービス利用券…市内のバスやタクシー、公衆浴場等で利用できる利用券のこと。

2 保健・医療の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 精神保健福祉法の改正（令和6年4月・一部は令和5年4月）に伴う自治体の精神保健に関する相談支援対象や「医療保護入院」*の見直しなどについて、国の動向を注視し、適切な体制の構築が必要です。障がいのある人の地域移行を推進するため、保健・医療・福祉関係者の連携強化を目指します。
- 生活習慣病は、早期発見することで、糖尿病や心臓疾患等の重症化を予防することができます。健康診査や各種がん検診は内部障がいの予防という観点からも重要なため、今後も生活習慣病予防の取組を推進します。
- 障がい当事者アンケート調査では、難病患者のうち、「障害支援区分」の認定を受けている人は、17.3%に留まっています。保健所等との関係機関と連携し、難病患者の地域生活における課題の把握と適切な障害福祉サービスの利用支援に努めます。

「障がい当事者アンケート結果から」

- ・障がいのある人が地域で生活していくために必要なことは、「医療体制の充実」（20.3%）が19項目中3番目となっている。
- ・現在の生活で困っていることや不安として、「自分の健康や体力に自信がないこと」が35.8%で最も多く、「家族など介助者の健康状態が不安」が18.1%となっている。

「関係団体ヒアリング結果から」

- ・精神科通院や難病の医療費について助成があることを知らない人が多い。

«主要施策»

(1) 保健・医療・福祉の連携による相談支援体制の充実

- ◆「ちとせ健康・医療相談ダイヤル 24」*において、24 時間・年中無休で保健・医療に関する相談を受け付けます。
- ◆保健所等の関係機関と連携し、精神保健に関する相談体制の充実に努めます。
- ◆相談支援事業所において、障がいの特性に配慮した適切な保健・医療サービスの利用支援を行います。
- ◆医療機関と連携し、医療保護入院が必要な身寄りのない方などへの市長同意を行い、退院後の地域移行に必要なサービスの利用を支援します。
- ◆保健・医療・福祉関係者が情報共有や連携を行う協議の場を設けて、障がいのある人の地域移行支援を推進します。

(2) 医療費の負担軽減

- ◆身体障害者手帳 1、2 級及び 3 級(内部疾患のみ)、療育手帳 A 判定及び精神障害者保健福祉手帳 1 級の人に対し、医療費の一部を助成します。
- ◆身体に障がいのある人に対し、障がいの軽減や機能回復を図る手術等の治療に要する医療費の一部を助成します。
- ◆精神障がいのある人に対し、通院医療費の一部を助成します。

(3) 生活習慣病の予防・早期発見

- ◆国民健康保険特定健診・各種がん検診等の実施により、生活習慣病などの予防や早期発見に努めるとともに、健診の周知・啓発を行います。

(4) 難病患者支援の実施

- ◆難病患者とその家族を支援する北海道難病連の活動経費の一部を助成します。
- ◆保健所等の関係機関と連携し、難病患者の地域生活などに関する相談に応じ、難病の特性に応じた適切な障害福祉サービスの提供に努めます。

* 医療保護入院…精神障がいがあり、入院の必要性があるが、本人からの同意が得られない場合に、家族等からの同意を得て入院する形態のこと。

* ちとせ健康・医療相談ダイヤル 24…看護師や医師などの専門スタッフが受け付ける電話相談のこと。

3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、市町村は障がいのある人の情報取得や利用、意思疎通支援に係る具体的施策の策定と実施が義務付けられました。さらに、本市では、障がいのある人や意思疎通に配慮が必要な人の特性に応じたコミュニケーション手段の理解や促進を図るため「（仮称）千歳市コミュニケーション条例」の制定を目指します。
- 障がい当事者アンケート調査では、普段の生活において情報の取得や利用、コミュニケーションに対する困難を感じている人の割合は26.2%でした。これまでの意思疎通支援や情報提供における施策を継続するとともに、「ろうあ者相談員」*の設置やICTの活用を目指すほか、今後も障がい当事者が必要とする施策の調査・研究を進めます。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・ 条例の制定が情報の取得や利用、コミュニケーションに関する困難の解消のために「とても有効」「やや有効」を合わせた「有効だと思う」は41.3%となっている。
- ・ 障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、コミュニケーションを取るためにどのようなことが必要だと思うかについて、「支援サービスの充実」が40.2%で最も多く、「パソコンやスマートフォンなどの活用」が30.4%、「周囲の理解促進」が25.0%となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・（コミュニケーション条例について）当事者の意見が十分に取り入れられて、多種多様な障がいに対応できる条例になるとよい。
- ・ろうあ者相談員の設置を強く要望する。
- ・障がいのある人に向けたパンフレットやホームページを作成するとよい。
- ・市のホームページ等で障がいのある人にも伝わる情報発信をしてほしい。

«主要施策»

（１）障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

- ◆障がいのある人や意思疎通に配慮が必要な人の意見を反映した「（仮称）千歳市コミュニケーション条例」の制定を目指すとともに、特性に応じたコミュニケーション手段の理解や利用の促進を図ります。
- ◆「千歳市手話言語条例」*に基づき、手話の普及促進に努めます。

（２）意思疎通支援体制の充実

- ◆聴覚や言語に障がいがあり、意思疎通が困難な人に対し、手話通訳者・要約筆記者*を派遣します。
- ◆専従手話通訳者を２名設置します。
- ◆手話通訳者・要約筆記者の養成に努めます。
- ◆手話、要約筆記、点訳、音訳等の意思疎通支援が必要な人に対し、利用可能なサービスの周知を図ります。
- ◆ろうあ者相談員の設置を目指します。

(3) 情報提供の充実

- ◆障がい特性に応じた「情報・意思疎通支援用具」*を給付します。
- ◆障害福祉サービスの概要をわかりやすく記載した「ちとせの障がい福祉ガイド」を作成します。
- ◆広報ちとせ、市のホームページ、SNS等の活用や「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じた関係機関との連携により、障がいのある人に対する情報発信を強化します。
- ◆「千歳市点字図書室」における点訳・音訳図書の充実を図り、読書バリアフリーを推進します。
- ◆広報ちとせや選挙のお知らせなど、行政情報の発信について、点訳又は音訳版の作成に努め、市のホームページには、文字サイズの拡大やふりがな、音声での読み上げなどの閲覧補助機能を備えます。

(4) ICT の活用

- ◆デジタル障害者手帳「ミライロ ID」*の利用促進を図ります。
- ◆タブレット端末やスマートフォンを活用した遠隔手話サービスの利用促進を図ります。
- ◆「千歳市点字図書室」でボランティアが製作した点字図書・音訳図書等のデータを視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」*へ提供し、その利用を支援します。
- ◆各種手続き等における「書かない窓口」*等の導入を検討し、障がいのある人の負担軽減を図ります。
- ◆小・中学校において、学習や生活に困難を抱える子どもの障がい特性等に配慮しながら、学習者用コンピュータの一人一台端末、デジタル教科書や電子黒板等の ICT 機器を活用します。
- ◆「児童発達支援センター」において、タブレット端末と業務管理システムを導入し、施設運営の効率化を図ります。

-
- * ろうあ者相談員…聴覚に障がいのある人が抱える問題などの相談を受け、関係機関と連携しながら解決に当たる障がい当事者の相談員のこと。
 - * 千歳市手話言語条例…「手話は言語である」という認識のもと、手話に対する理解を広げ、手話を使用しやすい環境づくりのための施策を推進することを目的に、平成 30 年 3 月に施行された。
 - * 要約筆記者…話している内容をその場で文字にして伝える筆記による通訳のこと。
 - * 情報・意思疎通支援用具…点字ディスプレイや人工咽頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のこと。
 - * ミライロ ID…障害者手帳をスマートフォンで表示できるアプリのこと。
 - * サピエ…視覚障がいのある人や視覚による表現の認識が困難な人に対し、インターネットを通じて、点訳・音訳のデータをはじめ、地域・生活情報などを提供するネットワークのこと。
 - * 書かない窓口…マイナンバーカード等を活用した申請書作成支援システムの導入などにより、これまで窓口で記入が必要だった申請書の一部を「書かない」ようにするもの。

基本目標 4

「障がい児支援の充実」

1 発達支援の充実



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 障がい当事者アンケート結果では、子どもの発達課題等に気づいたきっかけは、「保護者の方を含む家族の気づき」が最も多く、次いで「総合保健センターでの乳幼児健診」、「病院などの医療機関による診察・健診」、「こども発達相談室での相談」の順となっています。発達に心配のある子どもが、早期に支援につながるように、関係機関が連携して早期発見の体制を整える必要があります。
- 「こども発達相談室」への相談者は、年々増加傾向にあることから、支援体制の強化や支援内容の充実に努めます。
- セルフプランによる障害児通所支援事業の利用者が多数を占めることから、障害児相談支援の提供体制の確保に努めるとともに、支援が必要な子どもに適切な発達支援が行われるよう障害児通所支援の提供体制の充実と質の向上に取り組みます。
- 児童福祉法の改正（令和6年4月）により、「児童発達支援センターの機能強化」が求められています。「千歳市児童発達支援センター」が中核機関として十分な役割を担えるよう支援体制の強化に取り組み、支援内容の充実に図ります。
- 医療的ケア児支援法（令和3年9月施行）の基本理念に基づき、医療的ケア児とその家族が抱える課題を把握し、支援体制の充実や必要な支援施策の実現に取り組みます。

「障がい当事者アンケート結果から」

- ・ 今後 3 年以内に必要な支援は、「発達を促す支援」が 49.0%、次いで「学校の進路相談支援」が 42.7%、「児童発達支援や放課後等デイサービスについての相談支援」 37.4%となっている。

「関係団体ヒアリング結果から」

- ・ 子どもが小さいときから障がいに気付くことができる環境があるとよい。保護者の障がいに対する認識度を上げる必要がある。

「主要施策」

(1) 早期発見体制の強化

- ◆ 4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査の受診率向上や健診内容の充実に努めます。
- ◆ 5 歳児相談の相談体制や支援内容の充実に努めます。
- ◆ こどもネウボラの相談体制や支援内容の充実に努めます。
- ◆ 発達障がいについての理解を深めるため、啓発活動に取り組みます。
- ◆ 発達に心配のある児童とその保護者を対象とした就学相談を行います。

(2) 児童発達支援センターの機能強化

- ◆ 「千歳市児童発達支援センター」が中核機関として十分な役割を担えるよう支援体制の強化を図り、専門職員の人材育成に取り組みます。
- ◆ 中核機関として、幅広い高度な専門性に基づく、発達支援や家族支援に取り組みます。
- ◆ 中核機関として、市内の障がい児通所支援事業所に対する支援内容等への助言や援助などに取り組み、障がい児支援の質の向上と連携体制の充実に努めます。
- ◆ 市内の認定こども園等教育・保育施設や幼稚園、学童クラブ等におけるインクルージョンを推進するため、中核機関として、後方支援に取り組みます。

- ◆発達支援の入口としての相談に対応するため、「こども発達相談室はぐ」の支援体制の強化や支援内容の充実を図ります。

(3) 障害児通所支援提供体制の充実

- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において支援困難事例や地域課題の共有等を通じ、支援体制の充実と支援の質の向上に取り組みます。
- ◆障害児相談支援事業所などと連携し、支援ニーズの把握に努め、障害児通所支援の提供体制の確保に取り組みます。
- ◆重症心身障がい児等を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

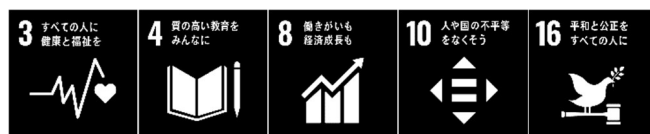
(4) 障害児相談支援提供体制の確保

- ◆進学や就労に向けて障害児支援利用計画を必要とする児童に対応できる障害児相談支援の提供体制の確保に取り組みます。
- ◆「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員し、障害児支援利用計画の対象者拡大に努めます。
- ◆「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」の支援体制を強化し、障がい児とその家族に対する相談支援機能の充実を図ります。

(5) 特別に支援を必要とする子どもへの支援

- ◆医療的ケア児等コーディネーターを千歳市児童発達支援センターに配置し、医療的ケア児に対する支援を調整する機能を確保します。
- ◆「千歳市医療的ケア児支援協議会」において、医療的ケア児とその家族が抱える課題を検討し、支援体制の充実や必要な支援施策の実現に取り組みます。
- ◆医療的ケア児が看護師未配置の障害児通所支援事業所を利用する際に訪問看護師等の派遣にかかる費用を一部助成します。
- ◆医療的ケア看護職員を市立認定こども園に配置し、医療的ケア児を受け入れる体制を整備します。
- ◆医療的ケア看護職員を小・中学校に配置し、医療的ケア児を受け入れる体制を整備します。

2 共に過ごし、共に学ぶ環境づくりと支援体制の充実



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 市内の認定こども園や認可保育所及び学童クラブでは、発達に心配のあるなしにかかわらず、すべての子どもを集団保育するインクルージョン保育*を推進しています。認定こども園等での障がい等のある子どもの受入れは、年々増加傾向にあることから、引き続き、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な保育を行う体制の充実を図る必要があります。
- 小中学校では、障がいのある子どもが生活や学習上の困難を改善又は克服していくための指導及び支援を行う特別支援教育を推進しています。各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制の充実や教職員の専門性の向上を図るとともに、特別支援教育支援員を配置するなど体制の充実を図っています。特別支援教育の対象となる児童は、年々増加傾向にあることから、引き続き、子ども一人ひとりの状況に合わせた支援の充実に向け、教職員の専門性の向上や人材育成を図る必要があります。
- 子どもたちが障がいの有無にかかわらず、様々な機会を通じて共に過ごし、互いに学びあう経験ができる環境づくりと支援体制の充実を目指します。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・進路や就学などに関して不安を感じていることについては、「本人の友達づきあい」が46.7%で最も多く、次いで「将来の就労に向けての情報が少ない」が35.6%、「療育や保育、教育に関する情報が少ない」が23.1%となっている。

《関係団体ヒアリング結果から》

- ・幼稚園、保育園から、障がいのある子どもと触れ合って、一緒に生きることを感じる子どもが増えれば障がいに対する理解が進むのではないかと。

(1) 個別支援ファイルの活用促進

- ◆発達に支援が必要な乳幼児期の児童に対し、「こどもの発達と支援の記録」ファイルを作成します。
- ◆将来にわたり一貫性のある支援が構築されるよう保護者や関係機関にファイルの活用方法の周知を図ります。
- ◆小・中学校においても、保護者同意のもと支援ファイルを引き継ぎ、これを「個別の教育支援計画」に位置付けて、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた一貫性のある教育的支援に役立てます。

(2) 保育の充実

- ◆認定こども園等の教育・保育施設において、障がい等のある子どもを受け入れる「特別支援保育事業」の充実を図ります。
- ◆障がい等のある子どもを受け入れる私立幼稚園等に対し、補助金を交付し、その運営を支援します。
- ◆市内 18 か所の学童クラブで障がい等のある児童の受入れを行います。
- ◆巡回支援事業「こども相談みにくる」*実施体制の充実を図り、認定こども園等の教育・保育施設や学童クラブ等におけるインクルージョンを推進するための後方支援に取り組みます。

(3) 教育の充実

- ◆児童の発達に心配のある保護者の相談に対応するため、教育相談の体制充実に努めます。
- ◆小・中学校の特別支援学級は、地域とのつながりを持ちながら教育を受けられるよう体制整備に努めます。
- ◆一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が、長期的な視点に立って一貫して行われるよう、「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」の作成や活用を推進します。
- ◆各学校で教職員の特別支援教育に関する専門性の向上のための研修等を実施します。

- ◆小・中学校に特別支援教育支援員や児童生徒ヘルパーを配置し、学校生活を支援します。
- ◆通常学級に在籍する言語や発達に軽度の障がいのある児童に対して、通級指導教室での指導を実施します。
- ◆特別支援学校の「パートナー・ティーチャー派遣事業」や特別支援教育専門家チームの巡回相談等専門機関を活用し、児童生徒への指導の充実を図ります。
- ◆特別支援学校や特別支援学級の児童生徒の就学に係る保護者の経済的な負担を軽減するため、就学費用や交通費の一部を助成します。
- ◆特別支援学級に就学する児童生徒の通学支援と安全確保のため、登下校時にスクールバスを運行します。
- ◆地域学校協働活動が実施する児童生徒の体験活動等において、障がい特性に応じた合理的配慮を提供し、障がいのある児童の参加促進に努めます。

(4) 学校卒業後の支援

- ◆「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において現状把握を行うとともに、公共職業安定所などの関係機関と連携し、就労につなげるための支援の充実を図ります。
- ◆学校卒業後も地域で安心して生活できるよう「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」の相談支援体制の充実を図ります。

*インクルージョン保育…すべての子どもにはそれぞれ違いがあり、その違いを認め、尊重することが重要であることから、認定こども園等に通うすべての子どもを包括的に捉え、差別することなく保育を行うこと。

*こども相談みにくる…巡回支援専門員が、認定こども園等を直接訪問し、子どもの発達の様子や行動の特徴を把握した上で施設職員が抱える困りごとに助言する仕組み。

基本目標 5

「自立と共生の推進」

1 雇用・就労の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が大きな課題となります。障がいのある人が、病状や障がい特性に配慮しながら働くことができる就労移行支援や就労継続支援の利用実績について、令和4年度の進捗状況では、計画値を上回っています。今後もサービス提供体制の確保に努め、福祉的就労の支援を推進します。
- 一般就労の促進においては、障害福祉サービスとしての就労定着支援は、計画値を大きく下回っているものの、「就労推進室やませみ」による就労定着支援を受けている一般就労継続者は順調に増加しています。また、企業等民間事業所アンケート調査では、障がいのある人の雇用を促進するために必要な施策として、「雇用事例や障がい特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供」(45.9%)や「外部の支援機関の助言・援助などの支援」(39.3%)などが求められていることがわかりました。引き続き、「就労推進室やませみ」による障がいのある人と企業等の双方に対する適切な支援を継続します。
- 令和7年10月から新しいサービス「就労選択支援」*が始まる予定です。提供体制の確保を目指して、国の動向を注視するほか、「農福連携」*などの推進により、障がいのある人の多様な就労機会の確保に努めます。

«障がい当事者アンケート結果から»

- ・障がいのある人が一般就労するために必要な支援として、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」（41.3%）が最も多く、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」（36.4%）と続いている。
- ・農福連携については、「農福連携について知らなく、今後農作業等に取り組むつもりはない」（48.8%）が半数を占めるが、「取り組んでいる」と「取り組んでみたい」を合わせた「取組意向」は 25.9%となっている。

«関係団体ヒアリング結果から»

- ・企業によるジョブコーチ^{*}の活用。
- ・障がい者雇用で得られる企業のメリットをアピールするとよい。

«主要施策»

（１）福祉的就労の支援

- ◆就労継続支援や就労移行支援のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆市役所が購入する物品等やサービスは、「千歳市障害者施設等からの物品等の優先調達方針」^{*}に基づき、障がい者就労施設等から優先的に調達します。

（２）一般就労の促進

- ◆「障がい者就労支援事業」^{*}において、障がいのある人と企業の双方に対する支援及び関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。

(3) 多様な就労機会の確保

- ◆「農福連携」を推進します。
- ◆障がいのある人が就労のために必要な資格の取得や、職業能力向上の研修等に要する受講料の一部を助成します。
- ◆「就労選択支援」のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆障害者雇用促進法に基づき、千歳市役所における障がい者雇用の拡大に努めます。

* 就労選択支援…障がいのある人の希望や能力、必要な配慮等を評価・整理し、その結果に基づいて適切な就労先を調整する新しいサービスで、令和7年10月からの開始が予定されている。

* 農福連携…農業と福祉が連携して障がいのある人などが農作業等を通じて、自信や生きがいを作り出し、社会に参加する就労支援のこと。

* ジョブコーチ…障がいのある人の職場適応のため、職場に出向いて、指導や支援、事業者との調整を行うスタッフのこと。

* 千歳市障害者施設等からの物品等の優先調達方針…障がい者就労施設等からの物品調達等の推進を図る方針のことで、障害者優先調達推進法に基づき策定している。

* 障がい者就労支援事業…「就労推進室やませみ」において、ジョブコーチの研修を受けた就労支援推進員等が障がいのある人の就労に関する相談、企業等に対する障がい者雇用促進に関する普及啓発、職場実習、関係機関との連絡調整を含む就職・職場定着に向けた支援等を行う千歳市の独自事業のこと。

2 地域共生の推進



現状と課題を踏まえた取組の方向

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から市町村における「地域生活支援拠点等」*の設置が努力義務化されます。障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた体制づくりのため、「緊急時の受入れ・対応」をはじめとする拠点等の面的整備を目指します。
- 障がい当事者アンケート調査では、「地域における共生」が「進んでいる」と答えた人は12.4%と低い結果となっています。本市では、社会福祉法の改正を踏まえ、これまでの施策に加えて、新たに「重層的支援体制」*の整備に向けた取組を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

《障がい当事者アンケート結果から》

- ・「地域における共生」が、どの程度進んでいるかについて「わからない」（49.3%）、「あまり進んでいない」「進んでいない」（30.7%）、「かなり進んでいる」「進んでいる」（12.4%）という結果になっている。

《関係団体ヒアリング結果から》

- ・グループホームの生活を体験する場所があるとよい。
- ・障がいのある人のスポーツ大会や当事者団体の行事等を支援してほしい。

《主要施策》

（1）地域生活支援拠点等の整備に向けた取組の推進

- ◆「地域生活支援拠点等」の機能のうち、「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」についての面的整備を目指します。

(2) 地域活動支援センターの充実

- ◆市内2か所の「地域活動支援センター」において、障がいのある人に対し、創作的活動や生産活動、社会交流の機会を提供します。
- ◆精神保健福祉士等の専門職員を配置し、障がいのある人と地域の社会基盤との連携強化などを図る「地域活動支援センター機能強化事業」を実施します。

(3) 自発的活動の支援

- ◆点訳・音訳サービス等を行うボランティア人材を養成します。
- ◆障がい者団体の自発的な活動に係る経費の一部を補助します。

(4) 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動及び生涯学習の支援

- ◆障がい者団体への文化芸術・スポーツやレクリエーションの活動の場・機会の提供などの支援に努めます。
- ◆障がいのある人も参加できる「ニュースポーツ」*の普及促進を図ります。
- ◆市主催の講座や行事等において、障がい特性に応じた合理的配慮を提供し、障がいのある人の生涯学習への参加促進に努めます。

(5) 外出や移動の支援

- ◆障がいのある人の外出や移動を支援する障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス提供体制の確保に努めます。
- ◆車いすなどを常時必要とする身体に障がいのある人が社会参加するための外出について、専用車両を使用した支援を行います。
- ◆市内バス・タクシーの運賃割引や「福祉サービス利用券」の交付によって、障がいのある人の外出を促進します。
- ◆精神障がいのある人が「地域活動支援センター」等に通所するためにかかる交通費の一部を助成します。
- ◆障がいのある人の自動車免許の取得に必要な費用を助成します。
- ◆身体に障がいのある人が就労等で自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用を助成します。

(6) 重層的支援体制の整備に向けた取組の推進

- ◆庁内意見交換会を開催し、課題の分析や共有を図るとともに、関係部署の連携を強化し、行政の垣根を超えた支援体制の整備を目指します。

* 地域生活支援拠点等…P61 参照。

* 重層的支援体制…地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための属性を問わない包括的な支援体制のこと。

* ニュースポーツ…誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として新しく考案されたスポーツのこと。

第5章 第7期千歳市障がい福祉計画

1 計画の位置付け

第7期千歳市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国が示す基本指針に即し、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度における障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）とこれらの成果目標を達成するための活動指標として、各年度のサービス量を見込むとともに、サービス提供体制の確保方策等を定めるものです。

また、第7期千歳市障がい福祉計画は、千歳市障がい者計画に掲げる施策のうち、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する実施計画としての性格を有するものとして策定します。

2 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

3 計画の対象

- (1) 身体に障がいのある人
- (2) 知的障がいのある人
- (3) 精神障がい（発達障がいを含む）のある人
- (4) 難病患者などその他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

4 計画の内容

- (1) 計画の実施により、令和8年度に達成すべき成果目標を定めます。
- (2) 令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策等を定めます。

5 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、令和8年度を目標年度とし、次の成果目標を定めます。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

●国の基本指針等

国の基本指針では、令和8年度末において、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行すること、また令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減することを目標としています。

●千歳市

令和2年度から令和4年度までの地域移行者数（累計）は3人となっており、前計画における地域生活移行者数の目標の8人は、令和5年度末においても未達成の見込みです。施設入所者数は、令和元年度末の121人から2人減の119人を目標としていましたが、令和4年度末で2人増の123人となっており、令和5年度末においても未達成の見込みです。

地域生活移行の受け皿となる共同生活援助（グループホーム）については、令和元年度末の119人から令和4年度末の210人と大幅に増加していますが、地域生活への移行を推進するためには、重度障がいのある人に対応したサービスの提供体制の確保が課題となっています。

本市では、これまでの施設入所者数の推移や現状の課題を考慮して、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上（8人以上）が地域生活に移行することを目標とし、前計画における未達成分は含めないこととします。施設入所者数の削減割合は、前計画の1.6%以上を継続し、令和8年度末の入所者数は、2人以上減の121人以下とし、前計画における未達成分は含めないこととします。

【目標値】

項 目	数値	考え方
基準日の施設入所者数…（A）	123 人	令和4年度末の施設入所者数
令和8年度末までの地域生活移行者数（累計）	8 人以上	（A）の6.0%以上
令和8年度末の施設入所者の削減数…（B）	2 人以上	（A）の1.6%以上
令和8年度末の施設入所者数	121 人以下	（A）－（B）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●国の基本指針等

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、第1期ほっかいどう障がい福祉プランでは、国の基本指針を踏まえて、退院後1年以内の地域における生活日数の平均や精神病床における早期退院率と65歳以上及び65歳未満の入院1年以上の長期入院患者数のほか、各障がい福祉圏域及び市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を成果目標として設定しています。

●千歳市

本市では、国の基本指針及び第1期ほっかいどう障がい福祉プランとの整合を図り、令和8年度末までに「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場を設置することとし、その開催回数や参加者数、検証実施について目標を定めます。

【目標値】

項 目	数値	考え方
協議の場の開催回数	1回以上/年	千歳市障がい者地域自立支援協議会を通じて保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
協議の場の参加者数	5人以上/年	保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者の参加者数
協議の場における目標設定と検証実施	1回/年	PDCAサイクルにより評価実施

(3) 地域生活支援の充実

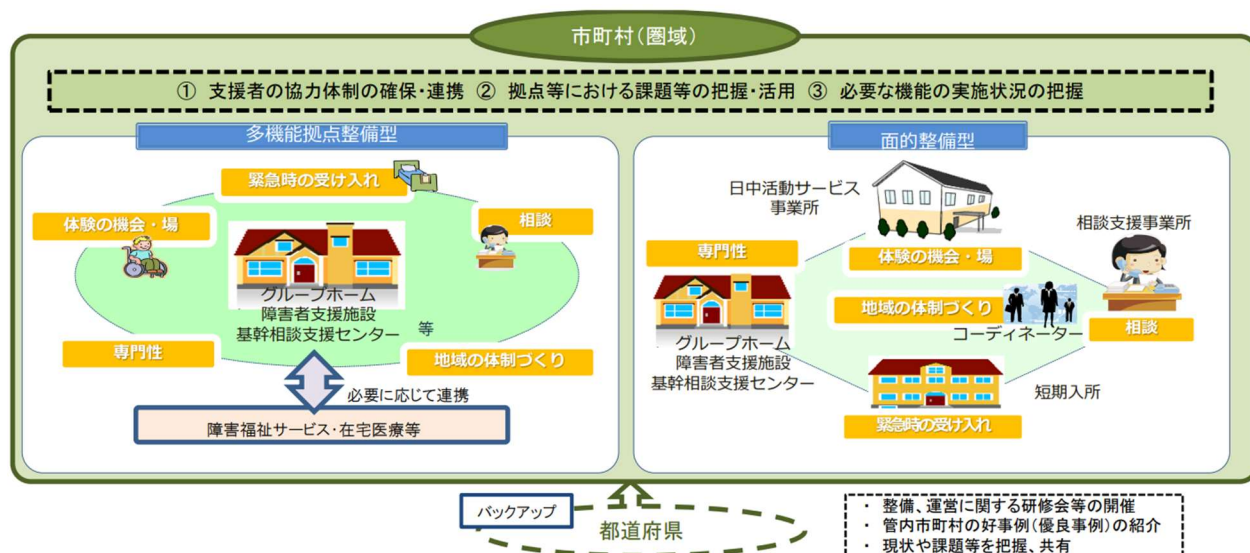
①地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

●国の基本指針等

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、様々な支援が切れ目なく提供されるよう障がいのある人を地域全体で支える体制を地域生活拠点等といいます。

整備手法としては、複数の機関が居住支援と地域支援機能の役割を分担する「面的整備型」と、障害者支援施設等に地域支援機能を付加する併設型、1か所に機能を集約する単独型の「多機能拠点整備型」の2つが示されています。

国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村において拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置や年1回以上運用状況を検証・検討することなどを目標としています。



出典：厚生労働省（平成31年3月地域生活支援拠点等について）

●千歳市

本市では、「面的整備型」を採用し、令和8年度末までに「緊急時の受入れ」及び「体験の機会・場」の確保を目標とし、国の基本指針に沿った機能検証を行うとともに、同じく設置を目指す「基幹相談支援センター」の主任相談支援専門員がコーディネーターの機能を担うこととします。

【目標値】

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等（緊急時の受入れ、体験の機会・場）の設置	1か所	居室確保事業の実施による面的整備
コーディネーターの配置	1人	基幹相談支援センターの主任相談支援専門員を想定
地域生活支援拠点の機能検証の実施回数	1回/年	PDCAサイクルにより評価実施

②強度行動障がいのある人の支援体制の充実

●国の基本指針等

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村等において、強度行動障がいのある人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを目標としています。

●千歳市

本市では、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、強度行動障がいのある人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関連機関が連携して支援を行うとともに、強度行動障がいのある人の日中活動を支援するため、令和8年度末までに市内にある行動援護事業所を3か所から5か所以上に増加させることを目標とします。

【目標値】

項 目	数値	考え方
市内の行動援護事業所の数	5か所以上	資格取得費用の助成等による事業者の新規参入促進

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

●国の基本指針等

国の基本指針では、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人の目標値について、令和3年度実績の1.28倍以上とすることとしています。

そのうち、就労移行支援事業については令和3年度実績の1.31倍以上、さらに就労移行支援事業所のうち、就労移行支援利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指しています。

就労継続支援A型については、令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型については、1.28倍以上としています。

●千歳市

本市においては、北海道の「福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査」（以下「一般就労移行状況調査」という）の結果を指標とすることとしています。令和3年度の一般就労移行者数の合計は12人となっており、このうち、就労移行支援による移行者数は3人、就労継続支援A型による移行者数は7人、就労継続支援B型による移行者数は2人です。

令和 8 年度の目標は、国の基本指針を踏まえ、一般就労移行者数の合計は、令和 3 年度実績の1.28倍以上、就労移行支援は1.31倍以上、就労継続支援A型は1.29倍以上としますが、これまでの実績の推移や就労移行支援事業所が市内に 2 か所しかないことを考慮し、就労移行支援事業所の割合と就労継続支援B型の目標値は設けないこととします。

また、いずれの目標値にも前計画における未達成分は含めないこととします。

【目標値】

項 目	数値	考え方
令和 3 年度の 一般就労移行者数… (C)	12 人	令和 3 年度において、市内の就労移行支援、 就労継続支援を通じて一般就労に移行した 人の数（一般就労移行状況調査より）
令和 8 年度の一般就労移行者数	16 人以上	(C) の 1.28 倍以上
令和 3 年度の就労移行支援による 一般就労移行者数… (D)	3 人	令和 3 年度において、市内の就労移行支援 を通じて一般就労に移行した人の数（一般 就労移行状況調査より）
令和 8 年度の一般就労移行者数	4 人以上	(D) の 1.31 倍以上
令和 3 年度の就労継続支援 A 型に よる一般就労移行者数… (E)	7 人	令和 3 年度において、市内の就労継続支援 A 型を通じて一般就労に移行した人の数 （一般就労移行状況調査より）
令和 8 年度の一般就労移行者数	10 人以上	(E) の 1.29 倍以上

②就労定着支援

●国の基本指針等

令和 8 年度の就労定着支援利用者数については、令和 3 年度実績の1.41倍以上とすることを目標としています。また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることとしており、第 1 期ほっかいどう障がい福祉プランにおいても、同様の目標設定をしています。

●千歳市

市内においては就労定着支援事業所が 1 か所しかないことや、これまで市独自の事業として、「就労推進室やませみ」による就労定着に向けた支援を実施してきたことから、本市における指標は、「就労推進室やませみ」による就労定着支援の利用者とし、

令和3年度実績の1.41倍以上となる55人以上を目標とし、引き続き、ジョブコーチの研修を受けた就労支援推進員等による職場定着に向けた取組を推進します。

【目標値】

項 目	数値	考え方
令和3年度の就労推進室やませみによる就労定着支援の利用者…(F)	39人	障がい者就労支援事業実績報告書による
令和8年度の就労定着支援の利用者	55人以上	(F)の1.41倍以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

●国の基本指針等

「基幹相談支援センター」は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のことで、障がいのある人の相談等に加え、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携に関する支援を行います。

国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村等に1つ以上の「基幹相談支援センター」を設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。

さらに、地域における協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うことを目標としています。

●千歳市

本市では、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において、「基幹相談支援センター」の在り方を検討するとともに、資格取得費用の助成を行うなど、人材の育成に努め、令和8年度末までに1か所の設置を目指します。

また、地域の相談支援体制の強化のため、「基幹相談支援センター」に主任相談支援専門員を1名配置することを目標とします。

さらに、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において個別事例の検討を行い、地域サービス基盤の開発・改善等を図ります。

【目標値】

項 目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置数	1 か所	千歳市障がい者地域自立支援協議会における在り方の検討、資格取得費用の助成などによる人材育成
主任相談支援専門員の配置数	1 人	
千歳市障がい者地域自立支援協議会による個別事例の検討	1 回以上／年	千歳市障がい者地域自立支援協議会の部会等の活用

（６） 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

●国の基本指針等

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。国の基本指針では、障害福祉サービスの質を向させるための体制を構築することを目標としています。

●千歳市

本市においては、北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への本市担当職員の参加人数及び本市の資格取得費用の助成を受けて、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理者等の研修を修了した人数を令和８年度末の目標の指標とし、障害福祉サービスの質の向上を目指します。

【目標値】

項 目	数値	考え方
市担当職員の研修参加人数	2 人以上／年	北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市担当職員の参加人数
障がい福祉分野の研修修了人数	15 人以上／年	本市の助成を受けて、障がい福祉分野の研修を修了した人数

6 サービス見込量（活動指標）

（１）指定障害福祉サービス

①訪問系サービス

（a）居宅介護（ホームヘルプ）

事業内容

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

見込量の考え方

障がいのある人が増加していることや障がいのある高齢者においては、介護保険サービスのみでは確保できない必要なサービス量について、障害福祉サービスの利用ニーズが高まっていることから、利用人数・利用時間は緩やかに増加するものとして見込みます。

＜居宅介護の見込量＞

単位	第 6 期			第 7 期		
	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人/月	122	132	135	135	137	139
時間/月	2,194	2,269	2,350	2,425	2,491	2,557

（b）重度訪問介護

事業内容

重度の肢体不自由または重度の知的又は精神障がいにより常に介護を必要とする人に、入浴や排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の支援などを総合的に行います。

見込量の考え方

事業者の参入が見込まれるため、利用人数・利用時間は増加するものとして見込みます。

＜重度訪問介護の見込量＞

単位	第 6 期			第 7 期		
	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人/月	4	5	5	7	8	10
時間/月	519	706	1,338	1,631	1,864	2,338

(c) 同行援護

事業内容

視覚に障がいがあり移動が困難な人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護などを行います。

見込量の考え方

支援をする家族の高齢化などから、今後、サービスの利用ニーズは高まると予測されるため、利用人数・利用時間は増加するものとして見込みます。

<同行援護の見込量>

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	13	18	16	18	19	20
時間/月	245	296	282	306	323	340

(d) 行動援護

事業内容

知的又は精神障がいにより、行動が著しく困難で常に介護を必要とする人に、外出時の排せつや食事の介護及び必要な支援を行います。

見込量の考え方

市内の行動援護事業所の増加を目指す成果目標の進捗に合わせ、利用人数・利用時間は増加するものとして見込みます。

<行動援護の見込量>

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	3	7	6	8	10	12
時間/月	38	70	58	96	120	144

(e) 重度障害者等包括支援

事業内容

常に介護が必要な重度の障がいのある人で意思疎通に著しく支障のある人に、居宅介護や同行援護、生活介護などの複数のサービスを包括的に行います。

見込量の考え方

これまで利用実績はなく、市内にサービス提供事業所がないものの、本計画期間中に1人の利用があるものとして見込みます。

＜重度障害者等包括支援の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1
時間/月	0	0	0	427	427	427

【見込量確保のための方策等】

市のホームページや「ちとせの障がい福祉ガイド」などにより、サービスの周知を図るとともに、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」や医療機関等との連携により、適切なニーズの把握に努めます。

また施設入所者等の地域生活への移行推進や高齢化などにより、訪問系サービス利用者の増加が予想されることから、事業者に対して、ホームヘルパーの育成を働きかけるなど、サービス提供体制の確保に努めます。

②日中活動系サービス

(a) 生活介護

事業内容

施設において常に介護が必要な障がいのある人に、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等生産活動などの機会を提供します。

見込量の考え方

事業者の参入が見込まれることから、令和5年度から令和6年度にかけて利用人数・利用日数は増加し、その後も提供体制を維持するものとして見込みます。

<生活介護の見込量>

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	236	239	236	241	241	241
人日/月	4,946	5,084	4,905	5,061	5,061	5,061

(b) 自立訓練（機能訓練）

事業内容

身体に障がいのある人に対して、自立した生活ができるよう、身体機能・生活能力の維持・向上等のために、身体的リハビリテーションや歩行訓練などを行います。

見込量の考え方

市内や近郊市町村において、利用可能な事業所が少なく、これまで利用実績はありませんが、令和6年度以降に1名の利用があるものとして見込みます。

<自立訓練（機能訓練）の見込量>

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	1	1	1
人日/月	0	0	0	22	22	22

(c) 自立訓練（生活訓練）

事業内容

知的又は精神障がいのある人に対し、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等で入浴や食事など自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談・助言などの支援を行います。

見込量の考え方

地域移行の推進により、利用人数・利用日数ともに緩やかに増加するものとして見込みます。

<自立訓練（生活訓練）の見込量>

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	10	10	10	10	11	12
人日/月	187	136	176	180	198	216

(d) 宿泊型自立訓練

事業内容

知的又は精神障がいのある人に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力向上のための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

見込量の考え方

基本的には自立訓練（生活訓練）の利用者が利用するものであるため、利用人数は自立訓練（生活訓練）と同量を見込みます。

<宿泊型自立訓練の見込量>

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	10	9	10	10	11	12
人日/月	309	229	250	250	275	300

(e) 就労選択支援

事業内容

就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等にあった仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。

見込量の考え方

就労移行支援をベースとした令和7年10月開始予定の新しいサービスのため、就労移行支援と同量を見込みます。

＜就労選択支援の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	—	—	—	—	12	12
人日/月	—	—	—	—	218	218

(f) 就労移行支援

事業内容

一般就労を希望する人に作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや職場定着のための支援、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練等を行います。

見込量の考え方

令和8年度末において、就労移行支援を通じて一般就労に移行する人の数を4人以上とする目標を考慮して、各年度の数値を見込みます。

＜就労移行支援の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	13	12	10	12	12	12
人日/月	253	176	162	218	218	218

(g) 就労継続支援 A 型

事業内容

一般就労に結び付かない人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量の考え方

利用ニーズと一般就労やへの移行者数を考慮して、利用人数・利用日数は、今後も現状を維持するものとして見込みます。

<就労継続支援 A 型の見込量>

単位	第 6 期			第 7 期		
	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人/月	128	129	129	129	129	129
人日/月	2,500	2,594	2,594	2,594	2,594	2,594

(h) 就労継続支援 B 型

事業内容

一般就労が困難な人に、雇用契約を結ばずに就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量の考え方

利用ニーズと一般就労や就労継続支援A型への移行者数を考慮して、利用人数・利用日数は、今後も現状を維持するものとして見込みます。

<就労継続支援 B 型の見込量>

単位	第 6 期			第 7 期		
	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人/月	306	336	365	365	365	365
人日/月	5,351	5,933	6,159	6,159	6,159	6,159

(i) 就労定着支援

事業内容

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を行います。

見込量の考え方

市内に就労定着支援事業所が1か所しかないことや、本市においては「就労推進室やませみ」によるフォロー体制が充実していることから、今後も現状を維持するものとして見込みます。

＜就労定着支援の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	6	3	5	5	5	5

(j) 療養介護

事業内容

病院等において、食事や入浴等の介護や日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを通じて、身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

見込量の考え方

医療的ケアを必要とする人の地域生活に対する支援の充実により、利用人数は現状の維持に留まるものとして見込みます。

＜療養介護の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	15	15	17	17	17	17

(k) 短期入所【福祉型、医療型】

事業内容

介護を行う人が病気になったときなどに、施設等において短期間、入浴や排せつ、食事の介護など日常生活の支援を行います。障害者支援施設等でサービスの提供を行う「福祉型」と病院等でサービスの提供を行う「医療型」があります。

見込量の考え方

短期入所【福祉型】は、市内のグループホームに対し、空床型短期入所の開設を働きかけることにより、今後緩やかに増加していくものとして見込みます。短期入所

【医療型】は、医療的ケアを必要とする人の家族のレスパイト支援のため、提供体制の維持を目指します。

＜短期入所【福祉型】(障害者支援施設等)の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	10	15	15	16	18	20
人日/月	124	138	130	132	136	140

＜短期入所【医療型】(病院や診療所等)の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	3	6	6	6	6
人日/月	0	33	19	19	19	19

【見込量確保のための方策等】

「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、生活介護や短期入所における強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人、医療的ケアを必要とする人など、重度障がいのある人のニーズの把握に努めます。

また、令和7年10月から始まる就労選択支援について、国の動向を注視し、事業者へ情報提供を行い、提供体制の確保に努めます。

また、障がいのある人の工賃の向上を図るため、市役所各部署に「千歳市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を周知し、就労継続支援事業所などが取り扱う商品等の調達に努めます。

③居住系サービス

(a) 共同生活援助（グループホーム）

事業内容

共同生活を行う住宅で相談や日常生活上の援助を行います。

見込量の考え方

地域移行の推進により、増加するものとして見込みます。

＜共同生活援助の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同 生活援助	人/月	163	210	220	237	246	255
精神 障がい者	人/月	49	64	66	69	71	72

(b) 施設入所支援

事業内容

主として夜間に、施設入所者への入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。

見込量の考え方

地域移行の推進による令和8年度末の施設入所者数削減目標に合わせて見込みます。

＜施設入所支援の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	125	123	122	121	121	121

(c) 自立生活援助

事業内容

障害者支援施設等を利用していた障がいのある人でひとり暮らしを希望する人を対象に、生活能力等を補う観点から定期的な巡回訪問により適切な支援を行います。

見込量の考え方

これまで利用実績はなく、市内にサービス提供事業所がないものの、本計画期間中に1人の利用があるものとして見込みます。

＜自立生活援助の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立 生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
精神 障がい者	人/月	0	0	0	1	1	1

【見込量確保のための方策等】

地域生活支援拠点等の面的整備によって「体験の機会・場」を確保し、グループホームを利用した地域移行を推進するとともに、施設入所者数の削減を図ります。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人、医療的ケアを必要とする人など、重度障がいにも対応したグループホームなどの確保に向けて、本市のサービスの利用実績や障がい福祉制度、資格取得費用の助成などに関する情報提供を行い、開設や新規参入の促進に努めます。

(2) 指定相談支援

① 計画相談支援

事業内容

障害福祉サービスを利用する人にサービス等利用計画を作成するなど、障害福祉サービス事業所との連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

見込量の考え方

サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の資格取得の推進により、増加するものとして見込みます。

＜計画相談支援の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者 数（人）	533	565	650	700	770	840

【見込量確保のための方策等】

相談支援専門員の資格取得費用を助成し、人材の確保に努めます。

また、市のホームページや「ちとせの障がい福祉ガイド」において障害福祉サービスや相談支援事業所についての周知を図るとともに、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」による個別事例の検討を通して、障害福祉サービスを必要とする人に対し、適切な計画相談を行います。

②地域相談支援

(a) 地域移行支援

事業内容

施設に入所又は精神科病院に入院している障がいのある人に、住居の確保、地域生活への移行に関して相談や援助などを行います。

見込量の考え方

令和8年度末における施設入所等から地域生活への移行者数の目標を考慮して見込みます。

＜地域移行支援の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域 移行支援	実利用者 数（人）	0	0	1	2	2	3
精神 障がい者	実利用者 数（人）	0	0	1	1	1	2

(b) 地域定着支援

事業内容

一人暮らしをしている人などに、常に連絡が可能な体制を確保して、障がいの特性に起因して生じる緊急事態等の対応や相談などを行います。

見込量の考え方

基本的には、地域移行支援に続いて利用するサービスのため、地域移行支援と同量を見込みます。

<地域定着支援の見込量>

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域 定着支援	実利用者 数(人)	1	0	1	2	2	3
精神 障がい者	実利用者 数(人)	1	0	1	1	1	2

【見込量確保のための方策等】

施設入所者等には、障害福祉サービス利用の更新等に合わせて、地域生活への移行について意思確認等を行い、必要に応じて地域移行・地域定着支援を促進します。

また、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、個別事例の検討を行うなど、体制の充実・強化に努めます。

(3) 地域生活支援事業（必須事業）

①理解促進研修・啓発事業

事業内容

市民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発（リーフレットの配布等）などを行います。

見込量の考え方

地域共生社会の実現の実現を目指し、障がい特性に対する正しい理解と理解を深めるための啓発を継続します。

＜理解促進研修・啓発事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策等】

リーフレットの作成など多様な媒体を活用した広報・啓発活動に努め、障がい特性や障がいのある人に対する理解促進に努めます。

②自発的活動支援事業

事業内容

障がいのある人やその家族、障がい者団体等が自発的に行う活動を支援します。

見込量の考え方

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活ができるように、障がいのある人やその家族、障がい者団体等による自発的な取組の支援を継続します。

＜自発的活動支援事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策等】

障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有し、情報交換ができる交流会活動など、障がい者団体等の自発的活動の支援を継続します。

③相談支援事業

事業内容

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、本人や家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、事業者等の連絡調整などを総合的に実施します。

見込量の考え方

相談支援事業所については、令和8年度末までに「基幹相談支援センター」の設置を目指していることから、3か所を計画値とし、精神保健福祉士などの専門職員を配置する相談支援機能強化事業も継続するものとして見込みます。

また、住宅入居等支援事業は、今後、実施する方向で見込みます。

＜障がい者相談支援事業の見込量＞

区分	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	実施 箇所数	2	2	2	2	2	3
相談支援機能 強化事業	実施の 有 無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等 支援事業	実施の 有 無	—	—	—	—	—	実施

【見込量確保のための方策等】

「千歳市障がい者総合相談センターChip（ちっぷ）」と「千歳市地域生活支援センター」を中心として、関係機関とのネットワーク体制の充実・強化を図ります。

また、地域の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置に向けた検討を進めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

事業内容

成年後見制度を利用する場合の申立てに要する費用や後見人等の報酬を支払うことが困難な人に対して費用の助成を行います。

見込量の考え方

これまで成年後見制度における申立ての実績はありませんが、令和6年度以降は年間1人の利用があるものとして見込みます。

＜成年後見制度利用支援事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年度	0	0	0	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業内容

成年後見制度の利用を促進する観点から、法人後見を担うための関係者への研修等を行います。

見込量の考え方

市民後見人の養成を含めた成年後見支援実施機関として、「千歳市成年後見支援センター」の運営を継続します。

＜成年後見制度法人後見支援事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策等】

「千歳市成年後見支援センター」を通じて制度の適正な利用を支援するとともに、普及・啓発を図り、市民後見人を養成します。

⑥意思疎通支援事業

事業内容

手話通訳者や要約筆記者を派遣し、聴覚に障がいのある人への意思疎通の円滑化を図ります。

見込量の考え方

「（仮称）千歳市コミュニケーション条例」の制定により、手話通訳者・要約筆記者派遣も活発化するものとして増加を見込みます。

＜意思疎通支援事業の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣件数	件/年度	236	278	312	320	343	345
手話通訳者設置事業（専従人数）	人	2	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策等】

専従手話通訳の2名体制を維持するとともに、手話通訳者及び要約筆記者を養成し、遠隔サービスの周知などにより、利用機会の拡大に努めます。

⑦日常生活用具給付事業

事業内容

重度の障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの種類と程度に応じて日常生活用具を給付します。

見込量の考え方

情報・意思疎通支援用具については、「(仮称) 千歳市コミュニケーション条例」の制定に伴い、利用の増加を見込むこととし、その他の用具については、現状を維持するものとして見込みます。

＜日常生活用具給付等事業の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年度	8	7	7	7	7	7
自立生活支援用具	件/年度	16	21	19	19	19	19
在宅療養等支援用具	件/年度	15	12	14	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件/年度	19	14	18	18	20	20
排泄管理支援用具	件/年度	1,829	1,763	1,715	1,730	1,730	1,730
居宅生活動作補助用具	件/年度	1	4	2	2	2	2

【見込量確保のための方策等】

障害者手帳交付時に制度の説明を行うなど、周知を図るとともに、最新の用具の情報収集により、障がい特性やニーズを踏まえた給付種目となるように努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

事業内容

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される手話表現技術を習得するための養成研修を実施します。

見込量の考え方

「（仮称）千歳市コミュニケーション条例」の制定により、養成数の増加を見込みます。

＜手話奉仕員養成研修事業の見込量＞

区分	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成	人/年度	15	18	20	22	23	25

※手話奉仕員…千歳市手話講座初級課程（全18回）、同中級課程（23回）の修了者数

【見込量確保のための方策等】

登録手話通訳者の適正な派遣費用を確保するとともに、「千歳市社会福祉協議会」を通じて手話講座開催の周知に努めます。

⑨移動支援事業

事業内容

屋外での移動が困難な障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために外出の支援を行います。

見込量の考え方

障がいのある人の外出や移動に対するニーズに応じ、緩やかな増加を見込みます。

＜移動支援事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年度	43	48	42	43	43	52
時間/年度	3,103	2,838	2,596	3,103	3,103	3,301

【見込量確保のための方策等】

事業者に対する情報提供などの働きかけを通じて、ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

⑩地域活動支援センター事業

事業内容

社会との交流を促進することなどを目的に設置している地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の場を提供します。

見込量の考え方

地域活動支援センターは、障がいのある人の社会交流の促進に対する重要な役割を担っているため、今後も現状の提供体制を維持するものとして見込みます。

＜地域活動支援センター事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数	2	2	2	2	2	2
人/年度	126	126	126	127	127	128

【見込量確保のための方策等】

社会との交流を促進し、自立した生活を支援する地域活動支援センターの運営の安定を図るため、運営費を補助します。

(4) 地域生活支援事業（任意事業）

①日常生活支援

(a) 訪問入浴サービス事業

事業内容

身体に障がいのある人の生活を支援するため、簡易浴槽を提供し、訪問により入浴の介助を行います。

見込量の考え方

障害福祉サービスの対象外となる人の支援のため、今後も現状の提供体制を維持するものとして見込みます。

＜訪問入浴サービス事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年度	4	5	6	6	6	6

(b) 日中一時支援事業

事業内容

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を確保します。

見込量の考え方

入浴加算の追加による事業者の参入により、利用人数は増加するものとして見込みます。

＜日中一時支援事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年度	38	29	33	35	38	52

【見込量確保のための方策等】

訪問入浴サービス事業では、今後も利用者の保健衛生の向上と介助者の負担軽減が図られるよう、事業の継続実施に努めます。

日中一時支援事業では、手帳交付時に制度の周知と事業内容の説明を行うとともに、入浴加算の追加によるサービス提供体制の拡充を図り、利用促進に努めます。

②社会参加促進事業

(a) 点字・声の広報等発行事業

事業内容

視覚障がいのある人のために、点訳・音訳の方法により、市の各種広報紙等を発行し、障がいのある人が地域で生活していく上で必要な情報を提供します。

見込量の考え方

利用会員の増加傾向などを踏まえ、今後も利用人数は緩やかに増加するものとして見込みます。

＜点字・声の広報等発行事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年度	615	629	650	653	656	658

(b) 奉仕員養成研修事業

事業内容

視覚障がいのある人及び聴覚障がいのある人との交流活動を促進し、さらに市の広報活動などを支援する者として、要約・点訳・音訳奉仕員を養成します。

見込量の考え方

「(仮称) 千歳市コミュニケーション条例」の制定により、養成数の増加を見込みます。

＜奉仕員養成研修事業の見込量＞

区分	単位	第6期			第7期		
		令和 3年度 実績	令和 4年度 実績	令和 5年度 見込値	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
要約奉仕員養成*	人/年度	7	4	4	5	8	10
点訳奉仕員養成*	人/年度	9	—	2	—	10	—
音訳奉仕員養成*	人/年度	8	8	—	9	—	10

*要約奉仕員養成…要約筆記奉仕員養成講習会(全8回)の修了者数。

*点訳奉仕員養成…点訳ボランティア養成講習会(全20回)の修了者数。【隔年度実施】

*音訳奉仕員養成…音訳ボランティア養成講習会(全20回)の修了者数。【隔年度実施】

(c) 自動車運転免許取得費助成事業

事業内容

障がいのある人の自立生活や社会参加を促進するため、自動車運転免許証の取得に必要な費用の一部を助成します。

見込量の考え方

制度の周知により、利用の促進を図ることで、緩やかに増加するものとして見込みます。

＜自動車運転免許取得費助成事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年度	6	4	4	4	5	6

(d) 自動車改造費助成事業

事業内容

身体に障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

見込量の考え方

制度の周知により、利用の促進を図ることで、令和6年度以降、1人の利用があるものとして見込みます。

＜自動車改造費助成事業の見込量＞

単位	第6期			第7期		
	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年度	0	0	0	1	1	1

【見込量確保のための方策等】

点字・声の広報事業では、点訳・音訳版の各種広報紙を発行するなど、情報格差が生じないように継続して取組を実施するとともに、点訳・音訳奉仕員研修を行い、人材の養成に努めます。

自動車運転免許取得費助成事業及び自動車改造費助成事業について、「ちとせの障がい福祉ガイド」や市のホームページ、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じた周知を行い、制度の利用促進に努めます。

(5) 地域生活を支援する市独自事業の見込量

事業名	単位	第6期			第7期		
		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
紙おむつ支給事業	件/年度	159	218	229	229	229	229
住宅改修資金助成事業	件/年度	0	1	1	1	1	1
訪問給食サービス事業	食/年度	1,321	939	940	940	940	940
除雪サービス事業	世帯数/年度	12	16	16	16	16	16
移送介助サービス事業	件/年度	60	98	112	124	136	148
緊急通報システム整備事業	世帯数/年度	7	6	5	6	7	8
自立支援教育訓練助成事業	人/年度	0	0	0	1	1	1
福祉サービス利用券助成事業	人/年度	3,828	3,864	3,956	3,982	3,996	4,008
精神障害者通所交通費助成事業	件/年度	218	169	218	221	221	221
障がい福祉分野資格取得助成事業	人/年度	—	10	10	12	13	15

第 6 章 第 3 期千歳市障がい児福祉計画

1 計画の位置付け

第 3 期千歳市障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、国が示す基本指針に即し、地域において必要な障害児通所支援、障害児相談支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和 8 年度における障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）とこれら成果目標を達成するための活動指標として、各年度のサービス量を見込むとともに、サービス提供体制の確保方策等を定めるものです。

また、第 3 期障がい児福祉計画は、千歳市障がい者計画に掲げる施策のうち、障害児通所支援等に関する実施計画としての性格を有するものとして策定します。

2 計画の期間

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

3 計画の対象

- (1) 身体に障がいのある児童
- (2) 知的障がいのある児童
- (3) 精神障がい（発達障がいを含む）のある児童
- (4) 難病患者などその他心身機能の障がいがあつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある児童

※児童福祉法第 4 条第 2 項に定める障害児の定義に基づく

4 計画の内容

- (1) 計画の実施により、令和 8 年度に達成すべき成果目標を定めます。
- (2) 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における障害児通所支援等の必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策等を定めます。

5 障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供するため、国の基本指針に基づき、令和8年度を目標年次とし、次の成果目標を定めます。

（１）児童発達支援センターを中心とした重層的な障がい児支援体制の整備

●国の基本指針

児童発達支援センターを地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、次に掲げる中核的な支援機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することとしています。

- ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ・地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ・地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

基本指針では、令和8年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置すること、並びに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目標としています。

●千歳市

①児童発達支援センターの設置

本市では、公設公営の児童発達支援センターとして、千歳市児童発達支援センターを開設しています。今後も中核機関として、更なる機能の充実と質的向上を進め、障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援体制の整備に努めます。

②地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

本市では、発達に支援を必要とする子どもが増えており、潜在的なニーズがあると考えられることから、保育所等訪問支援事業を行う事業所の確保に取り組みます。

【目標値】

項 目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1カ所	公設公営の千歳市児童発達支援センターを継続して設置
保育所等訪問支援事業を行う事業所数	4カ所以上	保育所等訪問支援事業を行う新規事業所の確保

(2) 認定こども園・保育所・学童クラブにおける障がい等のある子どもの受入れ

●国の基本指針

各都道府県及び各市町村において、障害児通所支援事業所を利用する障がい児の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう認定こども園や保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入体制の整備を行うこととしています。

●千歳市

本市では、認定こども園や保育所、学童クラブ等における障がい等のある子どもの受入れの歴史は長く、多くの子どもたちが障がいの有無にかかわらず、ともに育ち合う経験を積み重ねています。今後も利用ニーズを踏まえた受入体制の充実に努めます。

【目標値】

種 別	第 2 期			第 3 期		
	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
認定こども園・ 保育所（人）	47	69	70	72	72	72
学童クラブ （人）	21	24	28	29	29	29

(3) 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

①重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

●国の基本指針

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における重症心身障がい児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めることとしています。

基本指針では、令和 8 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 か所以上確保することを目標としています。

●千歳市

本市においては、千歳市児童発達支援センターが保護者同伴による障害児通所支援を提供しています。圏域には複数の事業所がありますが、送迎等の課題があり、利用に至っていない現状があります。

重症心身障がい児を支援する事業所を開設するには、看護師等の人員配置等に係る設置基準が厳しく、事業を実施するためのハードルが高いと考えられますが、課題を整理した上で、新規事業所の確保を目標として取り組みます。

②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

●国の基本指針

医療的ケア児について、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、障害児支援等の充実を図ること、並びに、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進することとしています。

基本指針では、令和8年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置することを目標としています。

●千歳市

本市では、「千歳市医療的ケア児支援協議会」を設置し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の機関の連携を図っており、「医療的ケア児等コーディネーター」は、北海道が開催する養成研修を修了した市職員2名を配置しています。

「千歳市医療的ケア児支援協議会」において個別事例の検討等を行い、医療的ケア児とその家族が必要とする支援の充実を図るとともに、養成研修の受講を促進し、コーディネーターの増員を目標として取り組みます。

【目標値】

項 目	数値	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1 か所以上	重症心身障がい児が適切な支援を受けるための児童発達支援事業所の設置
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 か所以上	重症心身障がい児が適切な支援を受けるための放課後等デイサービス事業所の設置
医療的ケア児支援のための協議の場の開催回数	2 回以上/年	保健、医療、福祉等関係者による協議の場を設置、個別事例の検討等
コーディネーターの配置	3 人以上	医療的ケア児等を支援するコーディネーターの増員

（４）障害児相談支援提供体制の確保

●国の基本指針

障害児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っており、障がい者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ることとしています。

なお、児童発達支援センターには、「気付き」の段階を含めた地域の多様な障がい児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められており、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ることとしています。

基本指針では、障害児相談支援の体制整備を推進するため、地域の実情に応じて、令和８年度における成果目標を設定することとしています。

●千歳市

本市においては、千歳市児童発達支援センターの「こども相談支援室あーち」と４か所の民間事業所が障害児相談支援を行う事業所として指定を受けています。セルフプラン率が高いことから進学や就労に向けて相談支援を必要とする児童が増えており、当事者アンケートの結果からも潜在的ニーズが高いと考えられますが、児童を主たる対象とした相談支援専門員が不足している現状があります。

「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなど、児童を主たる対象とした相談支援専門員の確保を目標として取り組みます。

【目標値】

項 目	数値	考え方
児童を主たる対象とした相談支援専門員の確保	10人以上	相談支援専門員の増員及び質の向上

6 サービス見込量（活動指標）

（１）障害児通所支援等

①障害児通所支援

（a）児童発達支援

事業内容

発達支援が必要な就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

見込量の考え方

利用児童数および利用件数が増加していることから、今後も緩やかに増加するものとして見込みます。

＜児童発達支援の見込量＞

単位	第２期			第３期		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 見込値	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	156	178	179	184	189	194
人日/月	1,104	1,238	1,376	1,414	1,453	1,491

（b）放課後等デイサービス

事業内容

就学後の発達支援が必要な児童や生徒に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力向上のための訓練を行います。

見込量の考え方

市内の小中学校に設置している特別支援学級数の増加等に伴い、放課後等デイサービスの利用者数は増加するものとして見込みます。

＜放課後等デイサービスの見込量＞

単位	第２期			第３期		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 見込値	令和６年度	令和７年度	令和８年度
人/月	249	307	363	412	466	526
人日/月	2,556	3,018	3,568	4,050	4,580	5,170

(c) 保育所等訪問支援

事業内容

発達支援に必要な児童が通う認定こども園や保育所等を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

見込量の考え方

過去の実績から、緩やかに増加するものとして見込みます。

<保育所等訪問支援の見込量>

単位	第2期			第3期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	10	12	10	12	14	16
人日/月	14	17	14	17	19	22

(d) 居宅訪問型児童発達支援

事業内容

重度の障がい等のために外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

見込量の考え方

児童発達支援センターにおける把握実態から、少数で推移するものとして見込みます。

<居宅訪問型児童発達支援の見込量>

単位	第2期			第3期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	1	1	1	1	1	1
人日/月	3	2	2	2	2	2

【見込量確保のための方策等】

こども発達相談室での相談や「子育てガイド」、市のホームページなどを通じて障害児通所支援の周知を図るとともに、支援が必要な児童やその家族のニーズの掘り起こしと利用促進に努めます。

また、事業者に対し、各種研修会への参加を働きかけ、専門性の高い人材の確保や障害児通所支援の質の向上に努めます。

障害児通所支援利用者の増加が予想されることから、新たな事業者の参入を促進するとともに、障害児通所支援の提供体制の確保に努めます。

②障害児相談支援

事業内容

障害児通所支援の利用に当たって必要な障がい児支援利用計画を作成するなど障害児通所支援事業所と連絡調整を行うとともに、定期的に障害児通所支援の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

見込量の考え方

令和6年度以降、相談支援専門員の育成の推進により、増加するものとして見込みます。

＜障害児相談支援の見込量＞

単位	第2期			第3期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 (人/年度)	188	199	234	273	319	373

【見込量確保のための方策等】

「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなどして、人材の確保に努めます。

また、「子育てガイド」や市のホームページなどを通じて障害児相談支援の周知を図るとともに、障がい児支援利用計画の作成を必要とする障がいのある児童やその家族のニーズの掘り起こしと利用促進に努めます。

③巡回支援事業

事業内容

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、認定こども園や学童クラブ等を巡回し、発達障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行います。

見込量の考え方

認定こども園や学童クラブ等でのインクルージョンを推進するため、引き続き事業を実施していきます。

＜巡回支援事業の見込量＞

単位	第2期			第3期		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回施設数 (箇所数)	42	42	42	42	42	42

【見込量確保のための方策等】

新規や未実施の認定こども園等に対し、個別に事業内容の説明を行い、巡回先施設の拡大に努めます。

また、1年間に複数回、巡回支援を行うことができるよう巡回支援専門員の専門性の確保と体制の充実に努めます。

④医療的ケア児支援事業

事業内容

医療的ケア児が利用する障害児通所支援事業所等に訪問看護ステーション等の看護師を派遣し医療的ケアを行う費用の一部を助成します。

見込量の考え方

障害児通所支援等を利用する医療的ケア児が増えていることから、利用人数の増加を見込みます。

＜医療的ケア児支援事業の見込量＞

単位	第 2 期			第 3 期		
	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込値	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用人数	－	－	2	3	3	3

【見込量確保のための方策等】

「医療的ケア児のための支援ガイドブック」や「ちとせの障がい福祉ガイド」、市のホームページなどで周知を行い、医療的ケア児とその家族のニーズの掘り起こしと制度の利用促進に努めます。

医療的ケア児と保護者が安心して事業を利用することができるよう、訪問看護ステーション等や障害児通所支援・相談支援事業所との連携に努めます。

第7章 計画の実施体制と進行管理

1 計画の実施体制

「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」の3計画については、一体的に推進するものとし、保健福祉部障がい者支援課が中心となり、庁内関係部局、関係団体・機関、関係行政機関等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を定期的に開催し、障がいのある人やその家族、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所、関係機関などの多様な主体のネットワーク化を図り、保健・医療、療育・保育・教育、雇用・就労などの様々な分野が連携しながら、計画の推進体制を確保します。

2 計画の進行管理

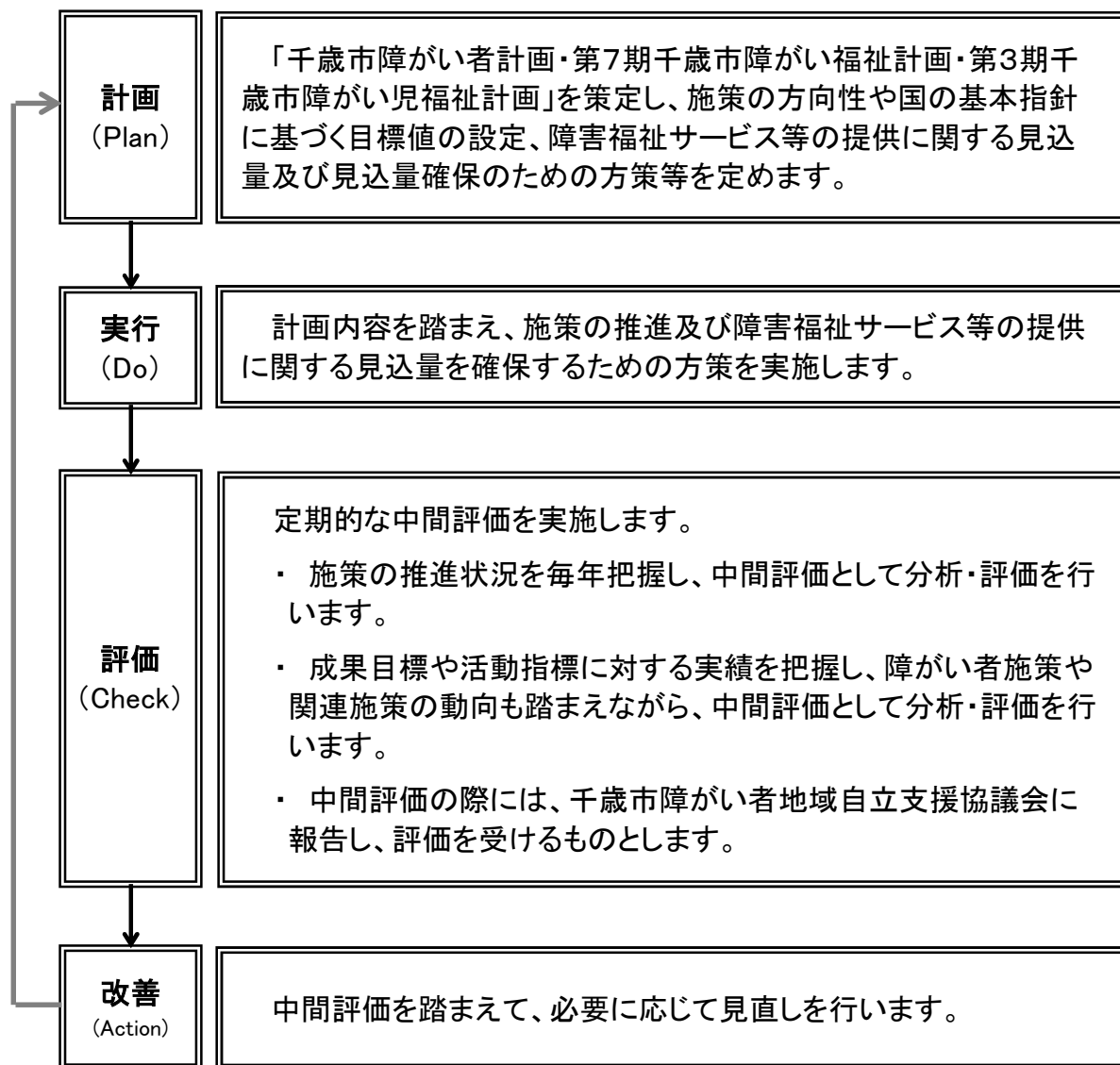
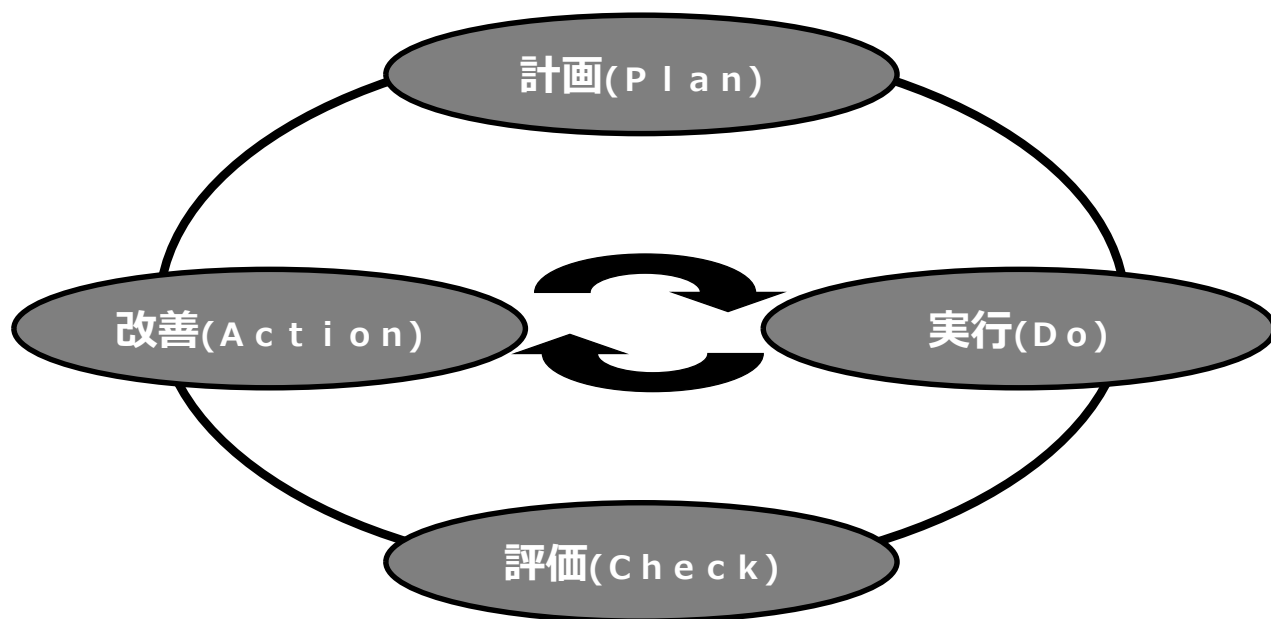
「千歳市障がい者計画」に掲げた各施策の取組実績、「第7期千歳市障がい福祉計画」に掲げた目標及び障害福祉サービスや地域生活支援事業等の実績並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」に掲げた障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標等について、調査分析を行い、その結果を「千歳市障がい者地域自立支援協議会」に報告し、計画の推進方法について意見を求めるとともに、進捗状況の点検や評価を受けることとします。

また、進行管理においてはPDCAサイクルを取り入れ、毎年度、各種施策の実施状況や設定した目標値、見込量の達成状況の分析及び評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

●PDCA サイクルによる評価・検証

「PDCAサイクル」とは、様々な分野における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを順に実施するものです。

図表 11 PDCA サイクルのイメージ



資料編

1	前計画の進捗状況.....	105
2	障がい当事者アンケート調査結果.....	123
3	障がい当事者アンケート調査結果（18歳未満再計）	145
4	サービス提供事業所アンケート調査結果	150
5	企業等民間事業所アンケート調査結果	153
6	関係団体ヒアリング結果	156
7	パブリックコメントの結果概要.....	160
8	計画策定経過	172
9	千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱	173
10	千歳市保健福祉推進委員会設置要綱	175
11	千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱.....	177
12	「障害」の表記を「障がい」と改める取扱いについて	181
13	持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）	183

1 前計画の進捗状況

(1) 千歳市障がい者計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）の進捗状況

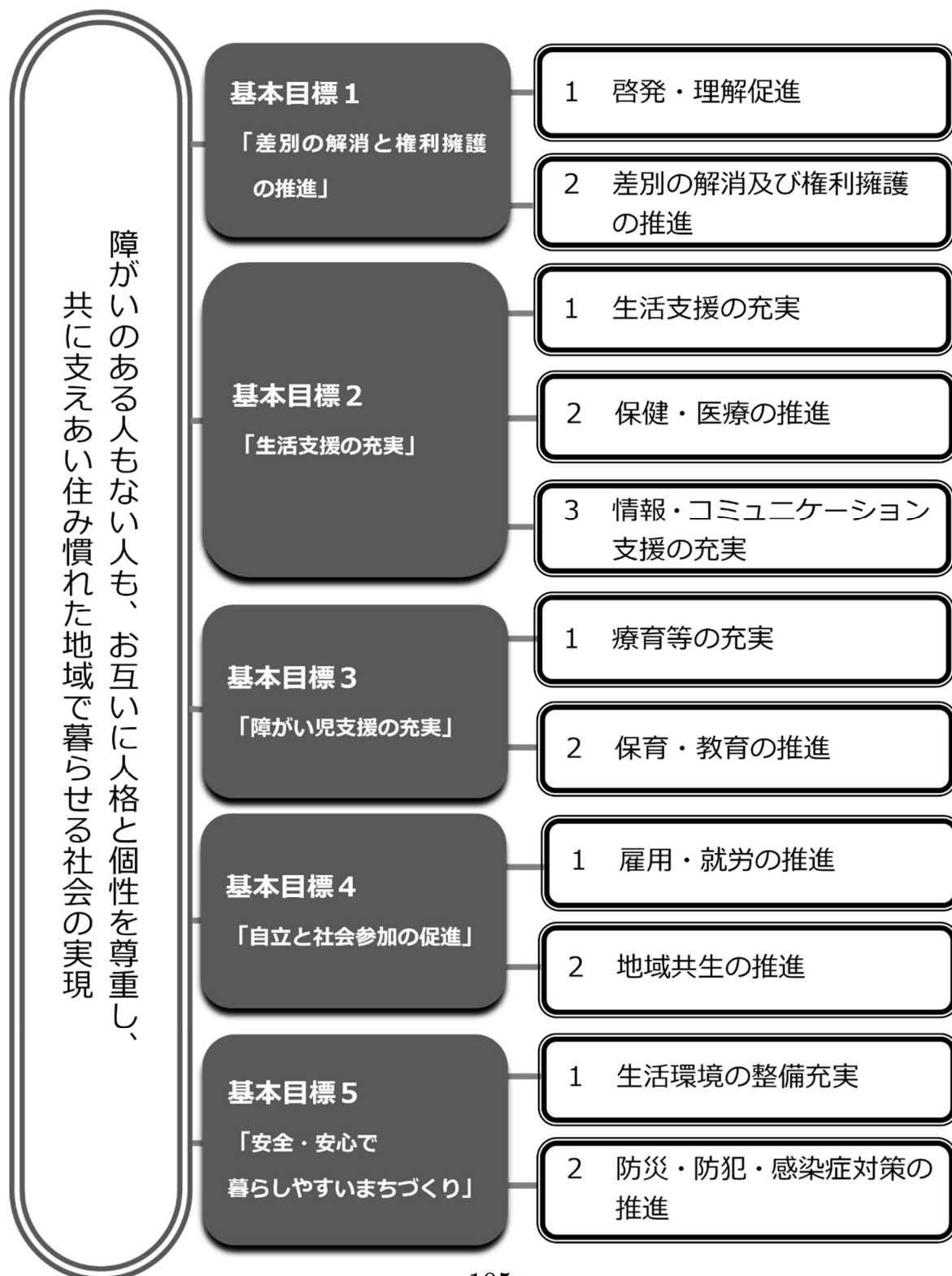
① 施策体系

前計画では、次の5つの基本目標と11の施策方向に対し全67の主要施策を位置付け、障がい福祉施策の推進を図ってきました。

■基本理念■

■基本目標■

■施策の方向■



② 令和４年度の進捗状況

主要施策を構成する取組項目について、所管する担当課等に照会し確認をしています。進捗状況の評価は次表のとおりです。評価は「取組を実施しているか」の視点で「Ａ～Ｄ」の４段階で表しています。総括表は次表のとおりです。

A:実施：計画どおり実施（計画以上又は手段を見直して実施しているものを含む）

B:今後実施：計画期間中に実施（具体的実施時期の定めがないもの又は未到来のもの）

C:一部実施：一部遅延又は一部未実施（具体的実施時期の定めがあるもの）

D:未実施：全部未実施（具体的実施時期の定めがあるもの）

< 総括表 >

基本目標・施策の方向		主要 施策数	進捗状況			
			A	B	C	D
基本目標 1 差別の解消と権利擁護の推進						
	1 啓発・理解促進	4	4	0	0	0
	2 差別の解消及び権利擁護の推進	7	7	0	0	0
基本目標 2 生活支援の充実						
	1 生活支援の充実	7	6	0	1	0
	2 保健・医療の推進	3	3	0	0	0
	3 情報・コミュニケーション支援の充実	3	3	0	0	0
基本目標 3 障がい児支援の充実						
	1 療育等の充実	6	6	0	0	0
	2 保育・教育の推進	8	8	0	0	0
基本目標 4 自立と社会参加の促進						
	1 雇用・就労の推進	10	10	0	0	0
	2 地域共生の推進	9	8	0	1	0
基本目標 5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり						
	1 生活環境の整備充実	4	4	0	0	0
	2 防災・防犯・感染症対策の推進	6	6	0	0	0
合 計		67	65	0	2	0
割 合 (%)			97.0%	0.0%	3.0%	0.0%

③ 主要施策ごとの進捗状況

◆基本目標 1 差別の解消と権利擁護の推進

1 啓発・理解促進

番号	主要施策	進捗状況
1	障がい特性に対する理解促進	A
2	広報・啓発活動の充実	A
3	福祉教育の推進	A
4	交流教育の推進	A

2 差別の解消及び権利擁護の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	障がいを理由とする差別の解消の推進	A
2	障がいのある人の虐待防止体制の充実・強化	A
3	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発	A
4	市職員に対する障がい者理解の促進	A
5	成年後見制度等の利用促進	A
6	日常生活における自立のための支援	A
7	福祉オンブズマン制度の推進	A

◆基本目標 2 生活支援の充実

1 生活支援の充実

番号	主要施策	進捗状況
1	相談支援体制の充実・強化	C
2	障害福祉サービス等の提供体制の確保	A
3	介護保険サービスとの連携	A
4	関係機関等との連携体制の強化	A
5	経済的な負担軽減	A
6	情報提供・発信の充実	A
7	障がい者グループホーム等の整備促進	A

2 保健・医療の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	医療機関等との連携による相談支援体制の充実	A
2	医療費の負担軽減	A
3	生活習慣病の予防・早期発見	A

3 情報・コミュニケーション支援の充実

番号	主要施策	進捗状況
1	意思疎通支援体制の充実	A
2	情報提供の充実	A
3	千歳市手話言語条例に基づく施策の推進	A

◆基本目標 3 障がい児支援の充実

1 療育等の充実

番号	主要施策	進捗状況
1	乳幼児健診の充実	A
2	こども発達相談室の充実	A
3	児童発達支援センターによる連携体制の充実	A
4	障害児通所支援サービス提供体制の確保	A
5	早期療育体制の充実	A
6	肢体不自由児者の機能訓練の充実	A

2 保育・教育の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	障がい児教育・保育事業の充実	A
2	幼稚園における特別支援教育の促進	A
3	インクルージョン保育体制の充実	A
4	個別の教育支援計画の活用	A
5	特別支援教育体制の充実	A
6	特別支援学校等への就学支援	A
7	学童クラブの充実・拡充	A
8	学校卒業後の支援	A

◆基本目標 4 自立と社会参加の促進

1 雇用・就労の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	企業等に対する理解の促進	A
2	福祉的就労の支援	A
3	就労先の拡充と職場定着の促進	A
4	市職員としての雇用の拡大	A
5	一般就労の促進	A
6	訓練・就労体験の支援	A
7	資格取得費用の負担軽減	A
8	障害者施設等からの物品等の優先調達の推進	A
9	関係機関の連携とネットワークの充実・強化	A
10	多様な就労機会の確保	A

2 地域共生の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	地域生活への移行推進	C
2	相互交流の促進	A
3	ボランティアの人材養成	A
4	当事者団体への活動支援	A
5	スポーツ・レクリエーション活動の支援	A
6	文化・芸術活動の支援	A
7	外出や移動の支援	A
8	交通費の負担軽減	A
9	免許取得費用等の負担軽減	A

◆基本目標 5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

1 生活環境の整備充実

番号	主要施策	進捗状況
1	住まいのバリアフリー化の推進	A
2	公共施設等のバリアフリー化の推進	A
3	道路・公共交通機関のバリアフリー化の推進	A
4	公園緑地のバリアフリー化の推進	A

2 防災・防犯・感染症対策の推進

番号	主要施策	進捗状況
1	防災・減災体制の強化	A
2	緊急時における連絡手段の確保	A
3	避難通路の確保	A
4	ひとり暮らし見守り活動の充実	A
5	消費者被害の防止	A
6	感染症対策の推進	A

④ 令和4年度の主な取組

前計画で掲げた主要施策については、「計画どおり実施」が97.0%（65施策）と順調な実施状況となっています。なお、「今後実施」としている主要施策は2施策となっており、これらの施策については、令和5年度の進捗状況も考慮し、取組の優先順位や構成を見直した上で、引き続き千歳市障がい者計画の主要施策に位置付け、障がい福祉施策の推進に努めます。

令和4年度の主な取組は次のとおりです。

（１） 啓発・理解促進

障がい特性についてまとめたリーフレットや「ちとせの障がい福祉ガイド」を作成・配布したほか、広報ちとせ、市のホームページなど多様な媒体を活用した広報・啓発活動により、障がいに対する理解促進を図りました。

また、市内小中学校において、視覚障がいのある人の福祉体験教育を実施するとともに、特別支援学級や特別支援学校と通常学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を実施しました。

（２） 差別の解消及び権利擁護の推進

「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」、障がいのある人に対する場面ごとの配慮などを掲載した「合理的配慮事例集」の周知を図るとともに、千歳市役所の窓口対応などにおいて障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮しました。

また、「千歳市障がい者虐待防止センター」において、虐待に関する相談や虐待を受けた障がいのある人の保護に係る対応を行いました。このほか、「千歳市成年後見支援センター」において、成年後見制度の利用支援や普及・啓発を行い、市民後見人養成講座を開催するなど、障がいのある人の権利擁護の推進に努めました。

- ・千歳市障がい者虐待防止センター 虐待通報・相談件数 16 件
- ・千歳市成年後見支援センター相談件数 411 件

(3) 生活支援の充実

「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」の安定した運営や「千歳地域生活支援センター」による相談支援機能強化事業のほか、「障がい福祉分野資格取得助成事業」の実施により、相談支援体制の充実・強化を図りました。

また、障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスの提供体制の確保を図るとともに、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」などを通じた関係機関との連携により、ニーズの把握やサービスの質の向上に努めました。このほか、「福祉サービス利用券」の交付などにより、障がいのある人の経済的な負担軽減を図りました。

- ・Chip 相談件数 3,216 件、千歳地域生活支援センター相談件数 5,472 件、障がい福祉分野資格取得助成事業 10 件
- ・市内障害福祉サービス事業所 110 か所、地域活動支援センター利用実績 1,580 人
- ・福祉サービス利用券支給者 3,864 人

(4) 保険・医療の推進

相談支援事業所において、障がい特性に応じた相談支援を行っているほか、「ちとせ健康・医療相談ダイヤル24」において、保健・医療に関する相談を受けました。

障がいのある人の経済的な負担の軽減のため、医療費の一部を助成するとともに、各種医療費助成制度の周知を図りました。このほか、国の定めた国民健康保険特定健診・各種がん検診の受診率向上のために継続した周知・啓発を行いました。

(5) 情報・コミュニケーション支援の充実

手話通訳者や要約筆記者の派遣・養成を行う意思疎通支援事業を実施しました。

広報紙や市ホームページなどでは、障がい特性に配慮した情報提供に努めるとともに、点字・音訳図書や「選挙のお知らせ音訳版」の製作により、障がいの有無による情報格差が生じないように配慮しました。

また、専従手話通訳者を2名配置し、遠隔手話通訳サービスなどの利用促進に努めるなど、「千歳市手話言語条例」に基づき、手話に対する理解促進に努めました。

- ・手話通訳者派遣件数 227 件、要約筆記者派遣件数 51 件、養成講座等参加者 46 人
- ・点訳図書製作実績 225 タイトル、音訳図書製作実績 169 タイトル、選挙のお知らせ音訳版配布実績 19 件

(6) 療育等の充実

乳幼児健診では、受診率 97%以上を維持しており、未受診者には、家庭訪問等で発達状況の確認に努め、発達に遅れが認められる場合には、必要に応じて発達相談の紹介等を行いました。5 歳児とその保護者に対して発達障がいに関するリーフレットを送付し、希望者を対象とした 5 歳児相談を年 5 回開催しました。

「こども発達相談室」では、保護者の主訴や子ども一人ひとりの状況を確認した上で、子どもの心身の発達を促す支援と保護者に対する相談支援を実施しました。

「千歳市児童発達支援センター」では、相談支援から通所支援の利用まで一貫した支援を実施するとともに、保育所等訪問支援事業を実施し、多様化する障がいに対応した支援を行う人材を育成するため、各種研修により専門職員の知識や技術の向上を図りました。

- ・ こども発達相談室利用実人数 627 人、利用延べ人数 3,152 人
- ・ 千歳市児童発達支援センター保育所等訪問支援事業 利用延べ人数 116 人

(7) 保育・教育の推進

市内の認定こども園や認可保育所及び学童クラブでは、発達に心配のあるなしにかかわらず、すべての子どもを集団保育するインクルージョン保育を推進しており、認定こども園や認可保育所では、心身や発達に障がい等があり、家庭で必要な保育を受けることが困難な子どもの受け入れを行ったほか、障がい等のある子どもを就園させる幼稚園に対して助成を行いました。学童クラブでは、市内 18 か所すべてで障がい等のある子どもの受入れを行いました。さらに、インクルージョン保育の充実を図るため、「巡回支援事業 こども相談みにくる」を実施しました。

発達に課題のある児童を対象に、乳幼児期から「こどもの発達と支援の記録（イエローファイル）」を作成するとともに、小中学校では、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援に活用しました。

小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に校内研修を実施するなど校内支援体制の充実や教職員の専門性の向上を図ったほか、特別支援学校の「パートナー・ティーチャー派遣事業」や特別支援教育専門家チーム等の巡回相談など、専門機関の活用により児童生徒への指導の充実を図りました。

また、障がいのある児童生徒が適切な教育を受けることができるよう就学にかかる経費や交通費を補助するとともに、登下校時のスクールバスの運行を行いました。

- ・ 特別支援教育支援員 53 人、児童生徒ヘルパー 35 人
- ・ 特別支援教育専門家チーム等の巡回相談 159 回

（８）雇用・就労の推進

「就労推進室やませみ」において、障がい者雇用の理解促進や一般就労や職場定着に向けた取組を実施したほか、障がいの特性に応じて働くことができる就労継続支援等のサービス提供体制の確保に努めました。

そのほか、「千歳市障害者施設等からの物品等の優先調達方針」の調達目標の達成や「農福連携」による農作業体験の実施等により、障がいのある人の雇用・就労を推進しました。

- ・「就労推進室やませみ」実績 一般就労継続者 52 人、新規就労者 19 人
- ・優先調達目標額 1,100 千円、実績額 2,060 千円

（９）地域共生の推進

「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において、地域課題及び情報の共有を図りました。

点訳・音訳ボランティアの養成や当事者団体の自発的活動に対し、補助金を交付したほか、市民交流会やスポーツ教室などの開催、外出や移動の支援やそれに伴う経済的負担の軽減などにより、障がいのある人の社会活動への参加を促進しました。

- ・点訳・音訳ボランティア会員数 67 人
- ・障がい者団体補助 4 団体
- ・精神障害者通所交通費助成事業 延べ 169 人
- ・自動車運転免許取得助成 4 件

（１０）生活環境の整備充実

手すりの設置や段差解消などのバリアフリー化にかかる住宅改修費の一部を助成しました。

公共施設等においては、令和 5～6 年度実施予定の消防本部大規模改修工事において、段差の解消、車いす使用者に対応した駐車スペースや市民相談スペースの設置及び多機能トイレの整備を行うための設計を行いました。このほか、道路や公園緑地においてもバリアフリーに配慮した整備や改修を計画的に進めました。

(11) 防災・防犯・感染症対策の推進

「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、平常時の見守りや防災訓練の時に情報を活用するとともに、千歳学出前講座などで防災の啓発に努めました。

また、「緊急通報システム」の設置などにより、早期の安全確保に向けた対応に努めているほか、冬季における避難通路を確保するため、除雪が困難な世帯に除雪サービスを提供しました。

消費者被害の防止のため、「千歳市消費生活センター」において、相談員2名体制で悪質商法等の消費生活相談に対応し、消費生活ホームページ「ちとせの暮らし」などで広く情報発信に努めました。

新型コロナウイルス感染症対策として、障害福祉サービス事業所に対する相談窓口を設置し、集団感染に備え衛生用品や簡易検査キット等を備蓄し、必要に応じて配布を行いました。

- ・千歳学出前講座参加者 468 人
- ・緊急通報システム設置 6 世帯
- ・除雪実績 16 世帯

(2) 「第6期千歳市障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の進捗状況

■第6期千歳市障がい福祉計画

第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況は、次の図表12-1から13-5のとおりです。

1. 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末の施設入所者実績は123人で、令和元年度時点と比較して2人増加しています。令和4年度末の施設入所者の地域生活への移行者数実績（累計）は3人となっています。

図表 12-1 福祉施設入所者の削減数

項 目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
施設入所者数	121 人	128 人	125 人	123 人	119 人
【令和元年度比増減】	【－】	【＋7人】	【＋4人】	【＋2人】	【－2人】

図表 12-2 福祉施設から地域生活への移行者数

項 目	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
地域生活移行者数 【累計】	—	2人	3人	8人
(参考)各年度実績	1人	1人	1人	5人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場を設置することを目標としていますが、引き続き設置に向けて検討を進めます。

図表 12-3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
協議の場の開催回数	検討中	検討中	検討中	1回以上／年
協議の場の参加者数	—	—	—	10人以上／年
協議の場における 目標設定と検証実施	—	—	—	1回／年

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等を1か所整備することを目標としていますが、引き続き整備に向けて検討を進めます。

図表 12-4 地域生活支援拠点等の整備

項 目	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
地域生活支援拠点等の 設置	検討中	検討中	検討中	1か所
機能検証の実施回数	—	—	—	1回以上／年

④福祉施設から一般就労への移行等

令和4年度の一般就労移行者数の実績は15人で、令和元年度時点と比較して5人減少しています。

令和4年度末の就労移行支援事業の利用者実績は12人で、令和元年度末時点と比較して5人増加しています。

令和4年度末の就労定着支援事業の利用者実績は3人で、令和元年度末時点と比較して1人増加しています。

図表 12-5 福祉施設から一般就労への移行

項 目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
一般就労移行者数	20 人	12 人	12 人	15 人	26 人
【令和元年度比増減】	【－】	【-8人】	【-8人】	【-5人】	【+6人】

図表 12-6 就労移行支援事業の利用者数

項 目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
就労移行支援事業の 利用者数	7人	13 人	13 人	12 人	10 人
【令和元年度比増減】	【－】	【+6人】	【+6人】	【+5人】	【+3人】

図表 12-7 就労定着支援事業の利用者数

項 目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 目標
就労定着支援事業の 利用者数	2人	4人	6人	3人	10 人
【令和元年度比増減】	【－】	【+2人】	【+4人】	【+1人】	【+8人】

2. サービス見込量

①指定障害福祉サービス

訪問系サービスでは、「居宅介護」、「同行援護」は計画値を上回りましたが、「行動援護」は計画値を下回りました。また、「重度訪問介護」では利用時間が増加しました。一方、「重度障害者等包括支援」については利用がありませんでした。

日中活動系サービスでは、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」の利用量は、計画値を上回りましたが、「就労定着支援」の利用人数は計画値を

下回りました。

居住系サービスでは、「共同生活援助」は令和3年度から4年度にかけて大きく増加しましたが、「自立生活援助」は利用がありませんでした。

図表 13-1 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
訪問系	居宅介護	人/月	103	122	104	132	105
		時間/月	1,560	2,194	1,567	2,269	1,575
	重度訪問介護	人/月	5	4	5	5	5
		時間/月	646	519	646	706	646
	同行援護	人/月	14	13	14	18	14
		時間/月	158	245	158	296	158
	行動援護	人/月	20	3	20	7	20
		時間/月	200	38	200	70	200
	重度障害者等 包括支援	人/月	1	0	1	0	1
		時間/月	520	0	520	0	520
日中活動系	生活介護	人/月	248	236	254	239	260
		人日/月	5,110	4,946	5,230	5,084	5,360
	自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	0	1	0	1
		人日/月	23	0	23	0	23
	自立訓練 (生活訓練)	人/月	10	10	11	10	12
		人日/月	180	187	198	136	216
	自立訓練 (宿泊型)	人/月	11	10	11	9	12
		人日/月	319	309	319	229	348
	就労移行支援	人/月	8	13	9	12	10
		人日/月	145	253	160	176	180
	就労継続支援 A型	人/月	125	128	130	129	135
		人日/月	2,400	2,500	2,500	2,594	2,590
	就労継続支援 B型	人/月	300	306	320	336	340
		人日/月	5,070	5,351	5,400	5,933	5,740
	就労定着支援	人/月	6	6	8	3	10
	療養介護	人/月	14	15	14	15	14
	短期入所 (福祉型)	人/月	24	10	24	15	24
		人日/月	190	124	190	138	190
	短期入所 (医療型)	人/月	4	0	4	3	4
		人日/月	16	0	16	33	16

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
居住系	共同生活援助	人/月	165	163	175	210	185
	施設入所支援	人/月	121	125	120	123	119
	自立生活援助	人/月	2	0	2	0	2

※実績値は、各年度の3月末現在

②指定相談支援

「計画相談支援」の令和4年度実績は計画どおりとなりました。「地域移行支援」、
「地域定着支援」の利用実績はありませんでした。

図表 13-2 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
計画相談支援		実利用人数	987	1,002	1,022	1,022	1,058
地域 支援 相談	地域移行支援	実利用人数	4	0	6	0	8
	地域定着支援	実利用人数	2	1	3	0	4

※実績値は、各年度の3月末現在

③地域生活支援事業（必須事業）

地域生活支援事業（必須事業）については、おおむね計画値どおりに推移していますが、「移動支援事業」は計画を大きく下回りました。「日常生活用具給付等事業」全体の実績は減少傾向にあります。

図表13-3 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業		箇所数	2	2	3	2	4
	基幹相談支援センター	実施の有無	-	-	-	-	有
	相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	-	-	-	-	有
成年後見制度利用支援事業		人/年度	1	0	1	0	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年度	340	236	350	278	360
	手話通訳者設置事業	人/年度	2	2	2	2	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年度	8	8	8	7	8
	自立生活支援用具	件/年度	25	16	25	21	25
	在宅療養等支援用具	件/年度	20	15	20	12	20
	情報・意思疎通支援用具	件/年度	15	19	15	14	15
	排泄管理支援用具	件/年度	1,994	1,829	2,069	1,763	2,148
	居宅生活動作補助用具	件/年度	2	1	2	4	2
手話奉仕員養成研修事業		人/年度	30	15	30	18	30
	初級(手話奉仕員養成)	人/年度	15	9	15	10	15
	中級(手話奉仕員養成)	人/年度	15	6	15	8	15
移動支援事業		人/年度	130	43	130	48	130
		時間/年度	12,000	3,103	12,000	2,838	12,000
地域活動支援センター		箇所数	2	2	2	2	2
		人/年度	150	126	150	126	150

※実績値は、各年度の3月末現在

④地域生活支援事業（その他の事業）

「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」の利用人数、「奉仕員養成研修事業（要約）」は、計画値を下回り、「自動車改造費助成事業」は実績がありませんでした。それ以外の事業についてはおおむね計画どおりに推移しています。

図表 13-4 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
訪問入浴サービス事業		人/年度	8	4	9	5	9
日中一時支援事業		箇所数	25	23	25	21	25
		人/年度	120	38	125	29	130
社会参加促進事業	点字・声の広報発行事業	箇所数	1	1	1	1	1
		人/年度	610	615	620	629	630
	奉仕員養成研修事業(要約)	人/年度	7	7	7	4	7
	奉仕員養成研修事業(点訳)	人/年度	5	9	—	—	5
	奉仕員養成研修事業(音訳)	人/年度	8	8	8	8	—
	自動車運転免許取得費助成事業	件/年度	5	6	5	4	5
	自動車改造費助成事業	件/年度	1	0	1	0	1

※実績値は、各年度の3月末現在

⑤地域生活を支援する市独自事業

「紙おむつ支給事業」、「福祉サービス利用券助成事業」はおおむね計画どおりの実績でしたが、「住宅改修資金助成事業」、「訪問給食サービス事業」、「除雪サービス事業」、「移送介助サービス事業」などで計画値を下回りました。「自立支援教育訓練助成事業」は利用がありませんでした。

図表 13-5 第6期千歳市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
紙おむつ支給事業	件/年度	170	159	175	218	180
住宅改修資金助成事業	件/年度	5	0	5	1	5
訪問給食サービス事業	食/年度	2,200	1,321	2,400	939	2,600
除雪サービス事業	世帯数/年度	32	12	34	16	36
移送介助サービス事業	件/年度	145	60	150	98	155
緊急通報システム整備事業	世帯数/年度	10	7	10	6	10
自立支援教育訓練助成事業	人/年度	1	0	1	0	1
福祉サービス利用券助成事業	人/年度	3,780	3,828	3,810	3,864	3,840
精神障害者通所交通費助成事業	件/年度	230	218	235	169	240

※実績値は、各年度の3月末現在

■第2期千歳市障がい児福祉計画

第2期千歳市障がい児福祉計画の進捗状況は、次の図表14-1から15のとおりです。

1. 障がい児支援等の提供体制に係る目標

①保育所等訪問支援の利用体制の構築

令和4年度の利用人数、利用件数ともに目標値を下回りました。

図表 14-1 保育所等訪問支援

単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値
人／月	30	20	32	10	32	12	34
人日／月	30	27	32	14	32	17	34

②認定こども園・保育所・学童クラブにおける障がい児の受入れ

認定こども園・保育所の受入れは、増加傾向にあり、令和4年度は目標値を上回りました。学童クラブの受入れは、おおむね計画どおりとなりました。

図表 14-2 認定こども園・保育所・学童クラブにおける障がい児の受入れ

種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値
認定こども園・保育所(人)	46	46	54	47	54	69	54
学童クラブ(人)	26	26	28	21	28	24	28

2. サービス見込量

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」「巡回支援専門員事業」は、計画値を上回りましたが、「保育所等訪問支援」は、計画値を下回りました。「居宅訪問型児童発達支援」「医療的ケア児支援事業」は、おおむね計画どおりとなりました。

図表15 第2期千歳市障がい児福祉計画の進捗状況

サービス種別		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障害児通所支援	児童発達支援	人/月	170	156	170	178	170
		人日/月	800	1,104	800	1,238	800
	放課後等 デイサービス	人/月	230	249	245	307	260
		人日/月	2,020	2,556	2,180	3,018	2,350
	保育所等 訪問支援	人/月	30	10	32	12	34
		人日/月	30	14	32	17	34
	居宅訪問型 児童発達支援	人/月	1	1	1	1	1
		人日/月	5	3	5	2	5
障害児相談支援		人/年度	175	188	180	199	185
巡回支援専門員事業		箇所数	37	42	37	42	37
医療的ケア児 支援事業		配置 人数	1	1	2	1	2

※実績値は、各年度の3月末現在

2 障がい当事者アンケート調査結果

■調査の目的・内容

本調査は、令和6年度を初年度とする「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人などの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するために実施しました。

■調査対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証を所持している人

■調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■調査期間

令和5年7月13日～8月10日（調査基準日 令和5年7月1日）

■調査対象数、回答者数、回答率等

本調査の対象者数は、全体で3,000人、うち1,202人から回答を得ることができました。回答者数を対象者数で除した回答率は40.1%でした。また、回答者の年齢分布は次表のとおりです。

また、アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

図表 16-1 調査対象者数、回答数、回答率

対象者数	回答者数	回答率
3,000 人	1,202 人	40.1%

図表 16-2 回答者の年齢分布

回答者 総数	19 歳 以下	20 歳～ 29 歳	30 歳～ 39 歳	40 歳～ 49 歳	50 歳～ 59 歳	60 歳～ 64 歳	65 歳～ 74 歳	75 歳 以上	無回答
1,202 人	215 人	51 人	57 人	96 人	100 人	69 人	196 人	397 人	21 人
100.0%	17.9%	4.2%	4.7%	8.0%	8.3%	5.7%	16.3%	33.0%	1.7%

(1) 権利擁護・差別解消

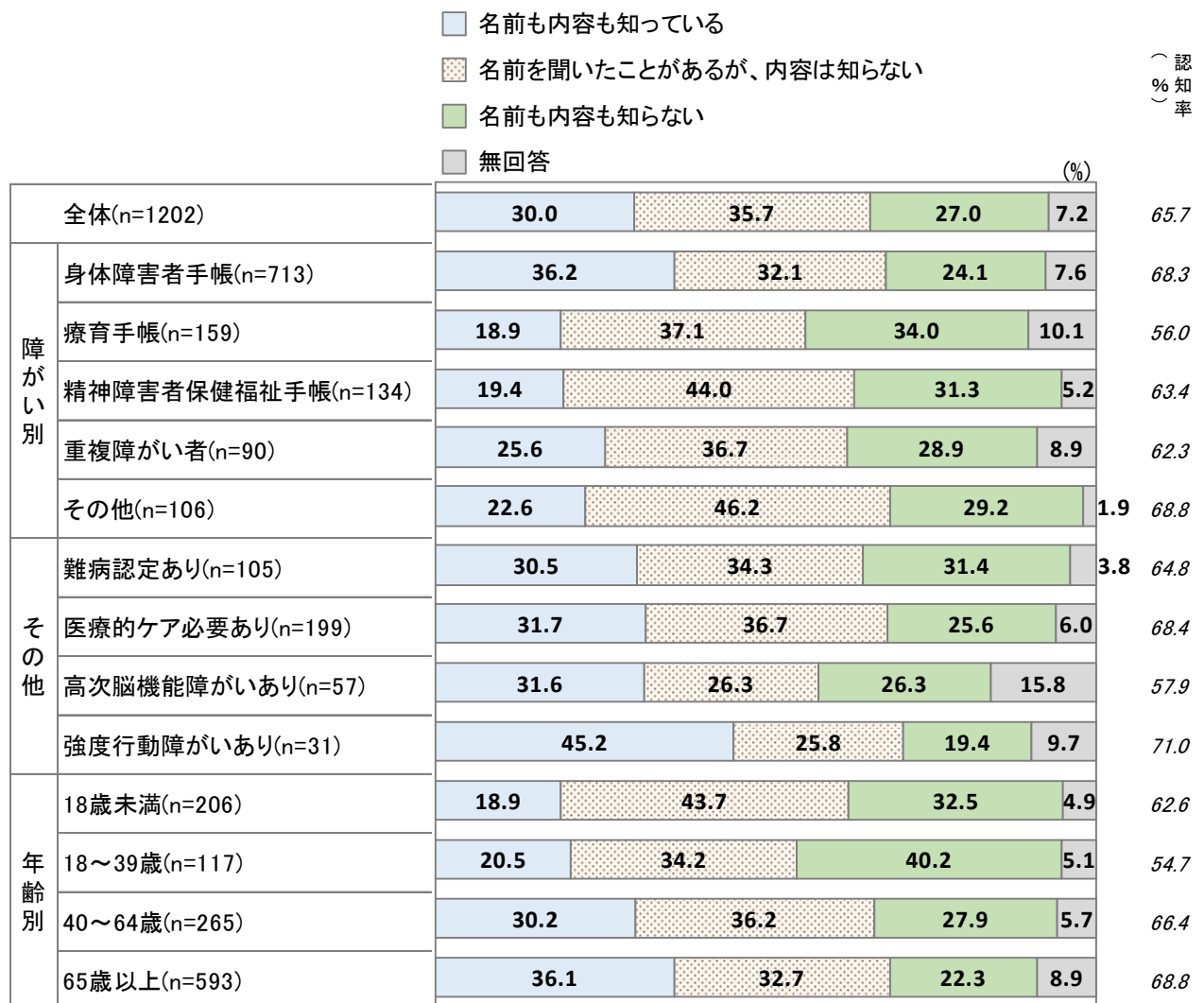
成年後見制度の認知については、「名前も内容も知っている」が30.0%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」は35.7%、合わせた＜認知率＞は65.7%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳では「名前も内容も知っている」が36.2%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「名前も内容も知っている」が45.2%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、高齢層ほど「名前も内容も知っている」が多くなっています。

図表 17 成年後見制度の認知度

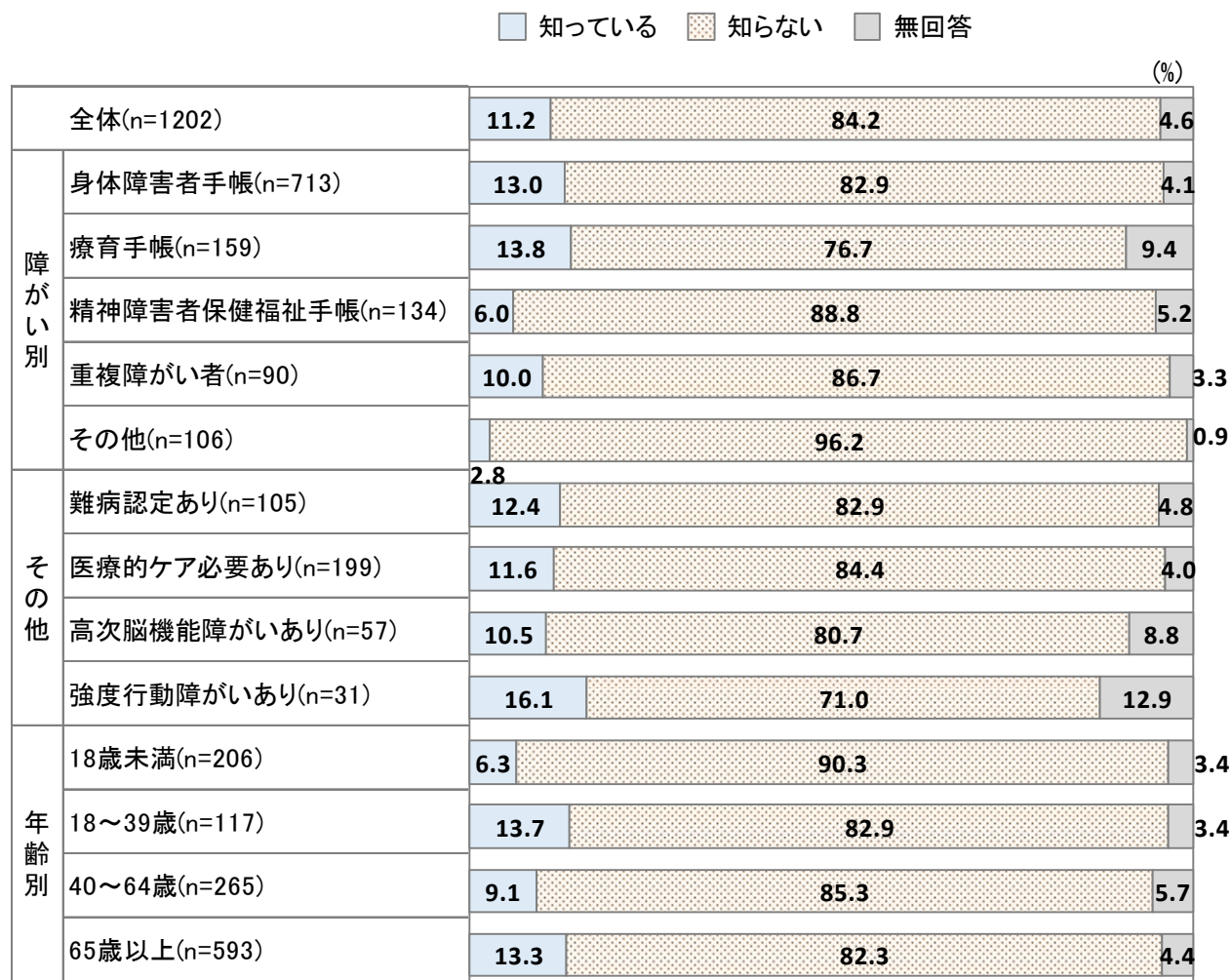


千歳市成年後見支援センターの認知については、「知っている」が 11.2%、「知らない」が 84.2% となっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「知っている」が 16.1%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

年齢別にみると、18 歳未満では「知っている」が 6.3%と 18 歳以上に比べ少なくなっています。

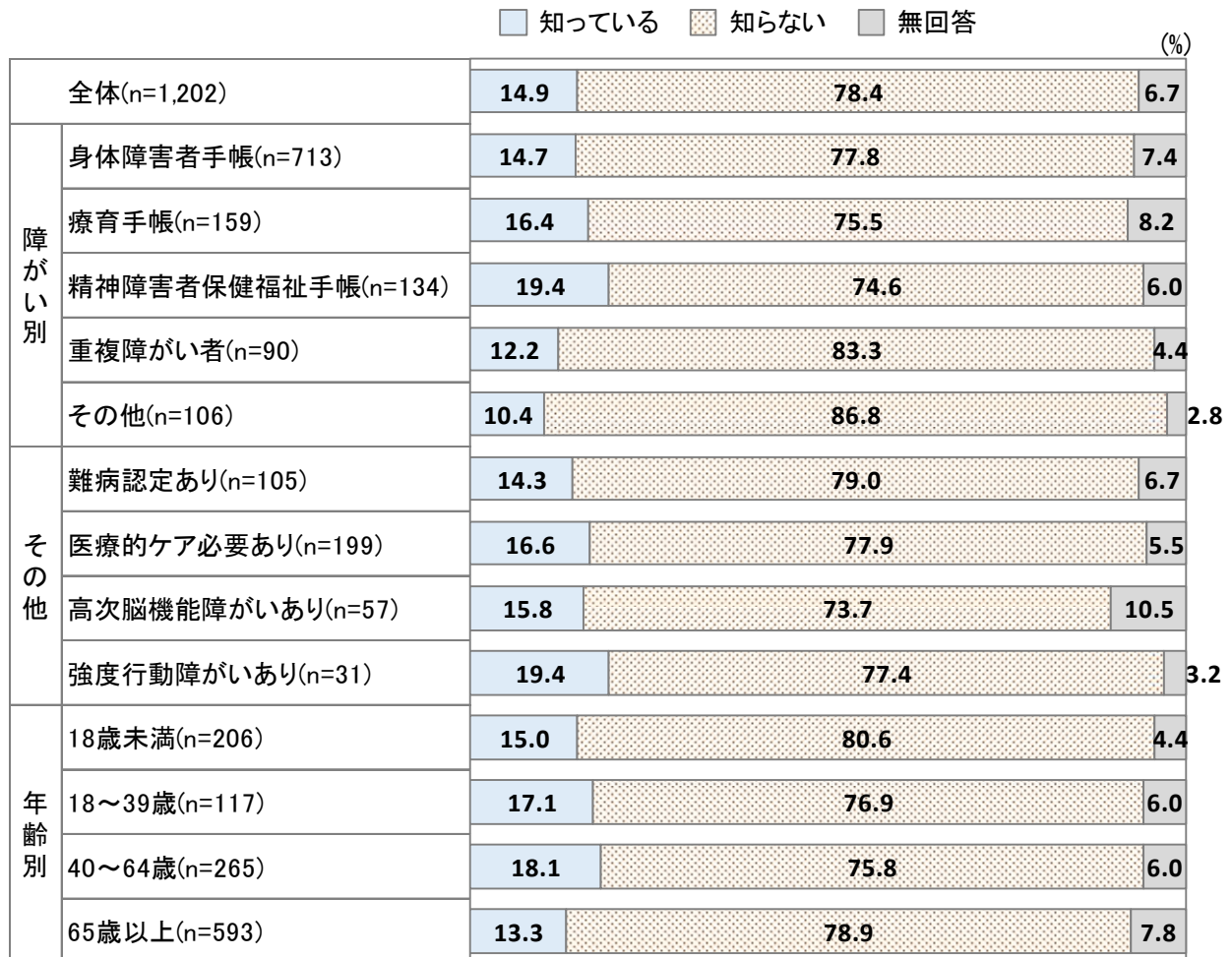
図表 18 「千歳市成年後見支援センター」の認知度



障がい当事者の「障害者差別解消法」の認知度については、「知っている」は14.9%、一方、「知らない」は78.4%となっています。

障がい別にみると、重複障がい者、その他では「知らない」が80%以上となっています。

図表 19 障害者差別解消法を知っているか



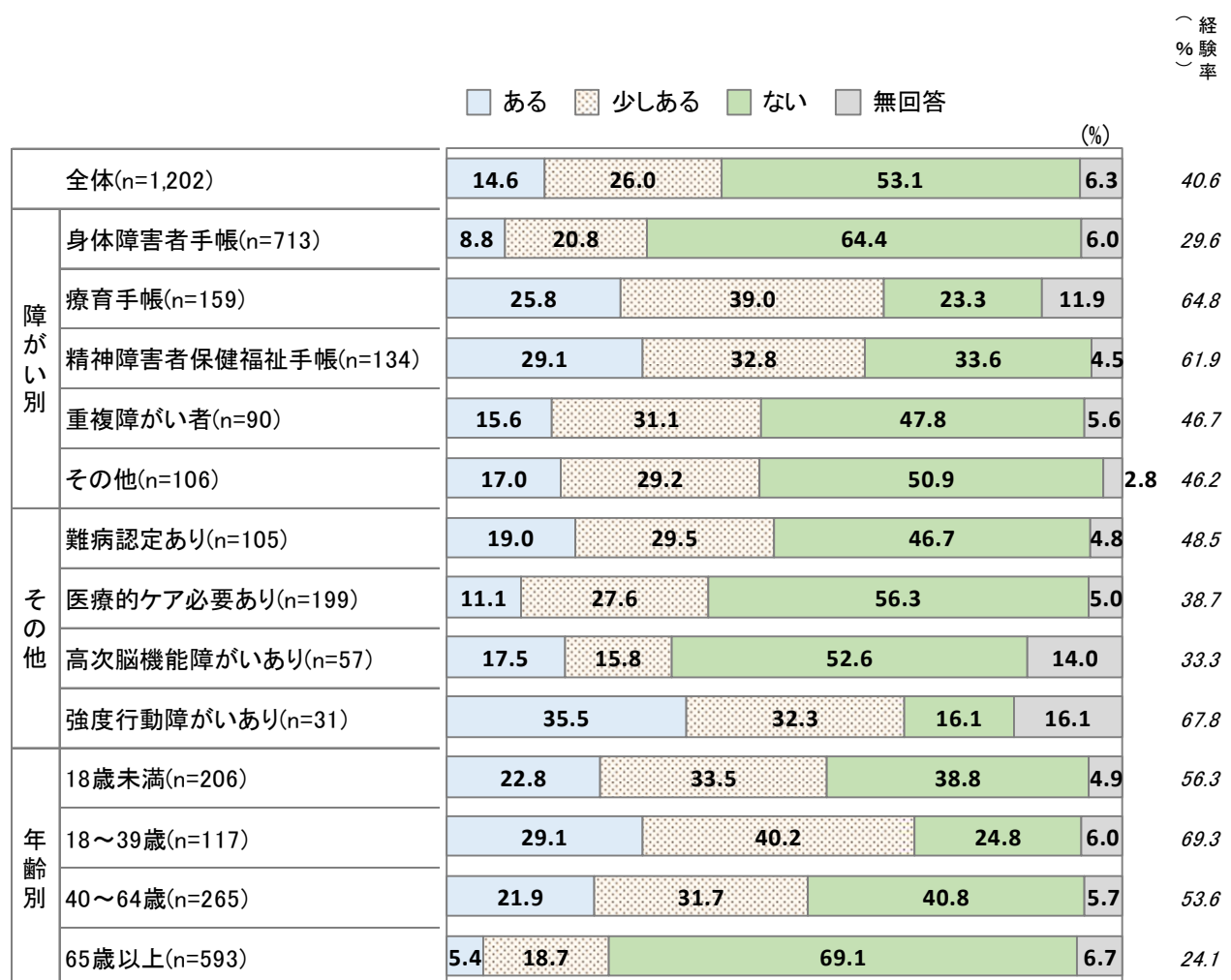
障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」は14.6%、「少しある」は26.0%、合わせた＜経験率＞は40.6%となっています。

障がい別に＜経験率＞をみると、療育手帳では64.8%、精神障害者保健福祉手帳では61.9%と6割を超えています。

その他の要因別に＜経験率＞をみると、強度行動障がいありでは67.8%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別に＜経験率＞をみると、18～39歳以下では69.3%と他の年齢層に比べ多くなっています。

図表 20 障がいによる差別や嫌な思いをしたことがあるか



【回答条件：障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある方】

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある方に、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、「外出先」が43.4%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が37.1%となっています。

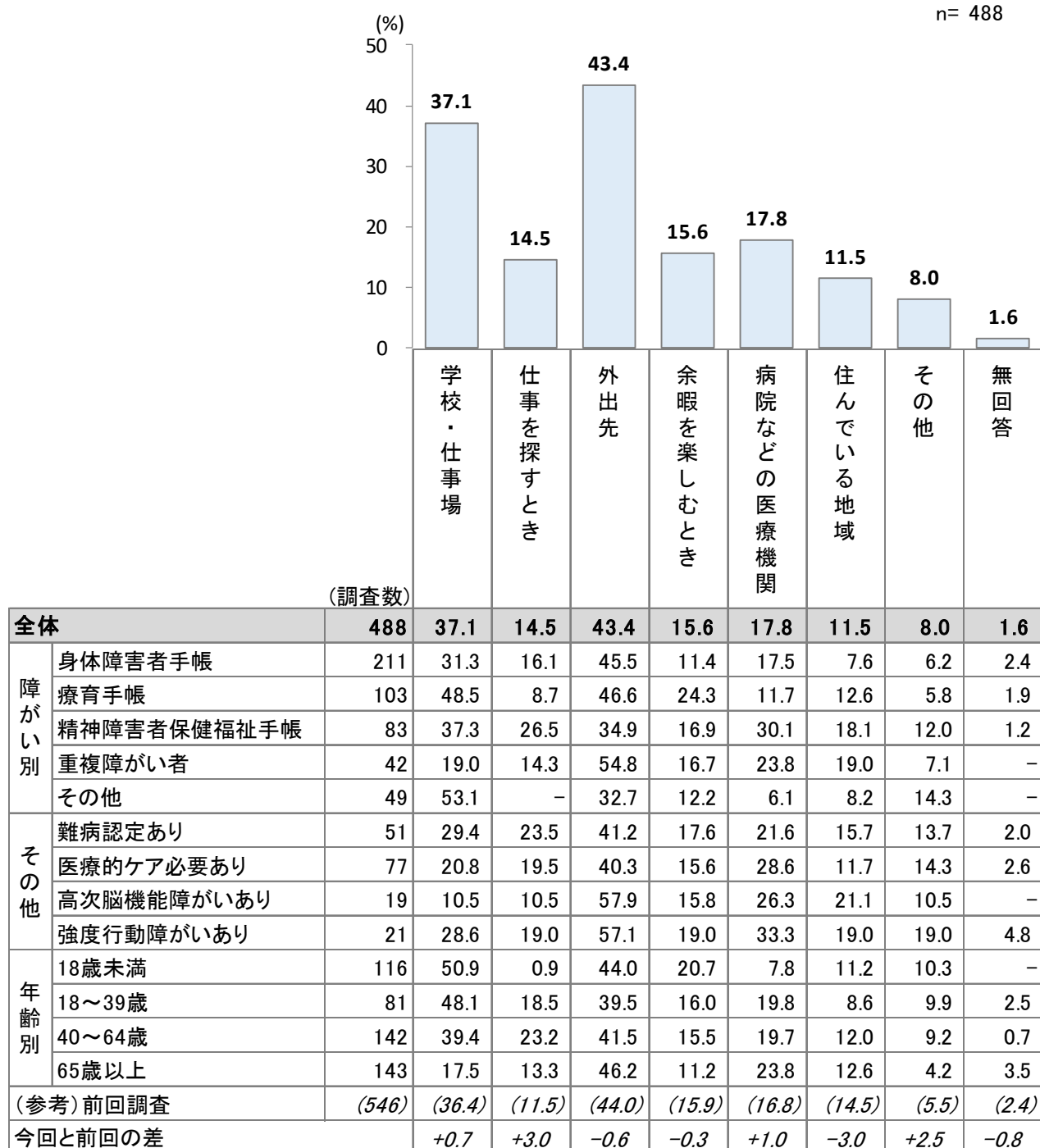
障がい別にみると、療育手帳では、「学校・仕事場」が48.5%、精神障害者保健福祉手帳では「仕事を探すとき」「病院などの医療機関」が各々26.5%、30.1%、重複障がい者では「外出先」が54.8%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「病院などの医療機関」が33.3%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、39歳未満では「学校・仕事場」が50%前後となっています。

図表 21 どのような場所で差別や嫌な思いをしたことがあるか ※複数回答

n= 488



(2) 生活環境・防災

【回答条件：外出される方】

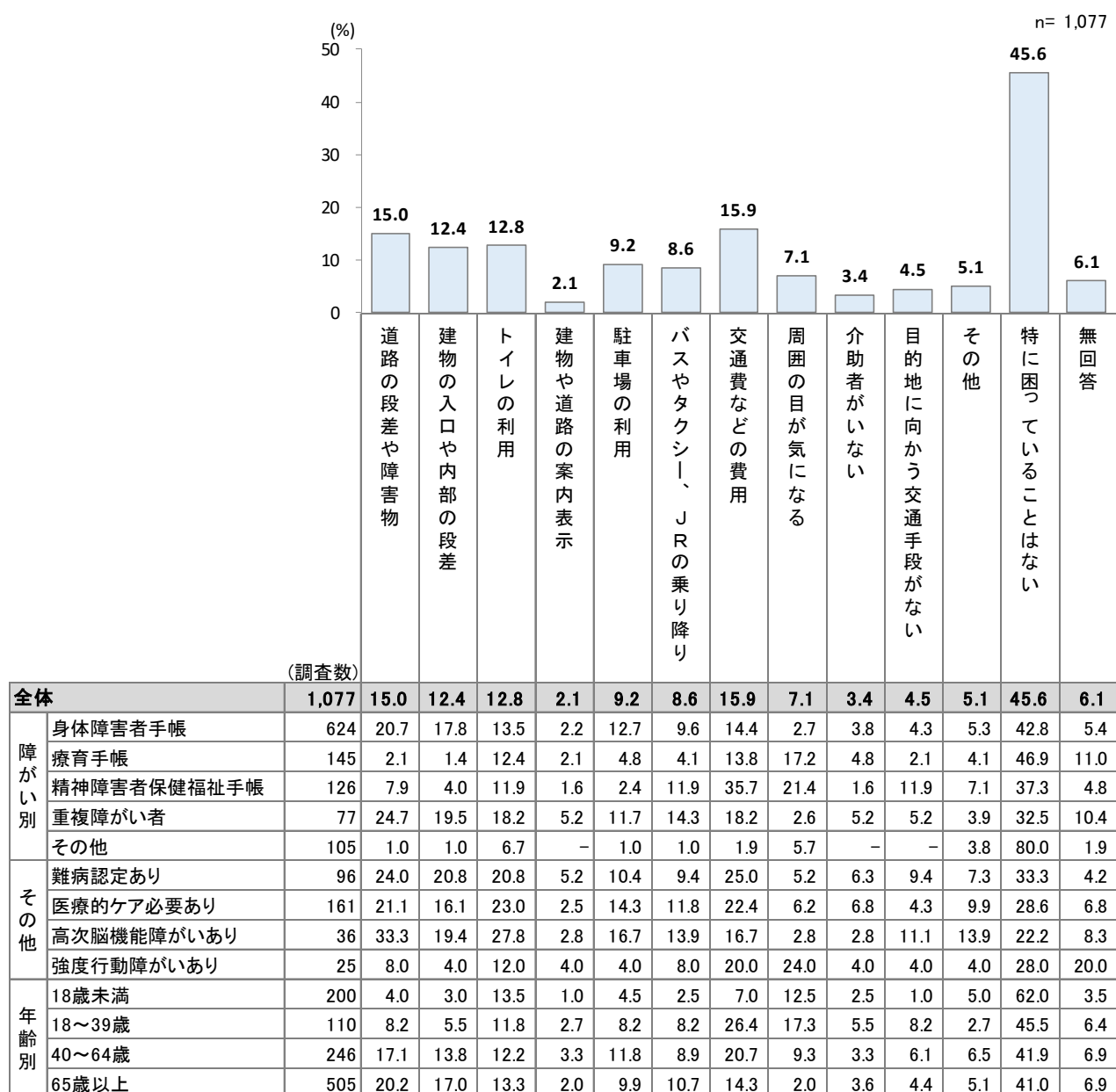
外出の際に困っていることとしては、「交通費などの費用」が15.9%、次いで「道路の段差や障害物」が15.0%、「トイレの利用」が12.8%、「建物の入口や内部の段差」が12.4%となっています。一方、「特に困っていることはない」と回答した人は45.6%となっています。

障がい別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「交通費などの費用」が35.7%、「周囲の目が気になる」が21.4%と他の障がい種別に比べて多くなっています。

その他の要因別にみると、高次脳機能障がいありでは「道路の段差や障害物」が33.3%、「トイレの利用」が27.8%と他の要因に比べて多くなっています。

年齢別にみると、高齢層ほど「道路の段差や障害物」「建物の入口や内部の段差」の割合が高くなっています。

図表 22 外出の際に困っていること ※複数回答



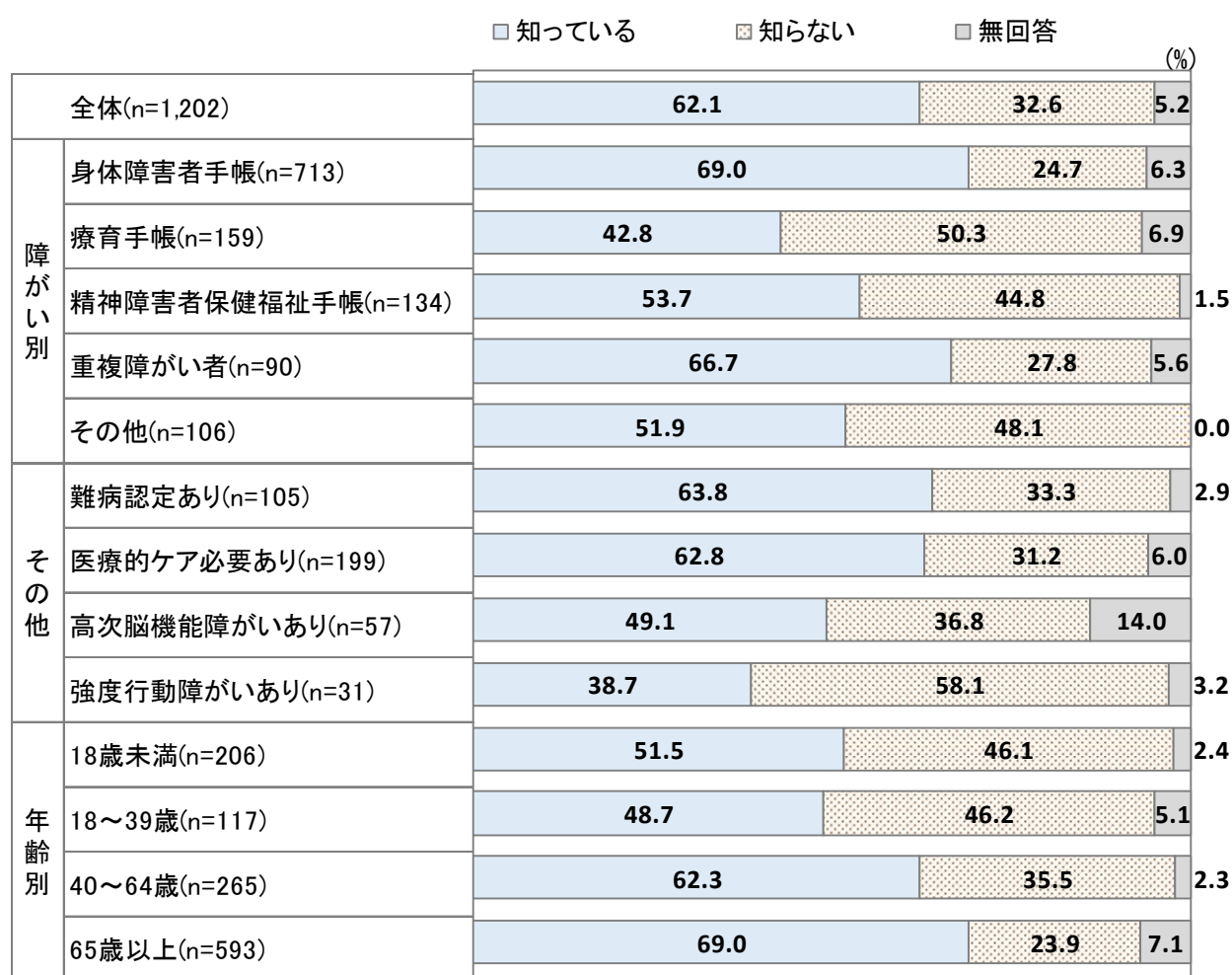
地震や水害などの災害が発生した場合の避難場所の認知については、「知っている」が62.1%、「知らない」が32.6%となっています。

障がい別にみると、療育手帳では「知っている」が42.8%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障害ありでは「知っている」が38.7%と他の要因に比べ少なくなっています。

年齢別にみると、39歳以下では「知っている」が50%前後と40歳以上に比べ低くなっています。

図表 23 地震や水害などの災害が発生した場合の避難場所の認知



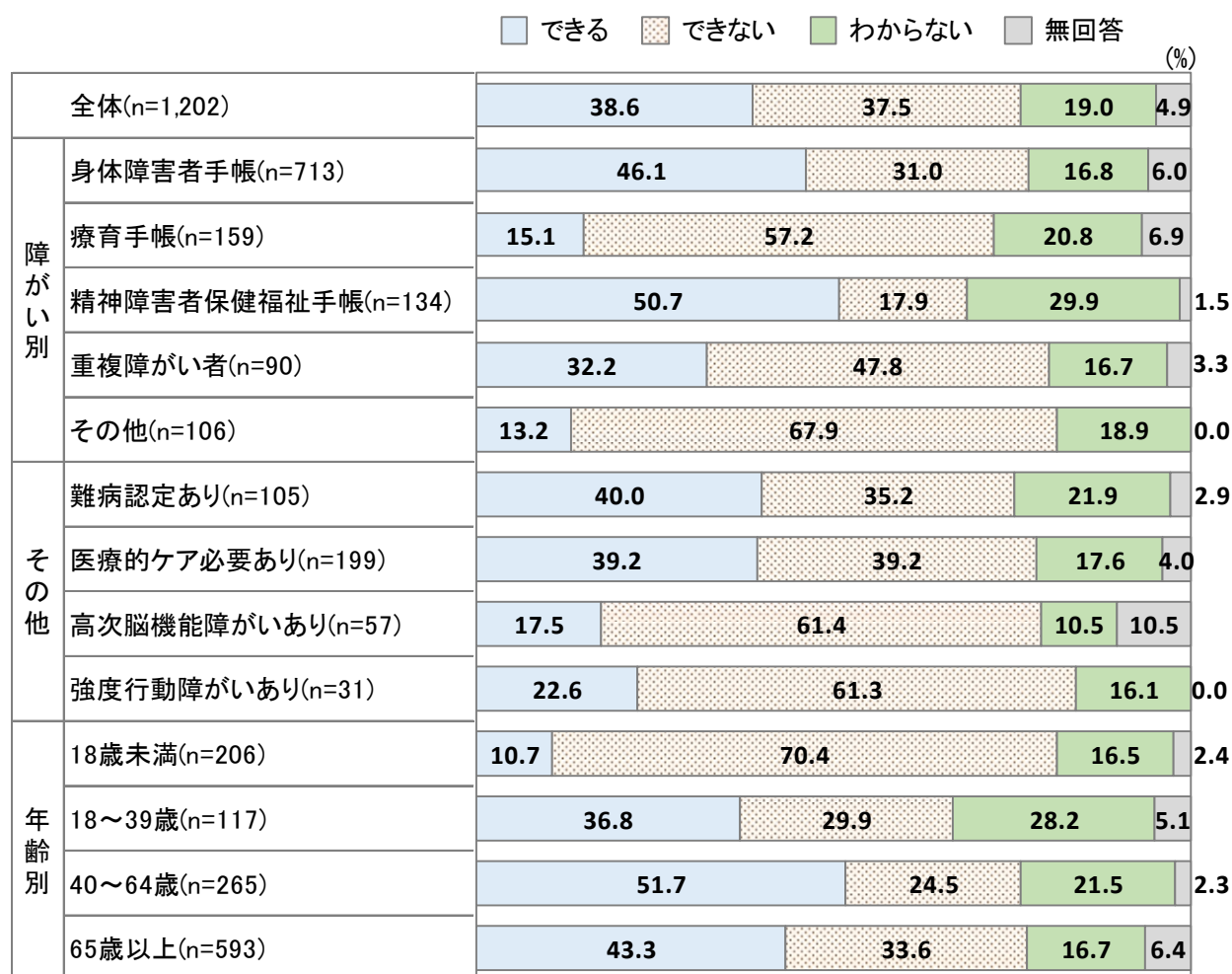
災害が発生したとき一人で避難できるかについては、「できる」が 38.6%、「できない」は 37.5%、「わからない」が 19.0%となっています。

障がい別にみると、療育手帳、その他では「できない」が過半数を占めています。

その他の要因別にみると、高次脳機能障がいあり、強度行動障がいありでは「できない」が 60%以上となっています。

年齢別にみると、18 歳未満では「できない」が 70.4%と 18 歳以上に比べ多くなっています。

図表 24 災害が発生したとき、一人で避難できるか



【回答条件：災害時の避難に不安がある方】

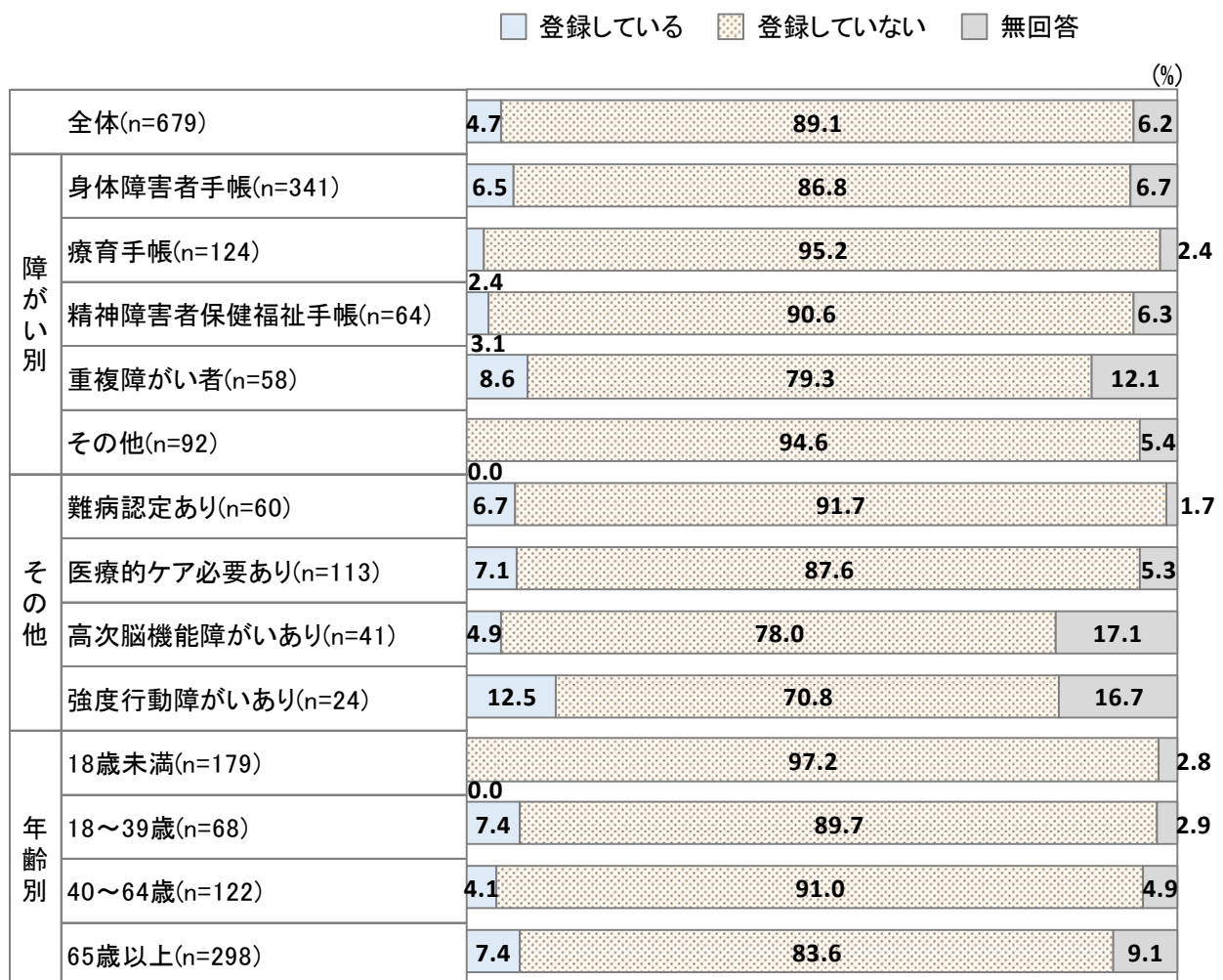
「避難行動要支援者名簿」への登録については、「登録している」が 4.7%、「登録していない」が 89.1%となっています。

障がい別にみると、重複障がい者では「登録している」が 8.6%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「登録している」が 12.5%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、18 歳未満では「登録している」が皆無となっています。

図表 25 「避難行動要支援者名簿」への登録をしているか



(3) 生活支援

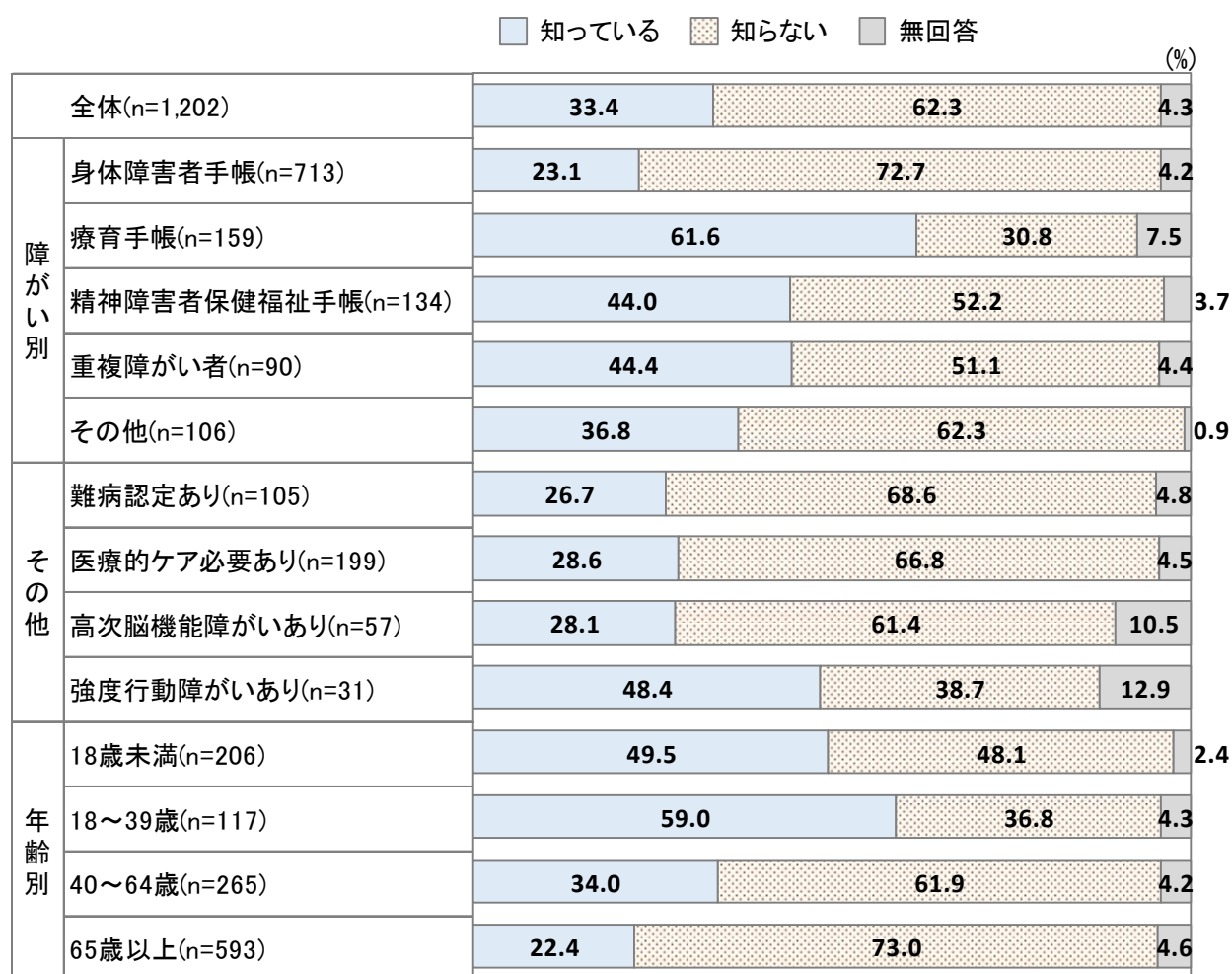
「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」の認知については、「知っている」が33.4%、「知らない」が62.3%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳では「知っている」が23.1%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「知っている」が48.4%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、65歳以上では「知っている」が22.4%と64歳以下に比べ少なくなっています。

図表 26 「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」の認知



【回答条件：千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)を知っている方】

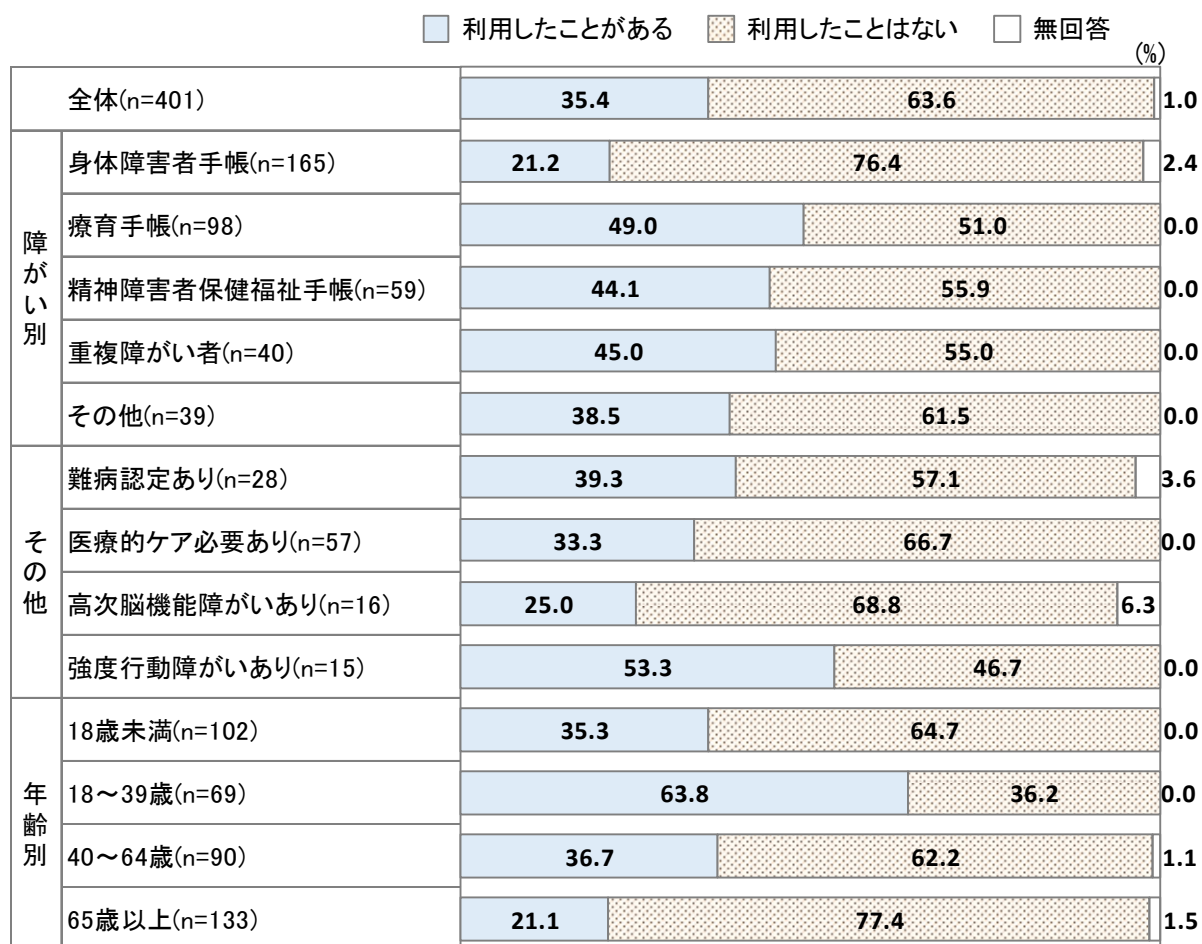
「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」の利用については、「利用したことがある」が 35.4%、「利用したことはない」が 63.6%となっています。

障がい別にみると、身体障害者手帳では「利用したことがある」が 21.2%と他の障がい種別に比べ少なくなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「利用したことがある」が 53.3%と他の要因に比べ多くなっています。

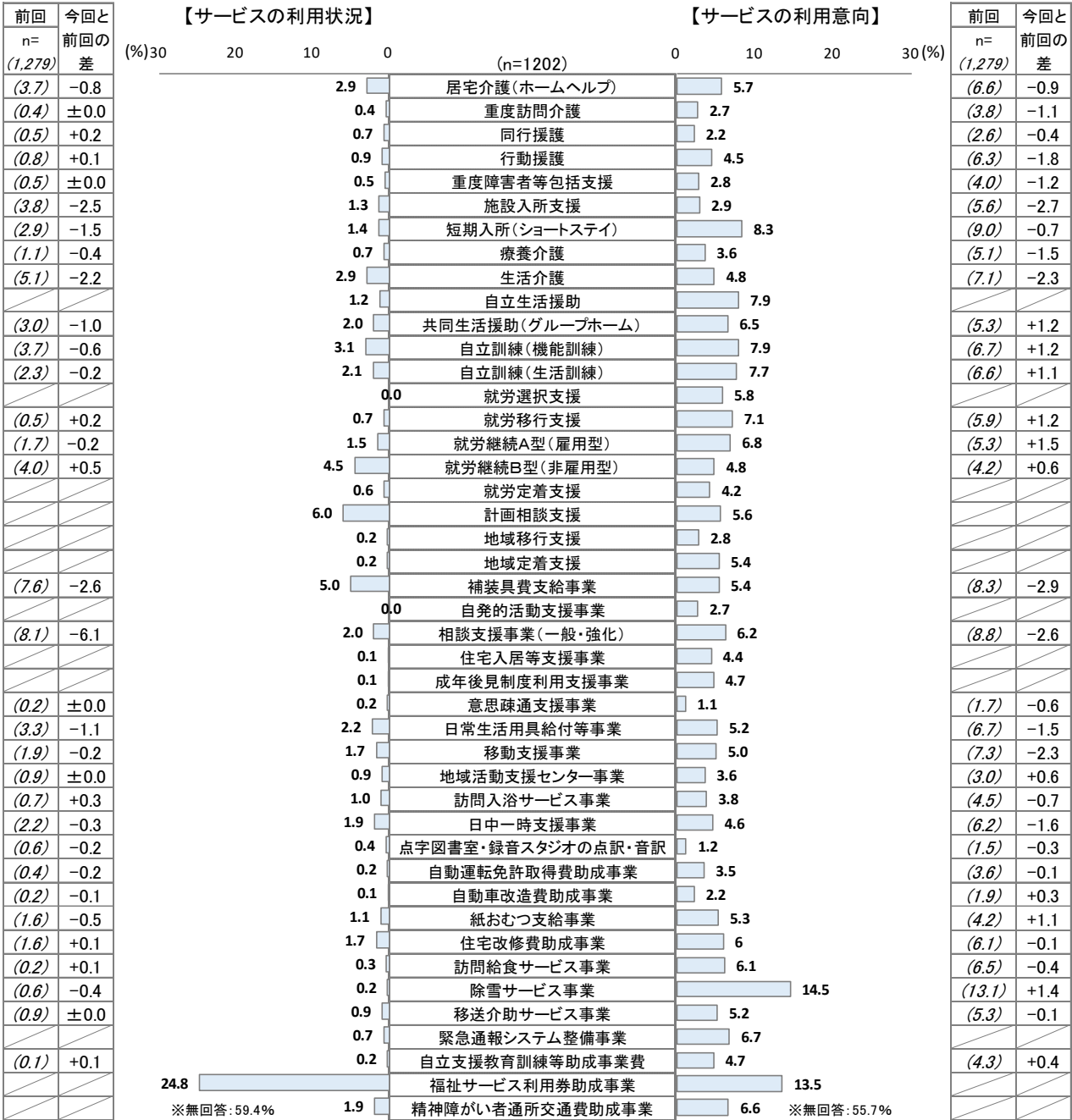
年齢別にみると、65 歳以上では「利用したことがある」は 21.1%と 64 歳以下に比べ少なくなっています。

図表 27 「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」の利用の有無



現在利用しているサービスは「福祉サービス利用券助成事業」が 24.8%で最も多く、次いで「計画相談支援」が 6.0%、「補装具費支給事業」が 5.0%、「就労継続 B 型（非雇用型）」が 4.5%となっています。今後利用したいサービスは、「除雪サービス事業」が 14.5%で最も多く、次いで「福祉サービス利用券助成事業」が 13.5%となっています。

図表 28 現在の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向 ※複数回答



※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

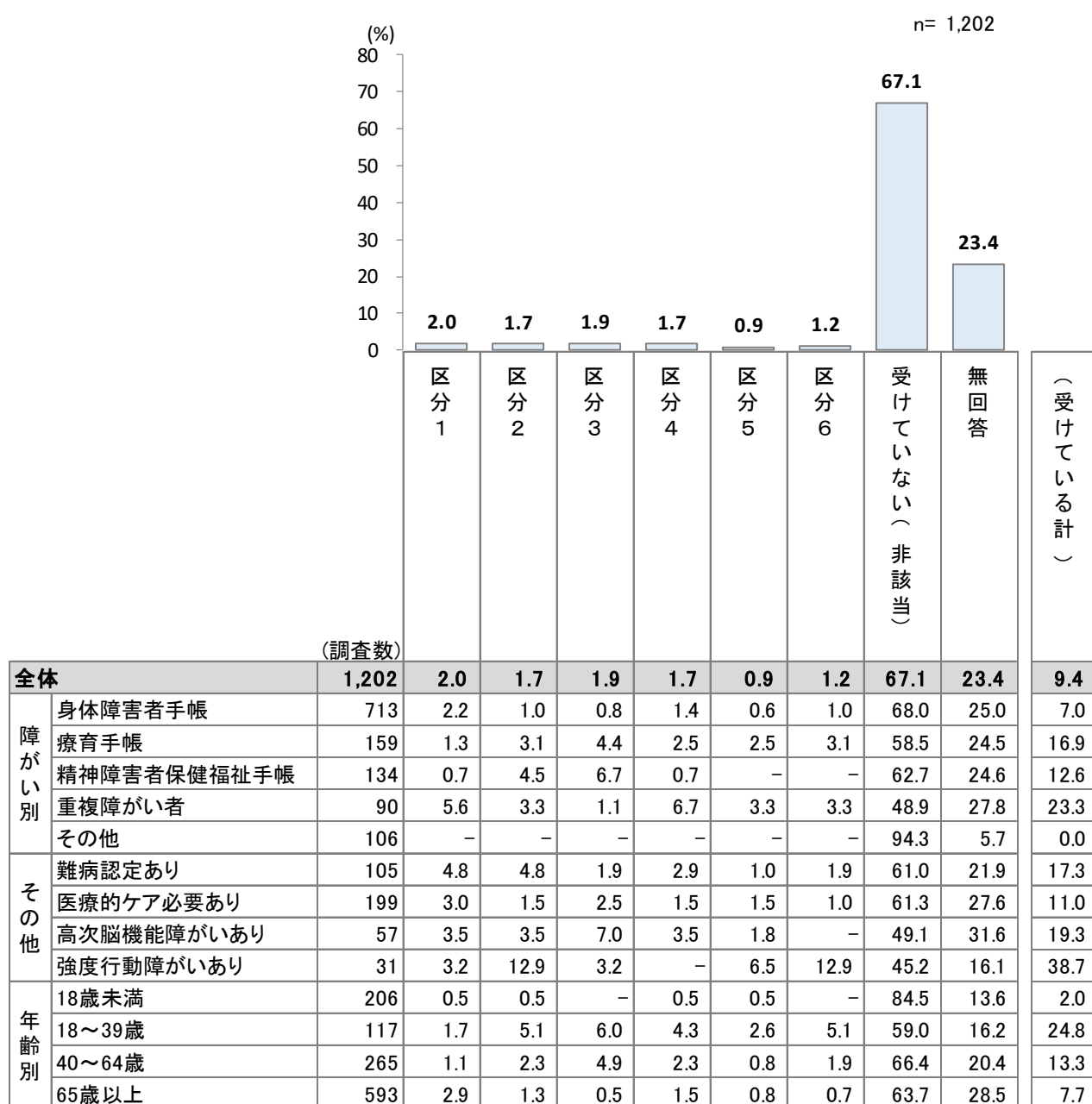
障害者総合支援法における「障害支援区分」の認定については、「区分1」2.0%、「区分2」1.7%、「区分3」1.9%、「区分4」1.7%、「区分5」0.9%、「区分6」1.2%となっており、合わせた<受けている計>は9.4%となっています。

障がい別に<受けている計>をみると、重複障がい者では23.3%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別に<受けている計>をみると、強度行動障がいありでは38.7%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別に<受けている計>をみると、18～39歳では24.8%と他の年齢層に比べ多くなっています。

図表 29 「障がい支援区分」の認定を受けているか



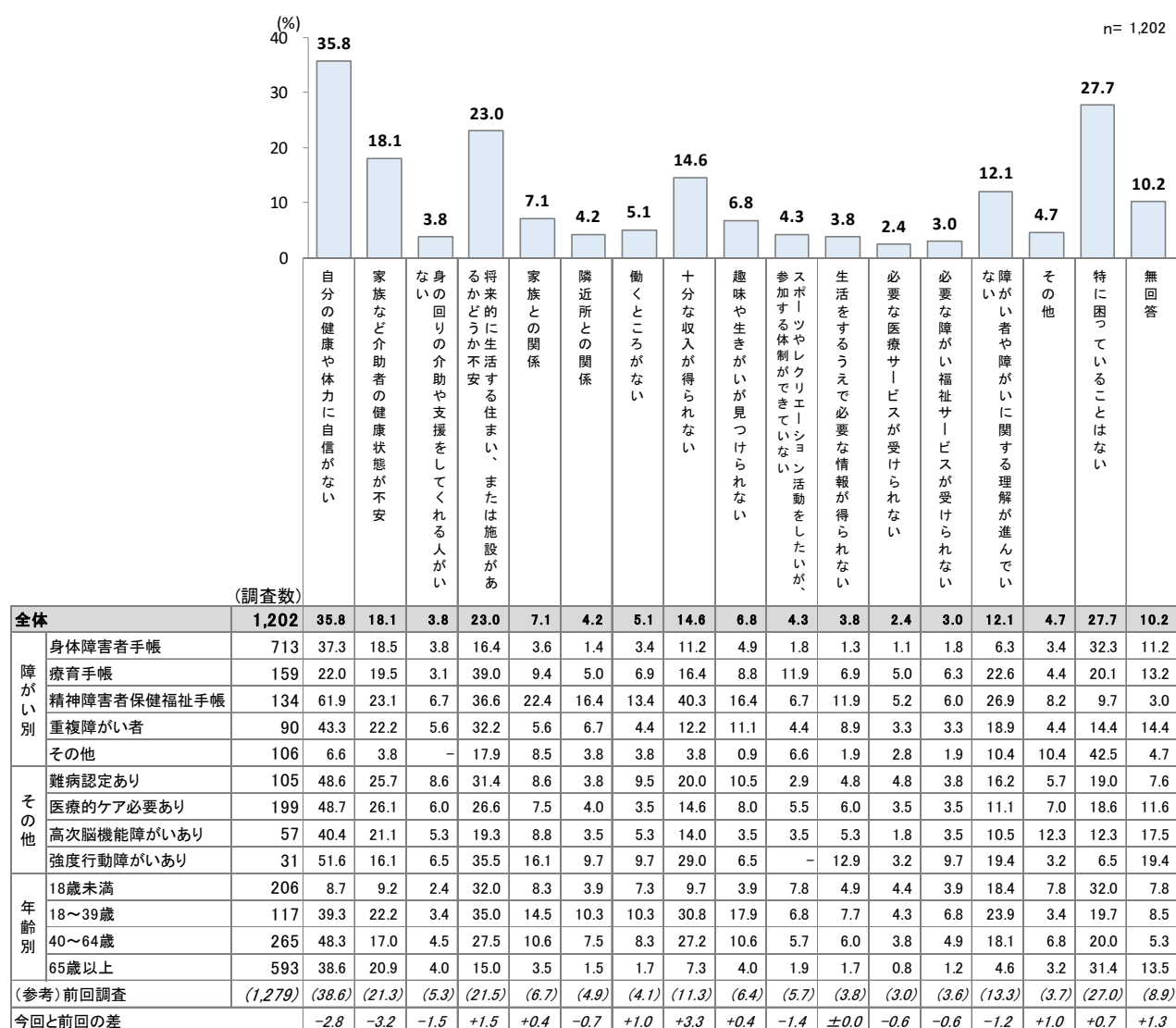
現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」が 35.8%で最も多く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が 23.0%、「家族など介助者の健康状態が不安」が 18.1%となっています。

障がい別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「自分の健康や体力に自信がない」が 61.9%、「十分な収入が得られない」が 40.3%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、強度行動障がいありでは「自分の健康や体力に自信がない」「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」「十分な収入が得られない」が各々 51.6%、35.5%、29.0%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、18～39 歳、40～64 歳では「十分な収入が得られない」が各々 30.8%、27.2%と他の年齢層に比べ多くなっています。

図表 30 現在の生活で困っていることや不安に思っていること ※複数回答



(4) コミュニケーション

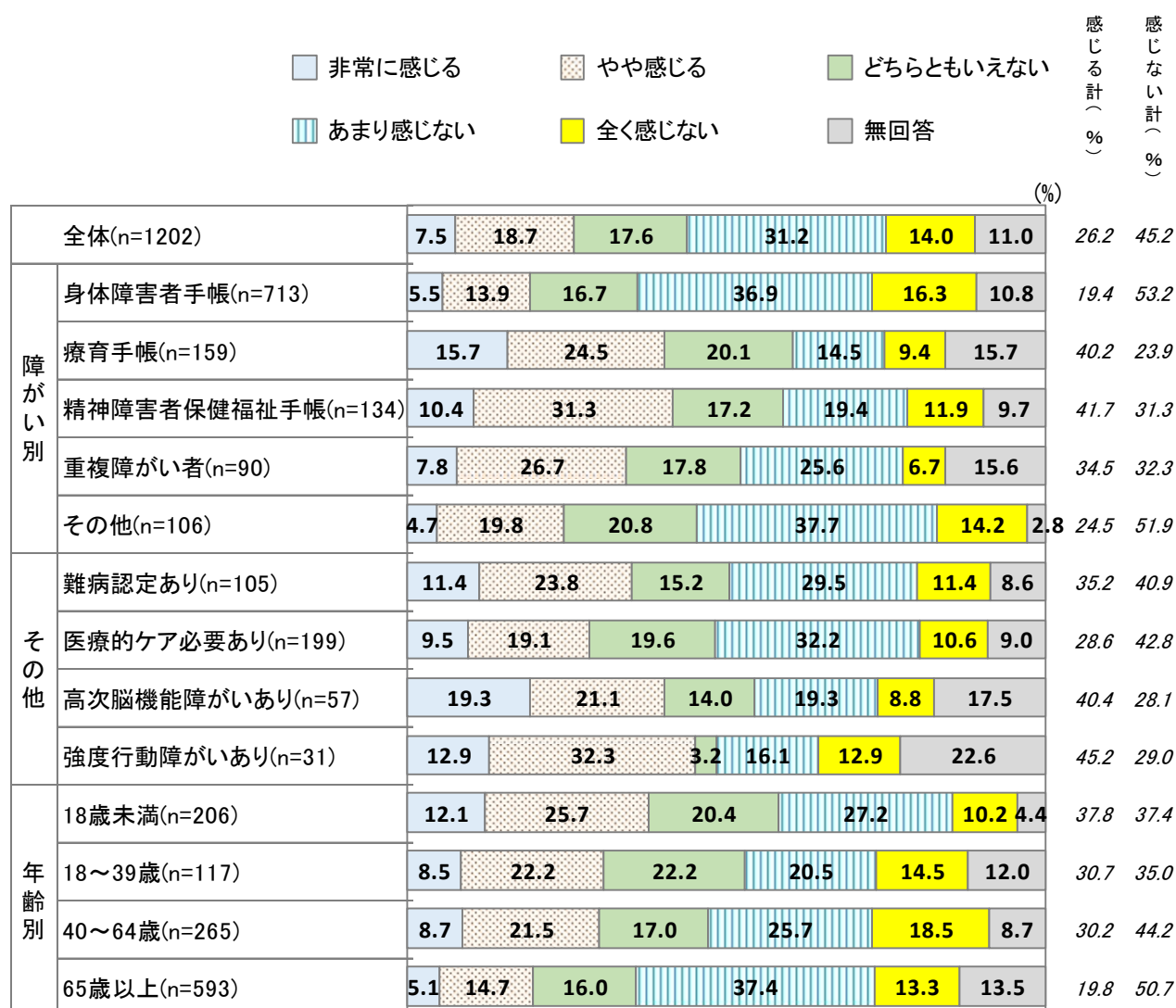
普段の生活における情報の取得や利用、コミュニケーションに対する困難については、「非常に感じる」が7.5%、「やや感じる」は18.7%、合わせた<感じる計>は26.2%となっています。一方、「あまり感じない」は31.2%、「全く感じない」14.0%を合わせた<感じない計>は45.2%となっています。

障がい別に<感じる計>をみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では40%以上と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別に<感じる計>をみると、高次脳機能障がいあり、強度行動障がいありでは<感じる計>が40%以上と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別に<感じる計>をみると、若年層ほど多くなっています。

図表 31 コミュニケーションに関して困難を感じることもあるか



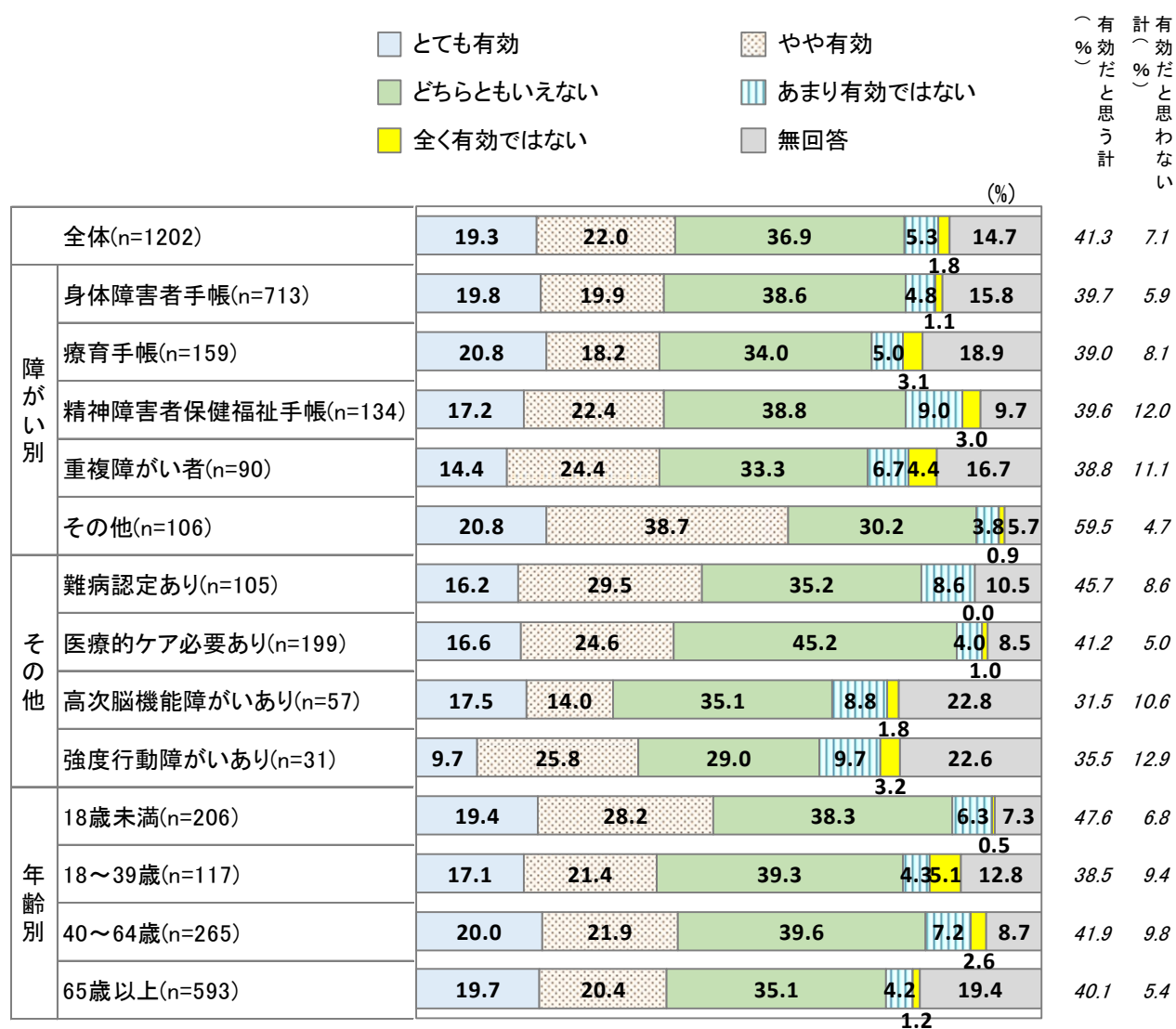
情報の取得や利用、コミュニケーションに関する困難の解消のために、市町村がコミュニケーション条例を制定することが有効と思うかについては、「とても有効」が 19.3%、「やや有効」は 22.0%、合わせた<有効だと思う計>は 41.3%となっています。一方、「あまり有効ではない」は 5.3%、「全く有効ではない」は 1.8%となっており、合わせた<有効だと思わない計>は 7.1%となっています。

障がい別に<有効だと思う計>をみると、その他では 59.5%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別に<有効だと思う計>をみると、難病認定ありでは 45.7%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別に<有効だと思う計>をみると、18 歳未満では 47.6%と 18 歳以上に比べ多くなっています。

図表 32 コミュニケーション条例を制定することが有効か

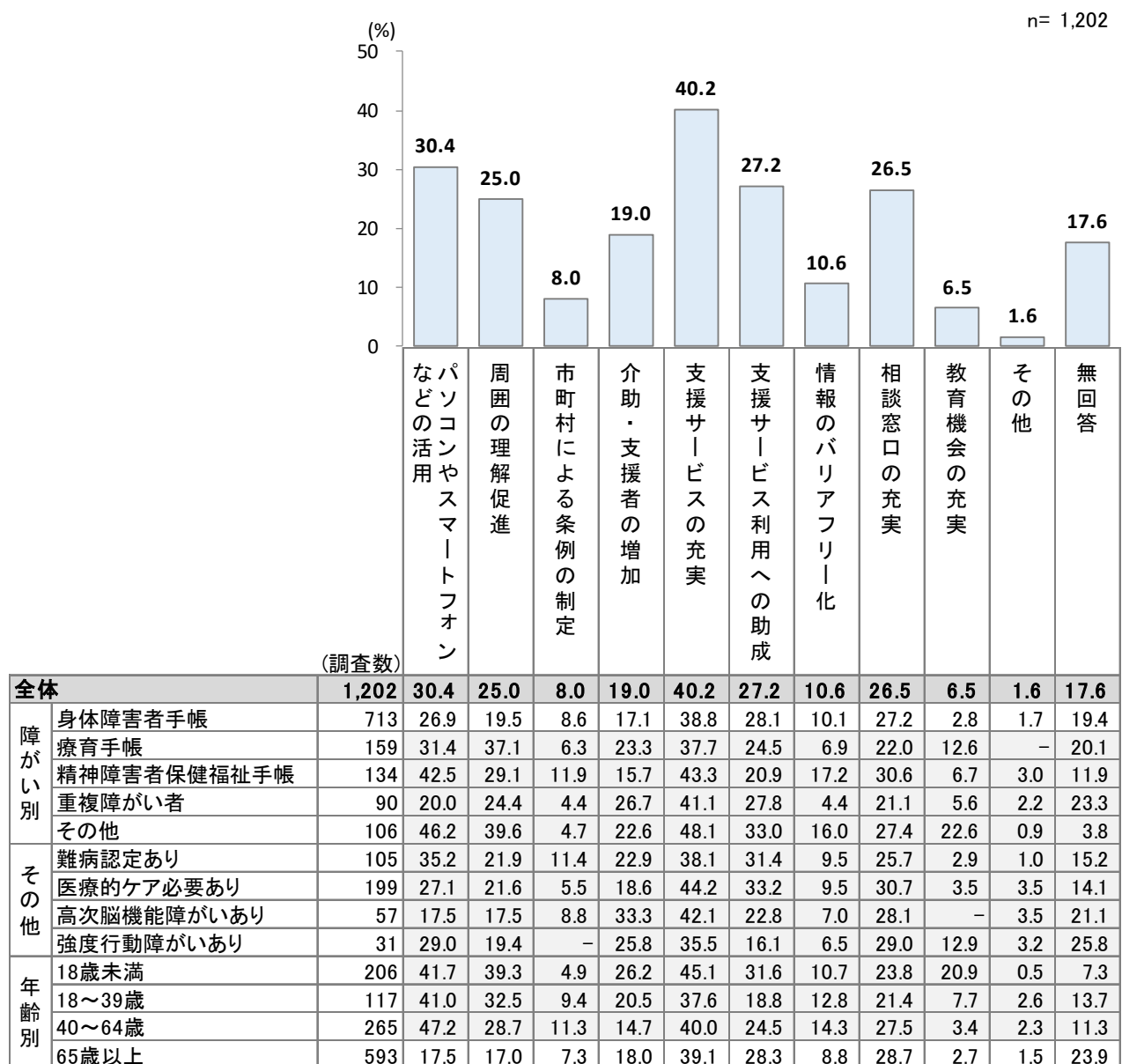


障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、コミュニケーションをとるために必要だと思うことについては、「支援サービスの充実」が 40.2%で最も多く、次いで「パソコンやスマートフォンなどの活用」が 30.4%となっています。

障がい別にみると、精神障害者保健福祉手帳、その他では「パソコンやスマートフォンなどの活用」が 40%以上、療育手帳、その他では「周囲の理解促進」が 30%以上と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、難病認定ありでは「パソコンやスマートフォンなどの活用」が 35.2%、高次脳機能障がいありでは「介助・支援者の増加」が 33.3%と他の要因に比べ多くなっています。

図表 33 障がいのある人がコミュニケーションをとるために必要なこと



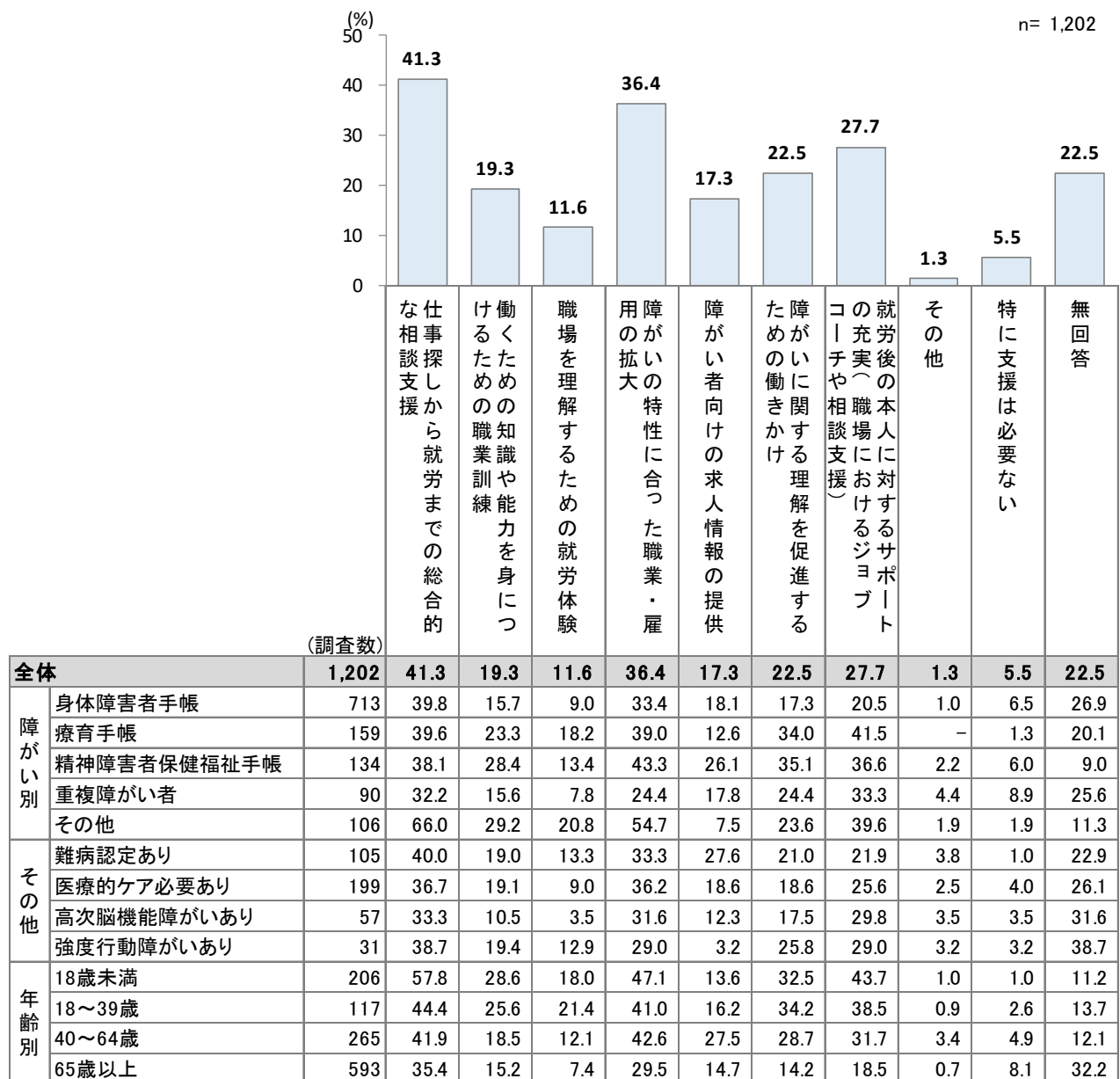
(5) 就労

一般就労に必要な支援については、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が 41.3%で最も多く、次いで「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が 36.4%、「就労後の本人に対するサポートの充実（職場におけるジョブコーチや相談支援）」が 27.7%となっています。

障がい別にみると、その他では「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が 66.0%、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が 54.7%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

年齢別にみると、18 歳未満では「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が 57.8%、「障がいの特性に合った職業・雇用の拡大」が 47.1%、「就労後の本人に対するサポートの充実（職場におけるジョブコーチや相談支援）」が 43.7%と 18 歳以上に比べ多くなっています。

図表 34 障がいのある人が一般就労するために必要なこと

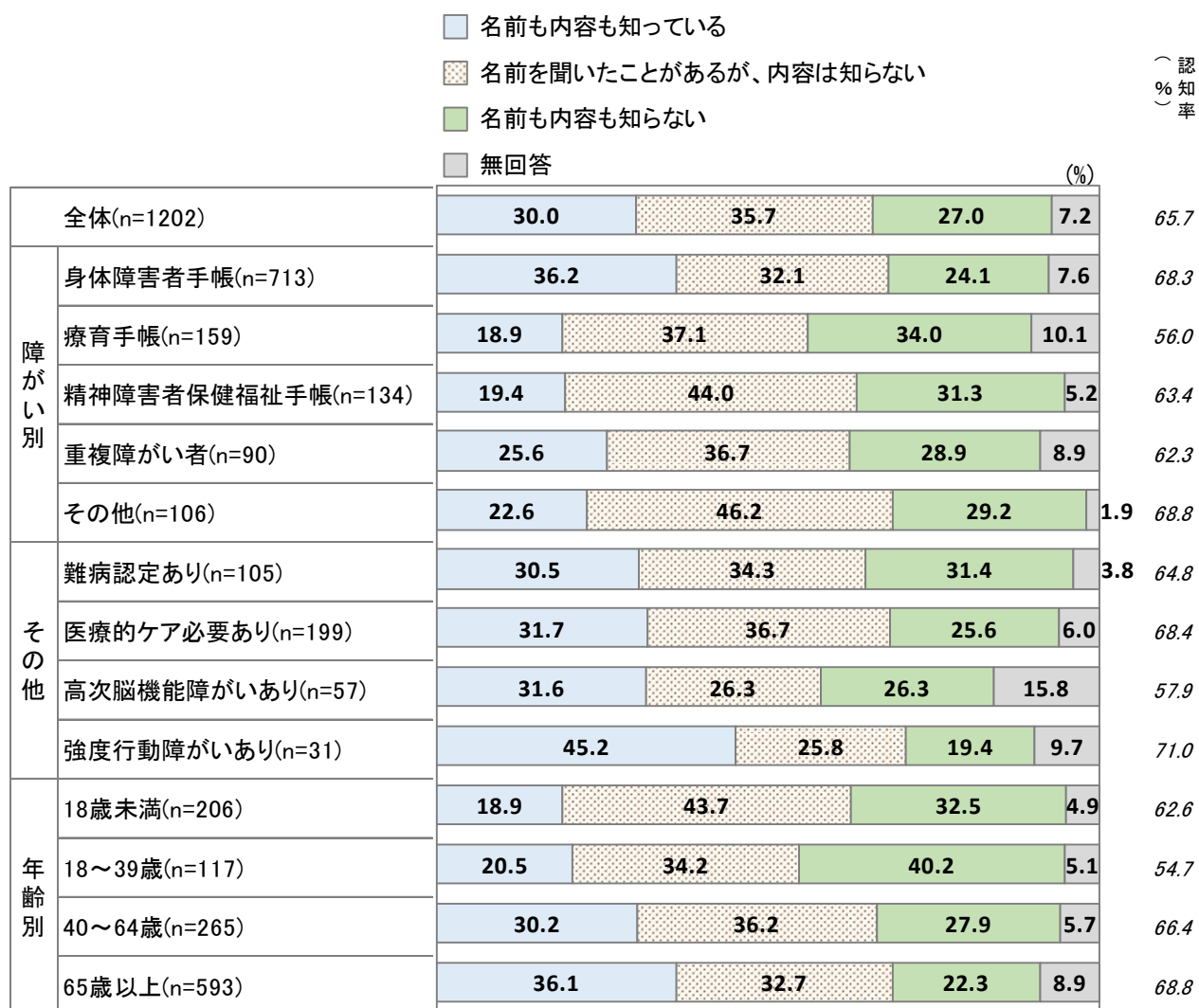


【回答条件：就労支援施設等に通っている、もしくは現在勤めている業種で働きたいと思っていない、もしくは仕事や通所での作業をしたいと考えている方】

農福連携については、「農福連携について知らなく、今後農作業等に取り組むつもりはない」が48.8%と半数を占め、次いで「農福連携について知らないが、今後農作業等に取り組んでみたい」が13.3%、「農福連携について知っているが、今後農作業等に取り組むつもりはない」が12.7%となっています。“知っている”を合わせた＜認知率＞は25.3%、“取り組んでいる”と“取り組んでみたい”を合わせた＜取組意向＞は25.9%となっています。

障がい別にみると、療育手帳では＜認知率＞＜取組意向＞ともに30.6%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

図表 35 農福連携について



(6) 地域における共生

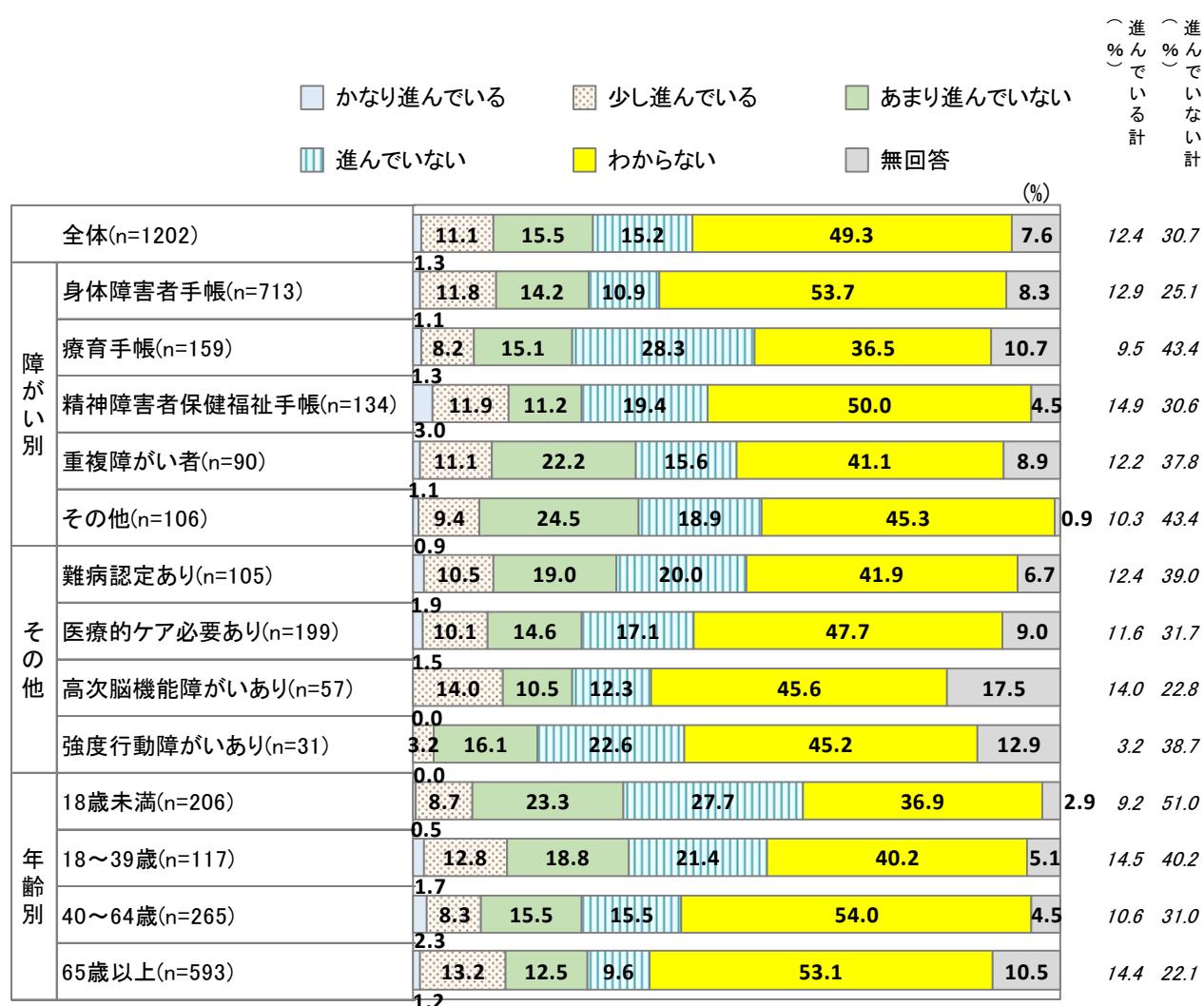
身近な地域における共生がどの程度進んでいるかについては、「かなり進んでいる」1.3%、「少し進んでいる」11.1%を合わせた<進んでいる計>は12.4%、一方、「あまり進んでいない」15.5%、「進んでいない」15.2%を合わせた<進んでいない計>は30.7%となっています。

障がい別に<進んでいない計>をみると、療育手帳、その他では各々43.4%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別に<進んでいない計>をみると、難病認定あり、強度行動障がいありでは40%弱と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別に<進んでいない計>をみると、若年層ほど多くなっています。

図表 36 地域における共生がどの程度進んでいるか



障がいがある人が地域で生活していくために必要なことについては、「地域の人たちの障がいに対する理解」が31.4%で最も多く、次いで「経済的負担の軽減」が22.9%、「医療体制の充実」が18.6%となっています。

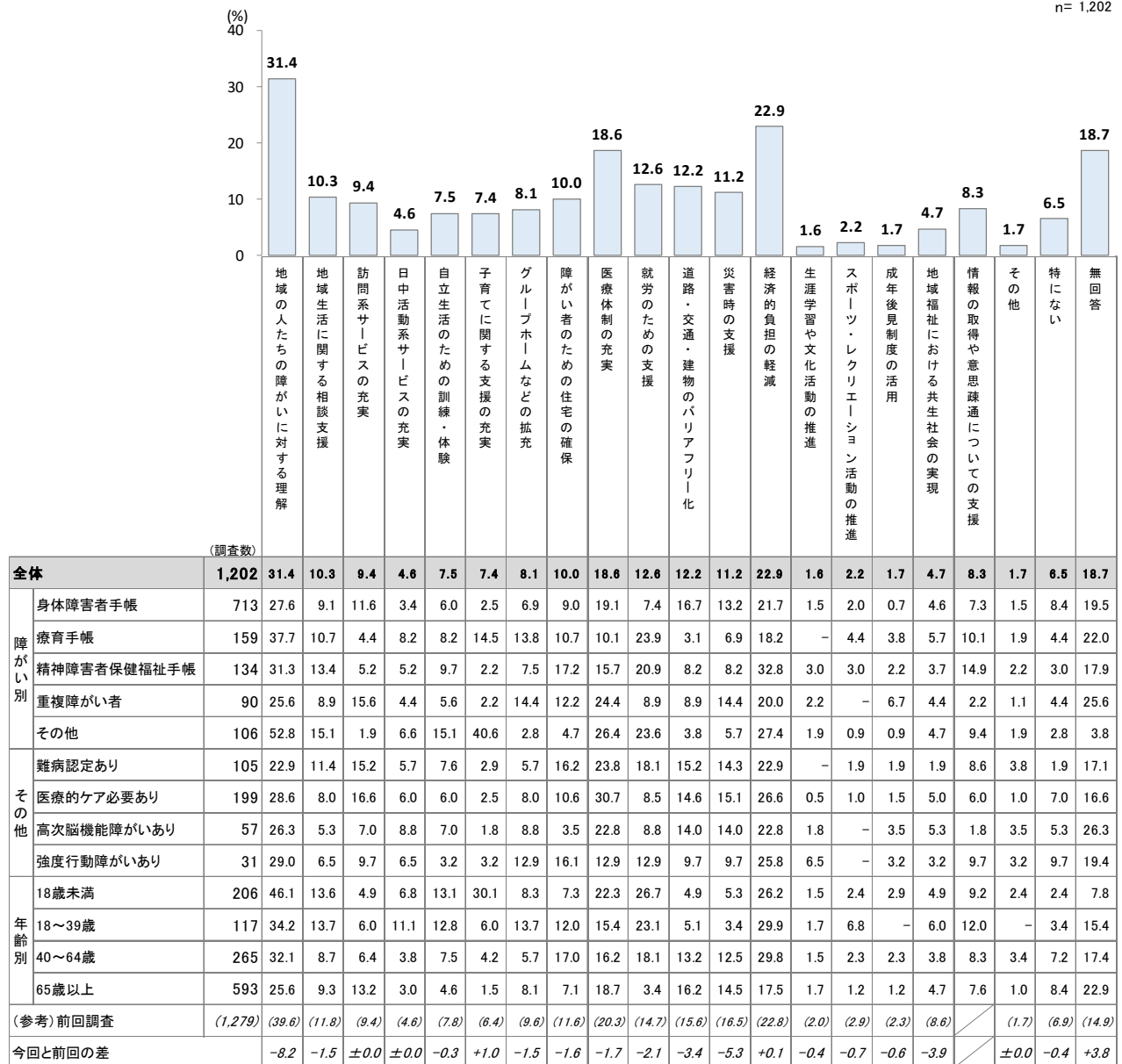
障がい別にみると、全ての障がい種別で「地域の人たちの障がいに対する理解」が最も多くなっています。また、その他では「地域の人たちの障がいに対する理解」が52.8%、「子育てに関する支援の充実」が40.6%と他の障がい種別に比べ多くなっています。

その他の要因別にみると、医療的ケア必要ありでは「医療体制の充実」が30.7%と他の要因に比べ多くなっています。

年齢別にみると、若年層ほど「地域の人たちの障がいに対する理解」が多くなっています。

図表 37 障がいのある人が地域で生活していくために必要なこと ※複数回答

n= 1,202



※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

3 障がい当事者アンケート調査結果（18歳未満再計）

※障がい当事者アンケート(1,202名)のうち、18歳未満(206名)に絞り込んで集計を行いました。

■調査の目的・内容

本調査は、令和6年度を初年度とする「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」、「第3期千歳市障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するために実施しました。

■調査対象者

18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証を所持している人

■調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■調査期間

令和5年7月13日～8月10日（調査基準日 令和5年7月1日）

■調査対象数、回答者数、回答率等

本調査の対象者数は、全体で654人、うち206人から回答を得ることができました。回答者数を対象者数で除した回答率は31.5%でした。

また、アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

図表 38 調査対象者数、回答数、回答率

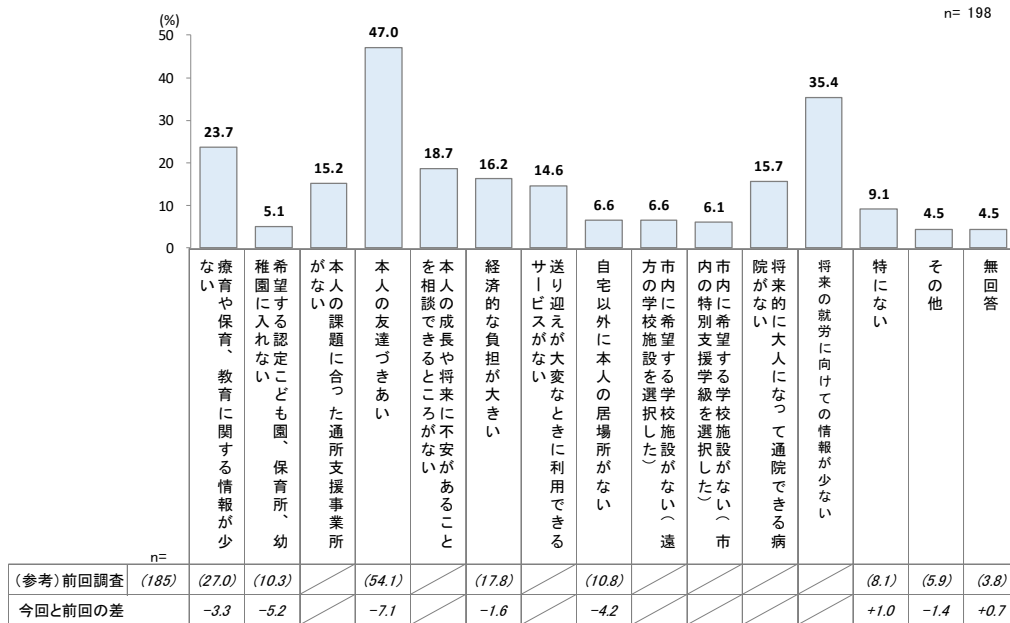
対象者数	回答者数	回答率
654 人	206 人	31.5%

(1) 障がいがあることへの不安

障がいがあることによって不安を感じていることについては、「本人の友達づきあい」が47.0%で最も多く、次いで「将来の就労に向けての情報が少ない」が35.4%、「療育や保育、教育に関する情報が少ない」が23.7%となっています。

回答条件：今回の調査は18歳未満で未就学または通学中の方

図表 39 障がいがあることにより、特に不安を感じていること ※複数回答

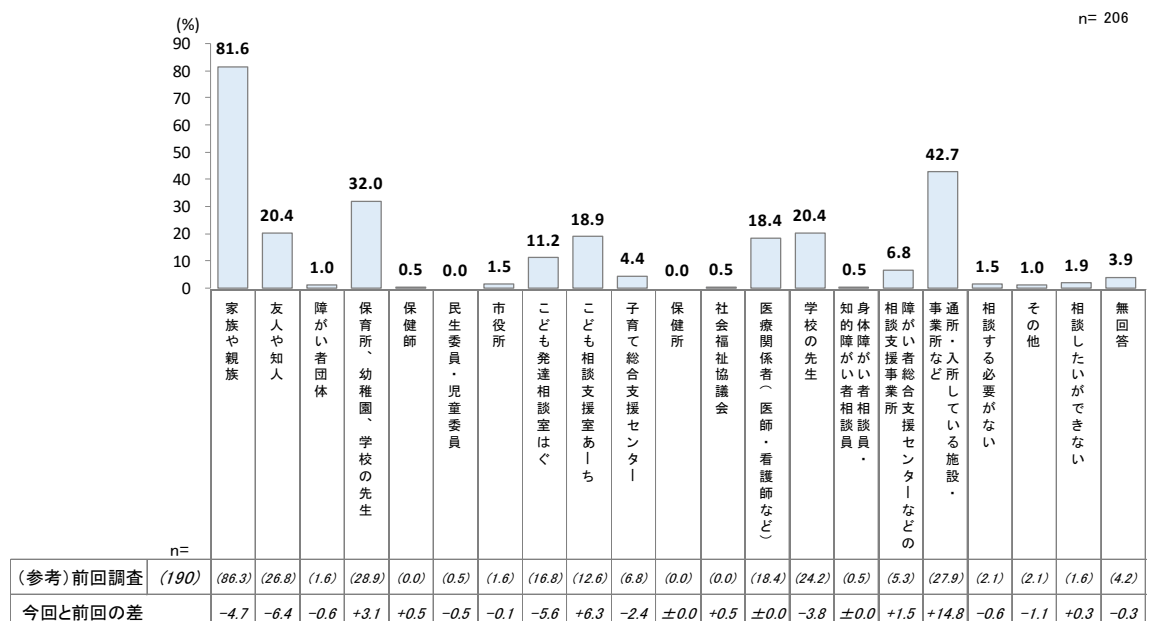


※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

(2) 相談先について

相談ごとはだれにするかについては、「家族や親族」が81.6%で最も多く、次いで「通所・入所している施設・事業所など」が42.7%、「保育所、幼稚園、学校の先生」が32.0%となっています。

図表 40 相談ごとはだれにするか ※複数回答



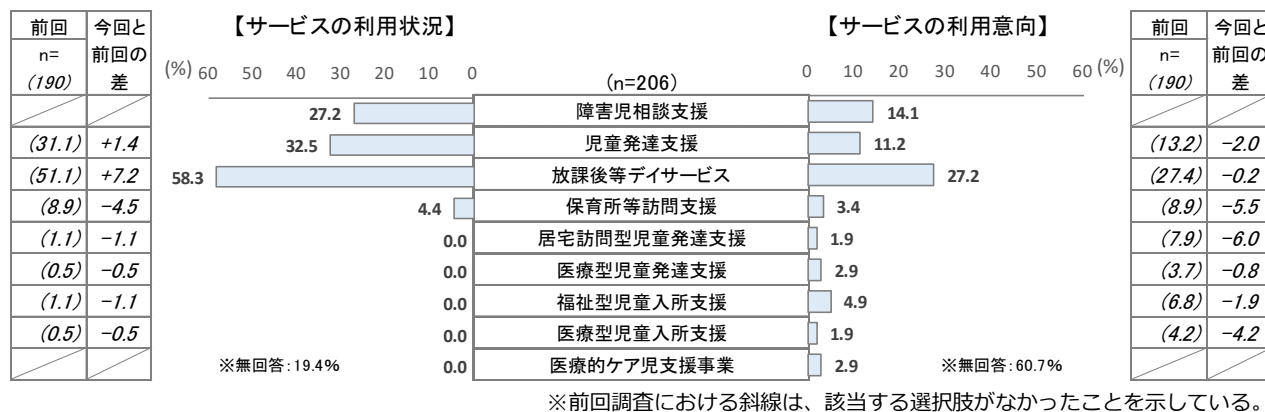
※前回調査では「保育所、幼稚園、学校の先生」を「認定こども園、幼稚園、学校の先生」、「こども発達相談室はぐ」を「こども発達相談室」、「こども相談支援室あーち」を「千歳市指定障害児相談支援事業所」として調査を行っている。

(3) 福祉サービス・福祉施策などについて

現在、利用している障害福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が58.3%で最も多く、次いで「児童発達支援」が32.5%、「障害児相談支援」が27.2%となっています。

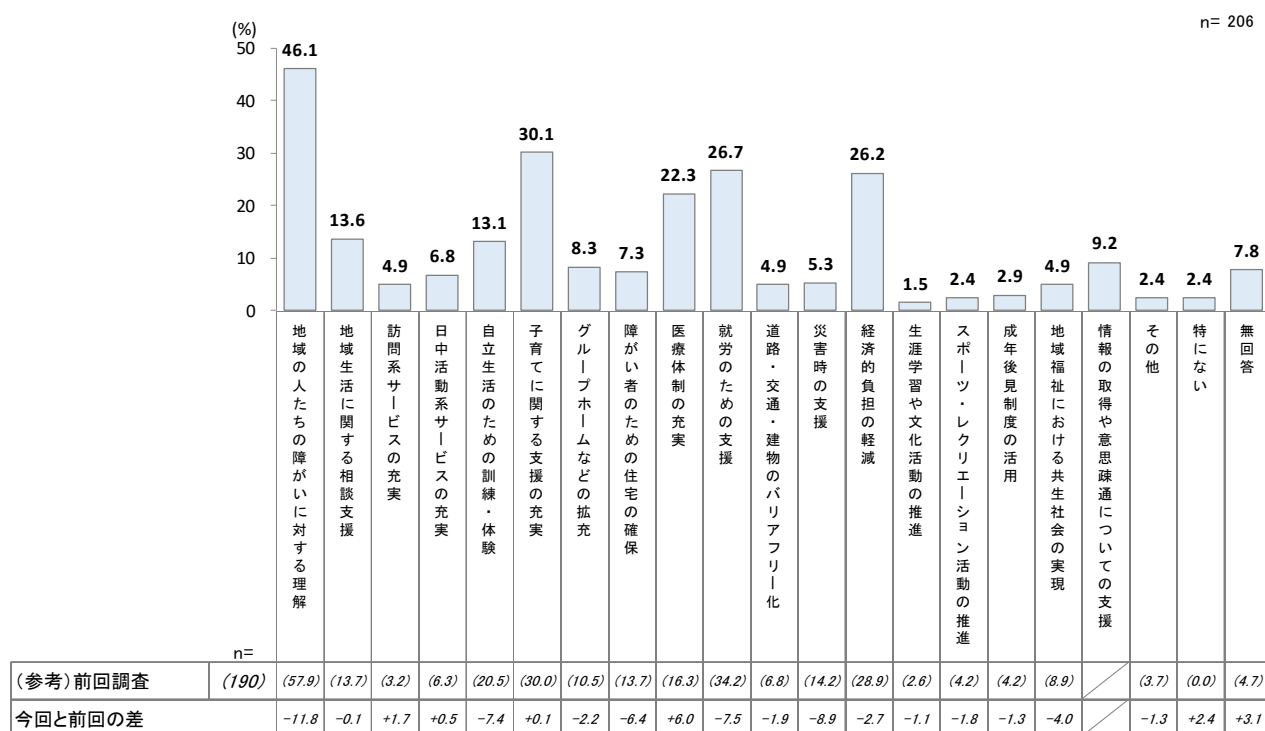
今後、利用したい障害福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が27.2%で最も多く、次いで「障害児相談支援」が14.1%、「児童発達支援」が11.2%となっています。

図表 41 現在の福祉サービスの利用状況と今後の利用意向 ※複数回答



障がいのある人が地域で生活していくために必要なことについては、「地域の人たちの障がいに対する理解」が46.1%で最も多く、次いで「子育てに関する支援の充実」が30.1%、「就労のための支援」が26.7%、「経済的負担の軽減」が26.2%となっています。

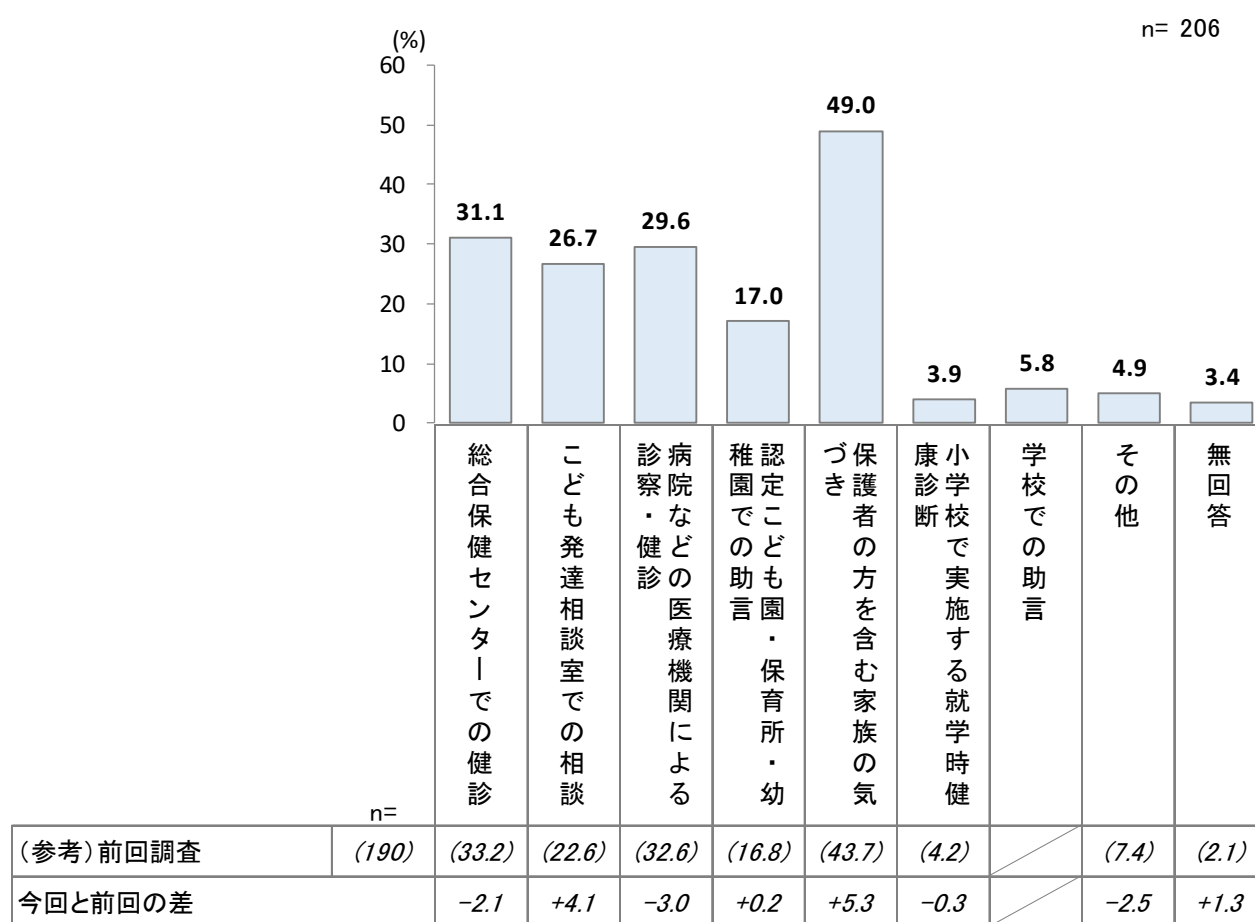
図表 42 障がいのある人が地域で生活していくために必要なこと ※複数回答



(4) 早期療育などについて

お子さんの発達課題や障がい気づいたきっかけについては、「保護者の方を含む家族の気づき」が49.0%で最も多く、次いで「総合保健センターでの健診」が31.1%、「病院などの医療機関による診察・健診」が29.6%、「こども発達相談室での相談」が26.7%となっています。

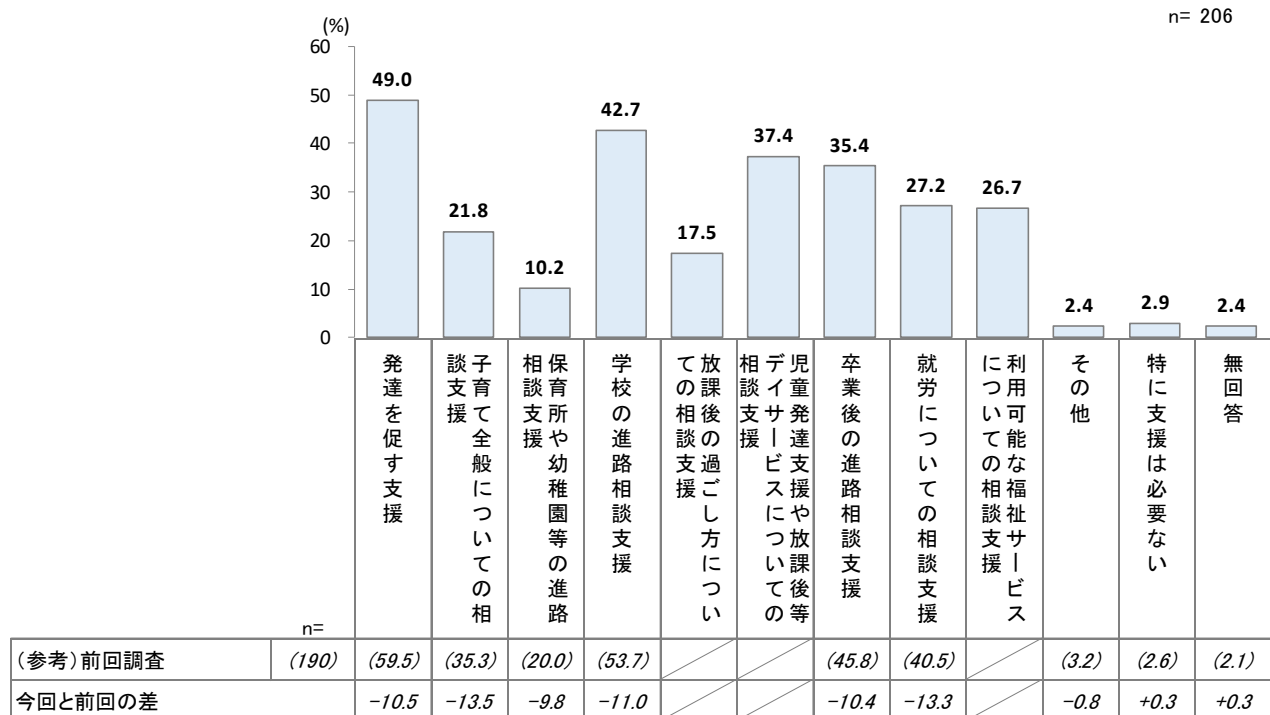
図表 43 お子さんの発達課題や障がい気づいたきっかけ ※複数回答



※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

必要な支援については、「発達を促す支援」が 49.0%、次いで「学校の進路相談支援」が 42.7%、「児童発達支援や放課後等デイサービスについての相談支援」が 37.4%、「卒業後の進路相談支援」が 35.4%となっています。

図表 44 現在、必要な支援 ※複数回答

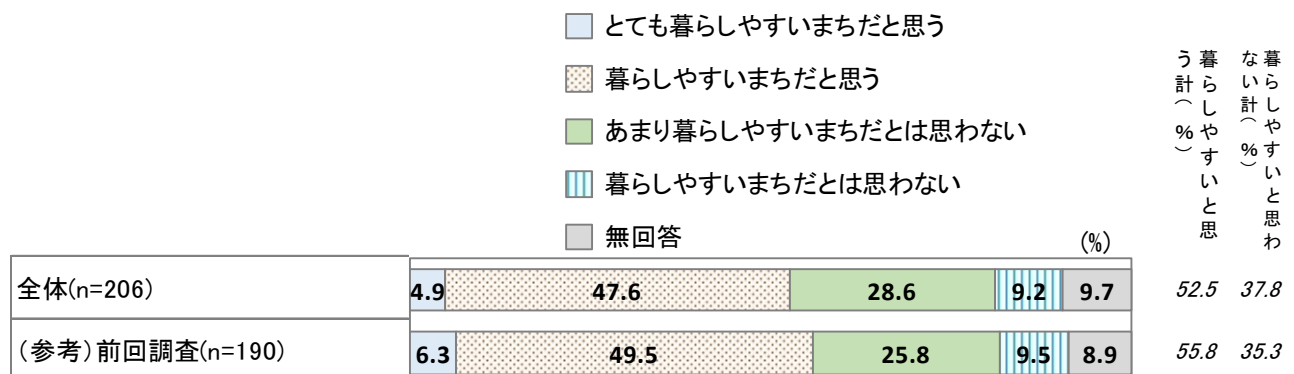


※前回調査における斜線は、該当する選択肢がなかったことを示している。

(5) 暮らしやすさや将来の生活

千歳市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「とても暮らしやすいまちだと思う」4.9%、「暮らしやすいまちだと思う」47.6%を合わせた<暮らしやすいと思う計>は 52.5%（障がい者全体は 60.9%）、一方、「あまり暮らしやすいまちだと思わない」28.6%、「暮らしやすいまちだと思わない」9.2%を合わせた<暮らしやすいと思わない計>は 37.8%（障がい者全体は 19.4%）となっています。

図表 45 千歳市は障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うか



4 サービス提供事業所アンケート調査結果

■調査の目的・内容

本調査は、令和6年度を初年度とする「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」並びに「第3期千歳市障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、障害福祉サービス提供事業所に対し、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に関する意向等を把握するために実施しました。

■調査対象

市内の障害福祉サービス提供事業所

■調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■調査期間

令和5年7月13日～8月10日（調査基準日 令和5年7月1日）

■調査対象数、回答者数、回答率

本調査の対象者事業所数は、全体で100事業所、うち40事業所から回答を得ることができました。回答事業所数を対象事業所数で除した回答率は40.0%でした。

また、アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

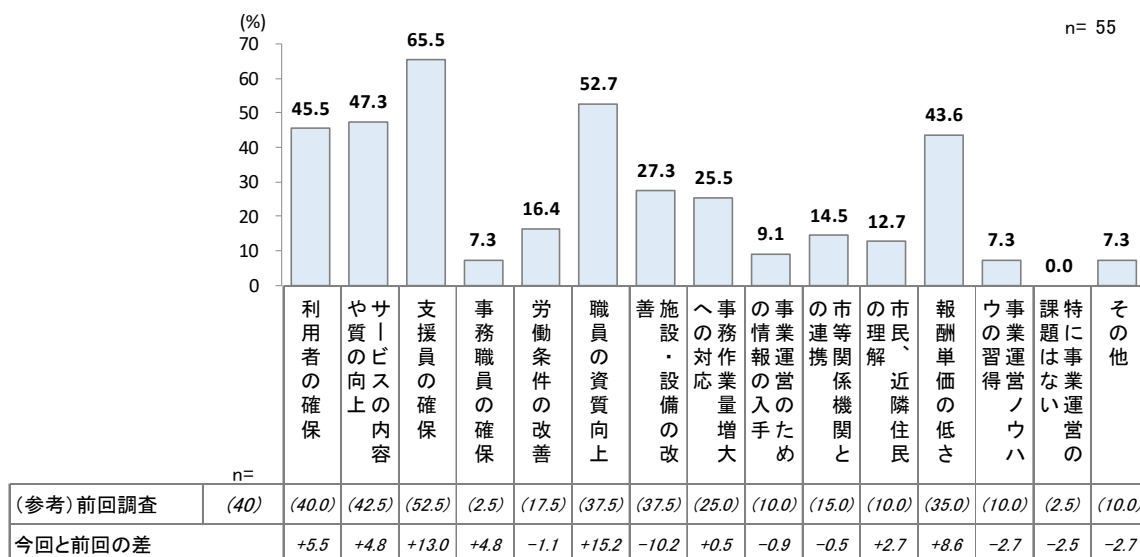
図表 46 調査対象数、回答数、回答率

対象事業所数	回答事業所数	回答率
100 事業所	40 事業所	40.0%

(1) 運営上の課題や支援

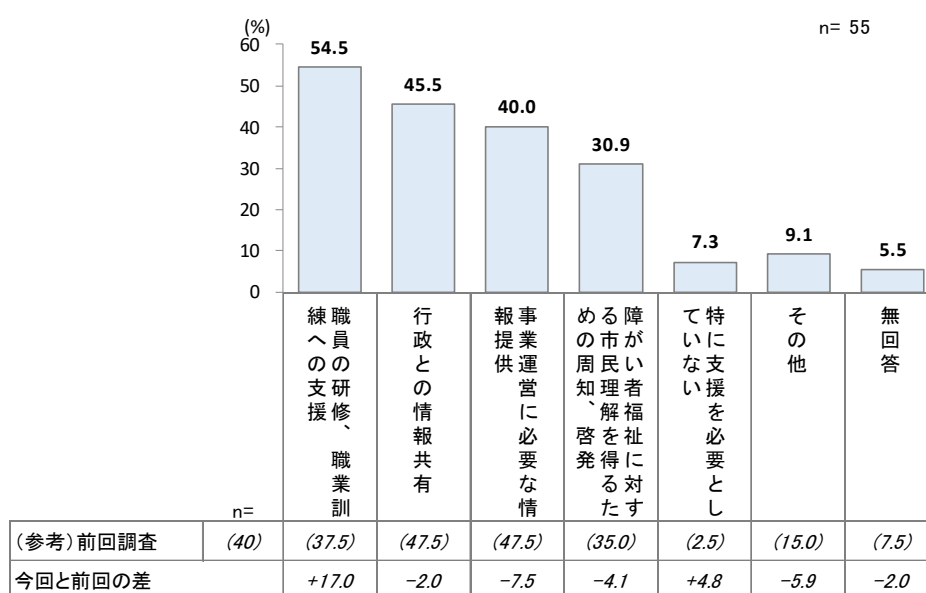
円滑な事業運営のために、改善したいと考えている運営上の課題について、「支援員の確保」が65.5%と最も多く、次いで「職員の資質向上」が52.7%、「サービスの内容や質の向上」が47.3%となっています。

図表 47 改善したいと考えている運営上の課題 ※複数回答



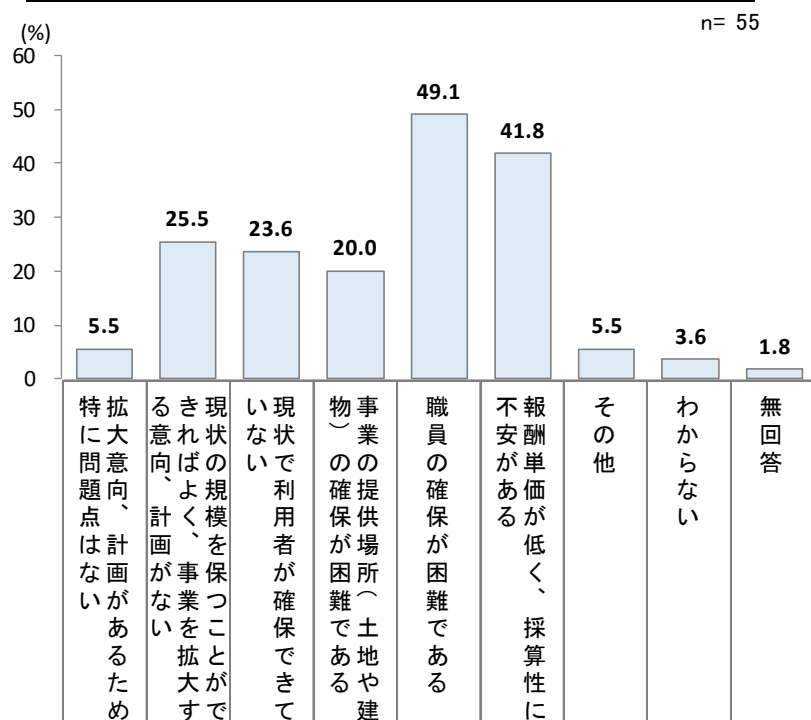
今後の事業運営に当たって、行政等の関係機関からどのような支援があればいいかについて、「職員の研修、職業訓練への支援」が54.5%、次いで「行政との情報共有」が45.5%、「事業運営に必要な情報提供」が40.0%となっています。

図表 48 行政等の関係機関からどのような支援があればいいか ※複数回答



定員増員や新規参入を計画する上で課題については、「職員の確保が困難である」が 49.1%で最も多く、次いで「報酬単価が低く、採算性に不安がある」が 41.8%、「現状の規模を保つことができればよく、事業を拡大する意向、計画がない」が 25.5%となっています。

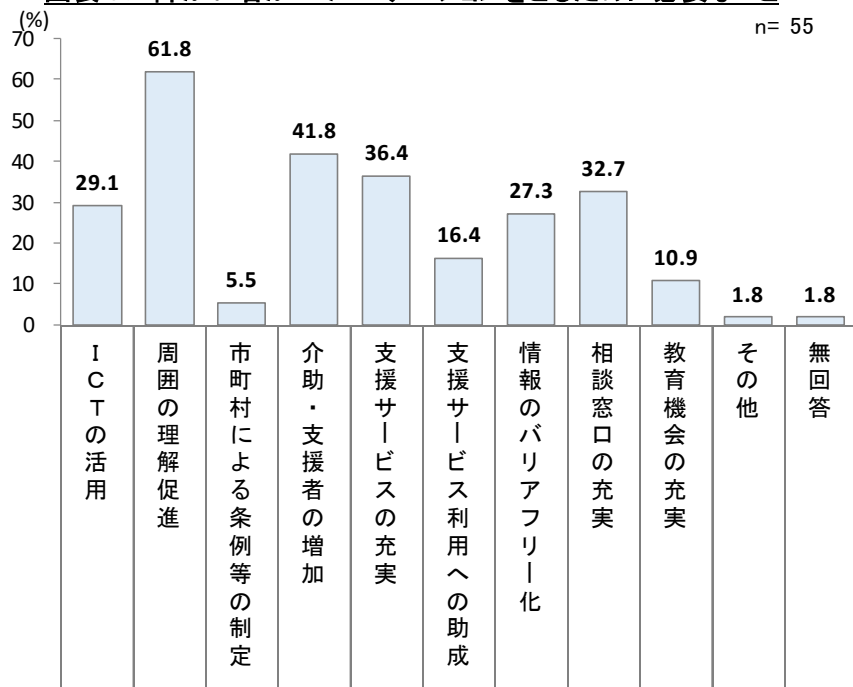
図表 49 定員増員や新規参入を計画する上で、課題について



(2) コミュニケーション

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、コミュニケーションをとるためにどのようなことが必要だと思うかについては、「周囲の理解促進」が 61.8%と最も多く、次いで「介助・支援者の増加」が 41.8%、「支援サービスの充実」が 36.4%となりました。

図表 50 障がい者がコミュニケーションをとるために必要なこと



5 企業等民間事業所アンケート調査結果

■調査の目的・内容

本調査は、「千歳市障がい者計画」及び「第7期千歳市障がい福祉計画」の策定に当たって、企業等民間事業所における障がい者雇用の状況等や今後の意向等を把握するために実施しました。

■調査対象

市内の企業等民間事業所300社（任意抽出）

■調査方法

郵送調査（返信用封筒を同封）

■調査期間

令和5年7月13日～8月10日（調査基準日 令和5年7月1日）

■調査対象数、回答者数、回答率

本調査の対象事業所数は全体で300事業所、うち135事業所から回答を得ることができました。回答事業所数を対象事業所数で除した回答率は45.0%でした。

また、アンケートやグラフの比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

図表 51 調査対象数、回答数、回答率

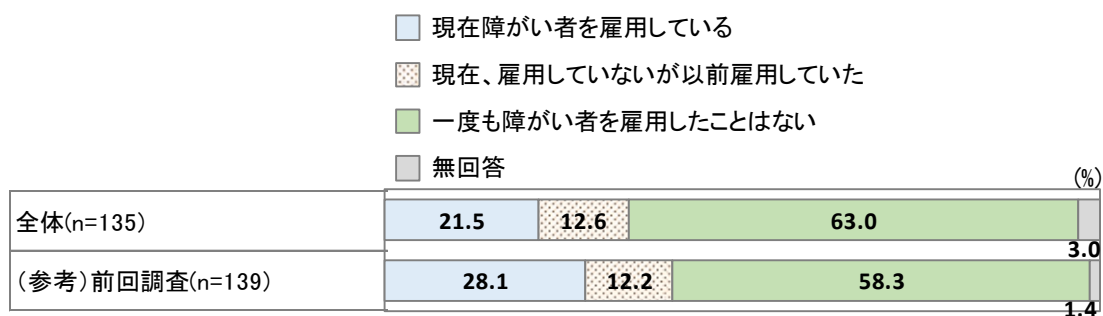
対象事業所数	回答事業所数	回答率
300 事業所	135 事業所	45.0%

(1) 障がいのある人の雇用状況

障がいのある人の雇用状況について、「現在障がい者を雇用している」が 21.5%、「現在、雇用していないが以前雇用していた」が 12.6%、「一度も障がい者を雇用したことはない」が 63.0%となっています。

アンケートに回答した事業所の 6 割が、障がい者を一度も雇用したことがない結果となっています。

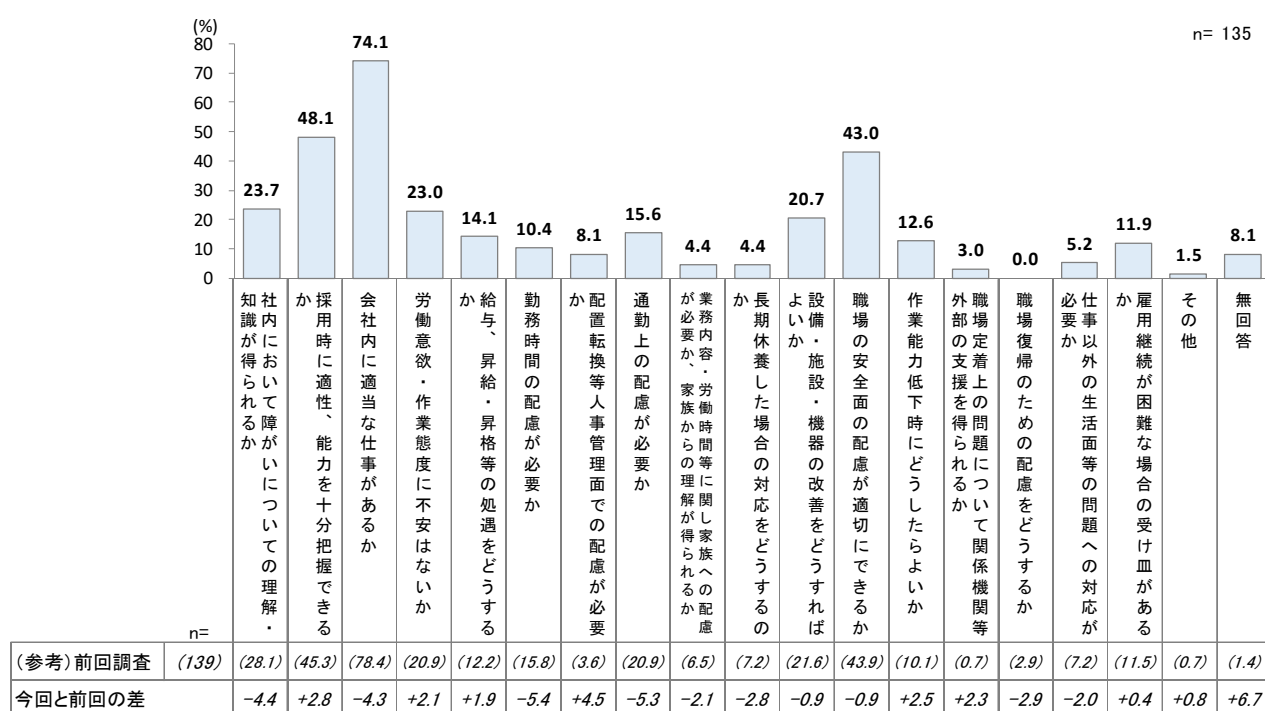
図表 52 障がいのある人の雇用状況



(2) 雇用上の課題と配慮について

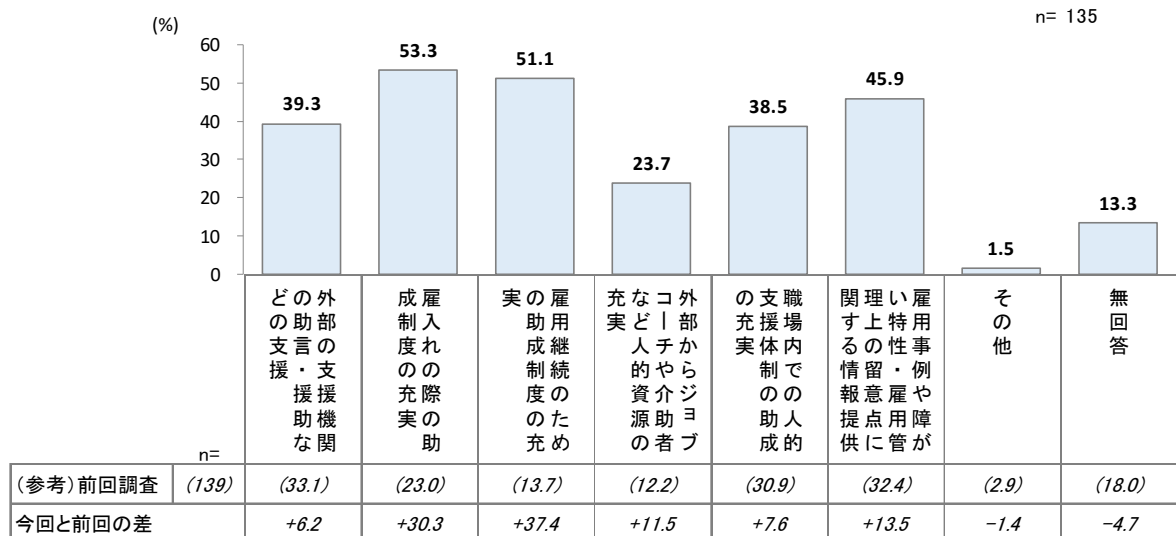
障がいのある人を雇用するに当たっての課題について、「会社内に適当な仕事があるか」が 74.1%で最も多く、次いで「採用時に適性、能力を十分把握できるか」が 48.1%、「職場の安全面の配慮が適切にできるか」が 43.0%となっています。

図表 53 障がいのある人を雇用するに当たっての課題 ※複数回答



障がいのある人の雇用を促進するために必要な施策について、「雇入れの際の助成制度の充実」が53.3%で最も多く、次いで「雇用継続のための助成制度の充実」が51.1%、「雇用事例や障がい特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供」が45.9%となっています。

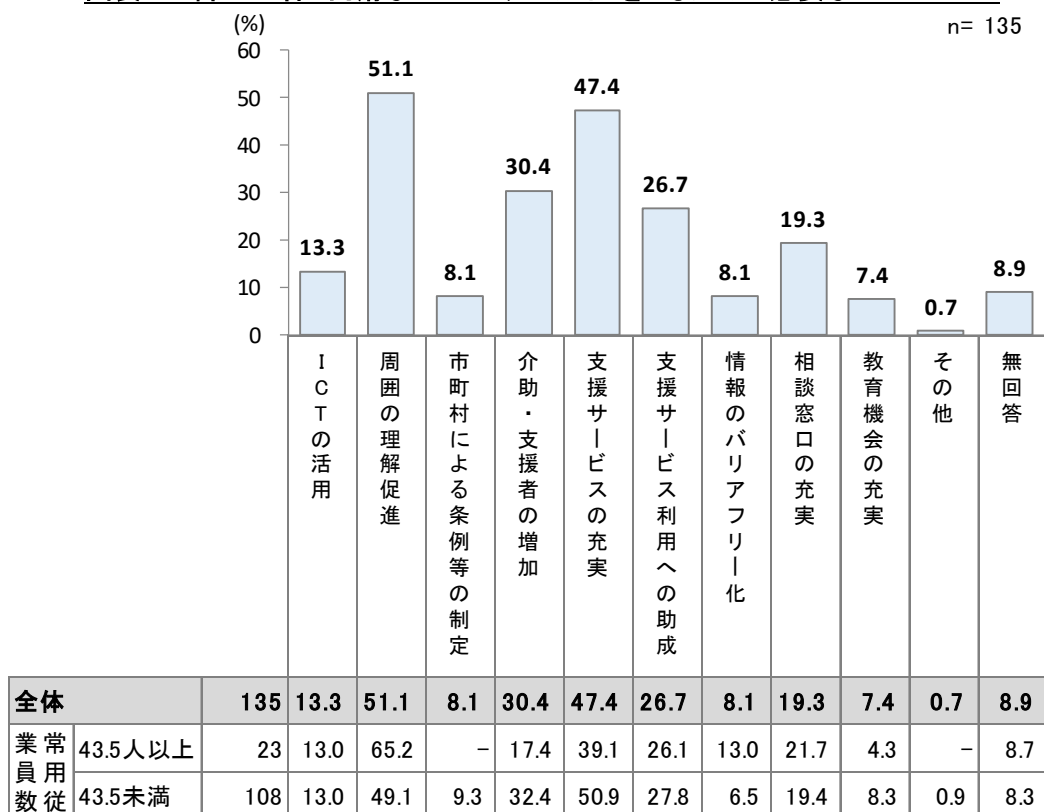
図表 54 障がいのある人の雇用を促進するために必要な施策 ※複数回答



(3) コミュニケーション

雇用に当たり、障がい者と円滑なコミュニケーションをとるためにどのようなことが必要だと思うかについては、「周囲の理解促進」が51.1%と最も多く、次いで「支援サービスの充実」が47.4%、「介助・支援者の増加」が30.4%となっています。

図表 55 障がい者と円滑なコミュニケーションをとるために必要なことについて



6 関係団体ヒアリング結果

■調査の目的・内容

障がい者関係団体に対して、団体の現状や抱えている課題、今後求められる取組などについてヒアリング調査を実施しました。

■調査対象・調査期間（3回に分けて実施）

千歳市内で活動する障がい者関係団体（22団体）

＜1回目＞日 時：令和5年8月29日(火) 13時30分～15時00分

場 所：千歳市役所第2庁舎2階会議室3・4

参加団体：3団体・3人

団 体 名	参加人数
千歳聴力障害者協会	1人
千歳市手をつなぐ育成会	1人
北海道手話通訳問題研究会道央支部 千歳・恵庭班	1人

＜2回目＞日 時：令和5年8月29日(火) 15時30分～17時00分

場 所：千歳市役所第2庁舎2階会議室3・4

参加団体：5団体・4人

団 体 名	参加人数
千歳身体障害者福祉協会・千歳権利擁護懇談会（らいとりんく）	1人
千歳市つくし会	1人
日本ALS協会北海道支部千歳支会	1人
みんなをつなげる会～すべての人がこころのかよう社会を！～	1人

＜3回目＞日 時：令和5年8月31日(木) 15時30分～17時00分

場 所：千歳市役所第2庁舎2階会議室3・4

参加団体：2団体・3人

団 体 名	参加人数
千歳視覚障害者福祉協会	2人
千歳要約筆記の会「やませみ」	1人

◆ヒアリングシートの提出のみ：13団体

団 体 名
千歳市点訳赤十字奉仕団
千歳地区ことばを育てる親の会
千歳市肢体不自由児者父母の会
千歳市情緒障がい者父母の会
千歳手話の会
千歳音訳友の会
点訳絵本の会
一般社団法人北海道断酒連合会千歳断酒会
北進親の会
ちとせりんごグループ
千歳いずみ学園保護者会
千歳手話サークル しらかば
千歳サーモンズ

■調査方法

グループヒアリング方式

■関係団体ヒアリングにおける主な意見は次のとおり。ヒアリング結果は、本計画策定の参考としたほか、計画未掲載分も含め、意見は全て関係各課と共有しています。

(1) 生活環境の整備

- 低床バスの導入促進や増便・路線の充実を検討してほしい。
- バス停や駅に到着を知らせる表示パネルを設置してほしい。
- 車いすでの移動や、目の不自由な方の移動がしやすい街づくりをしてほしい。市内の中心部以外は音響式信号機や点字ブロックが少ない。
- グループホームが不足している。

(2) 情報提供・意思疎通支援

- 障がいのある人に向けたパンフレットやホームページを作成するとよい。
- 手話通訳者を専門職として身分保障するなどして、後継者不足の解消につなげてほしい。
- 点字図書室職員の人材確保と点訳者の育成が必要。
- 障がい種別に応じた情報提供を求める。
- 障がいのある人がどのように意思疎通を行っているかを健常者に知ってほしい。

(3) 防犯・防災

- 災害時に障がいのある人の受入れ可能な避難場所がわからないので、周知を強化したり、避難所を増やしたりしてほしい。
- 福祉避難所を設けるだけでなく、意思疎通や行動制限がされている障がいのある人にどうやって知ってもらおうかということの勉強会が必要である。
- 避難所での障がいのある人の居場所確保等も想定した訓練が必要。
- 防災行政無線を文字情報でも発信してほしい。
- 重度の知的障がいのある人に対応できる福祉避難所が必要。
- 聴覚障がいのある人が集まる避難所や社会福祉協議会の施設にアイドラゴン*を設置してほしい。

(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ヘルプマークについての周知を継続してほしい。
- 小中学校などで障がいのある人との触れ合いを設けるなど、互いを知り、思いやりを育める環境があれば、差別や虐待は減るのではないかな。
- 民間事業者に対して、合理的配慮の義務化の理解促進と PR が必要。
- どのようなことが虐待や差別に該当するかという具体的な例や通報する際の連絡先など、明確なルールの提示が必要。
- コミュニケーションが取れないことが虐待につながる要因の一つと考えている。各障がいの専門知識を持った意思疎通支援職員の設置が必要。

(5) 自立した生活の支援・意思決定支援

- ろうあ者相談員の設置を強く要望する。
- パーソナルアシスタンス制度*を導入してほしい
- ヘルパーを要請しても、人手不足から断られることが多いため、ヘルパー不足解消に注力してほしい。
- グループホームの生活を体験する場所があるとよい。

(6) 保健・医療

- 精神科通院や難病の医療費について助成があることを知らない人が多い。
- 市民病院に手話通訳者を設置してほしい。
- 医療施設での意思疎通支援者の利用に対する理解促進が必要。
- 障がい当事者を病院に繋げず、困っている家族は多い。

(7) 雇用・就業、経済的自立の支援

- 企業によるジョブコーチの活用。
- 障がい者雇用で得られる企業のメリットをアピールするとよい。
- 障がい特性に合わせた新たな雇用の創出が必要。

(8) 療育・保育・教育

- 千歳市内にも北海道南幌養護学校のような特別支援学校がほしい。
- 幼稚園、保育園から、障がいのある子どもと触れ合って、一緒に生きることを感じる子どもが増えれば、理解が進むのではないか。
- 保育所やその他子育ての相談窓口では、視覚障がいのある保護者への対応や支援が難しいこともあるので、相談できる機関を増やしてほしい。
- 子どもが小さいときから障がいに気付ける環境があるとよい。親の障がいに対する認識度を上げる必要がある。

(9) スポーツ・文化芸術活動等の振興

- 障がいのある子どももスポーツのできる環境が整うとよい。
- 車椅子使用者、肢体不自由者ができるスポーツは限られるので、Eスポーツに注目してみてはどうか。
- 学生時代にスポーツで活躍した方もいるので、その先に続けられる場があるとよい。
- 障がいのある人のスポーツ大会や当事者団体の行事等を支援してほしい。

(10) コミュニケーション条例制定についての意見

- 市のホームページ等で障がいのある人にも伝わる情報発信をしてほしい。
- 市民がお互いに情報を共有するため、ルビ、音声用のQRコード、点字ブロック等が何のために設置されているのかの発信が必要。
- 制定する事で障がいのある人に対するコミュニケーションの意識が変わるとよい。
- 当事者の意見が十分に取り入れられて、多種多様な障がいに対応できる条例になるとよい。
- 社会的障壁を取り除くことは社会の責務であるという観点からもコミュニケーション条例の早期制定が望まれる。

* アイドラゴン…手話と字幕の番組「目で聴くテレビ」を見るための専用受信機。

* パーソナルアシスタンス制度…重度障がいのある人に対し、自治体が介助に要する費用を直接支給し、利用者がその範囲内で介助者と直接契約を結ぶ札幌市の独自制度。

7 パブリックコメントの結果概要

(1) 意見募集期間

令和5年12月18日（月）から令和6年1月19日（金）まで

(2) 募集方法

広報ちとせ12月号及び市のホームページに実施概要を掲載し、市役所及びコミュニティセンターなど市内公共施設に「募集要項」、「計画素案」、「意見書用紙」を設置するとともに市のホームページからもダウンロード可能とし、電子メール、郵送、ファクシミリ、意見箱への投函、直接持参により意見を受け付けました。

(3) 募集結果及び対応内容の分類

①募集結果

提出方法	人数 (件数)
電子メール	4人
郵送	－
ファクシミリ	－
意見箱	1人
直接持参	1人
合 計	6人(27件)

②対応内容の分類

対応内容の分類	件数
①案を修正するもの	2件
②既に案に盛り込んでいるもの	15件
③今後の参考とするもの	9件
④意見として伺ったもの (案件に直接関係がないため)	1件
合 計	27件

(4) 市民意見等の概要とそれに対する市の考え方

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
1	市内には障がい者マークやステッカーが少なく、あってもわかりにくいので、わかりやすいマークを作してほしい。将来、支援や手伝いが必要なときに、周りに理解されないと不安である。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 本計画では、障がいへの理解促進のため、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及・啓発に努めることとしております。これまでも、市ホームページのほか、ポスターやチラシなどによる周知を行い、令和4年度は、窓口において273個のヘルプマークを配布しました。 また、その他の障がい者マークについても、カラー印刷のパンフレット「ちとせの障がい福祉ガイド」で紹介し、理解促進を図っております。 ヘルプマークなど複数のマークについて、全国の自治体を含む関係機関が普及に努め、全国的に認知が進んでいる段階で、本市が新たに独自のマークを作成し、多くの方に認知していただくことは難しいと考えますことから、引き続き既存のマークの普及・啓発に努め、障がいのある人もない人も支え合う地域共生社会の実現を目指してまいります。

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
2	放課後等デイサービスや、児童発達支援の増加により、サービスを選択できる時代になったと感じているが、事業者の経験や知識に対して、不安がある。経験を積んでもらうしかないと思う。 これらのサービスが子どもの預かり施設になっていることが気になっている。誤解している保護者もいるので、きちんと説明してほしい。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 本計画では、「障害児通所支援提供体制の充実」を主要施策に掲げ、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」において支援困難事例や地域課題の共有等を通じ、支援体制の充実と支援の質の向上に取り組むこととしております。障害児通所支援等については、利用する児童の増加が予想されることから、新たな事業者の参入を促進するとともに、事業者に対して各種研修会への参加などを働きかけ、専門性の高い人材の確保や支援の質の向上に努めてまいります。 また、いただいたご意見を参考に障害児通所支援等の目的や内容について、利用者に対して周知を図り、理解促進に努めてまいります。
3	子どもへの支援は充実しつつあるが、18歳以上になると実際に受けられるサービスが激減する。重度障がいのある人が市内で生活できない現状を改善するため、本計画を着実に実行してほしい。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 本計画では、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を通じて、重度障がいのある人等のニーズを把握するとともに、資格取得費用の助成等による事業者の参入促進を図ることとしており、本計画の着実な実行により、重度障がいのある人も、安心して、住み慣れた地域で生活することができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めてまいります。
4	千歳市には自閉スペクトラム症のアセスメントである PEP-3 又は PEP-R 検査キットがあるので、積極的に活用し、全国のモデルになるような「つながる支援」を実施してほしい。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 本計画では、公設公営の千歳市児童発達支援センターを地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関と位置づけ、更なる機能の充実と質的向上を進め、児童発達支援センターを中心とした重層的な障がい児支援体制の整備に努めることとしております。自閉スペクトラム症のアセスメントツールについては、運用できる職員が限られていることから、有効に活用できるよう専門職員の人材育成に取り組んでまいります。 また、市内の障害児通所支援事業所に対する支援内容等への助言や援助などに取り組み、障がい児支援の質の向上と連携体制の充実に努めてまいります。

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
5	福祉サービス利用券を「さわやか健診」などの受診費用として利用したい。	1	分類～③今後の参考とするもの 「さわやか健診」は、19 歳から 39 歳までの人を対象とした健康診査で、北海道対がん協会に委託して実施しております。およそ 10,000 円の健診費用のうち、市の助成により、自己負担額は一律 1,000 円としており、健診受診に係る経済的負担を軽減することで、生活習慣病などの予防や早期発見に努めているところです。 一方、福祉サービス利用券は、高齢者及び障がいのある人に対し、タクシー及びハイヤー、公衆浴場、温泉、バス、あんま、はり、灸、マッサージ、理容所、美容所の利用費用を市が助成することにより、積極的な社会参加の促進などを目的とするものです。 本市の健康診査は、健診費用の助成のほか、独自に検査項目を追加し、内容の充実を図っていることから、福祉サービス利用券の適用など、更なる助成の拡大は検討しておりませんが、今後も健診の周知・啓発を行うとともに、福祉サービス利用券については、事業の目的とニーズを踏まえ、利用者が使いやすいサービス内容となるように努めてまいります。
6	障がいのある人が被災した場合を想定したマニュアルや役立つパンフレットや関連サイトなどを一覧できるようなものがほしい。	1	分類～③今後の参考とするもの 本計画では、「地域防災体制の強化」を主要施策に掲げ、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、関係団体や地域住民との連携による円滑な避難支援体制づくりを推進することとしております。 いただいたご意見を参考に、今後、障がいのある人に向けた防災情報の発信に関する取組を検討してまいります。

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
7	私立幼稚園において、発達障がい児の対応、支援、対策が周知されていないと感じる。先生が障がい児の対応を理解していない。研修が必要である。 すべての私立幼稚園に特別支援枠を作り、補助金がなくても障がい児の受入れを考えてほしい。発達障がい児は増えると思うので、保育士確保は難しく、園側の意見もあると思うが、障がい児の通える幼稚園対策を考えてほしい。幼児期の環境づくりや支援がないと、将来の不安が増える。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 本市では、発達に心配のあるなしにかかわらず、すべての子どもを集団保育するインクルージョン保育を推進しており、幼稚園を含む教育・保育施設職員を対象に支援の質の向上を目的とした研修会を毎年複数回開催しているほか、発達障がい等に関する知識を有する専門職員が、認定こども園等を直接訪問して保育士等に助言を行うなどの後方支援に取り組むなど、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な保育を行う体制の充実に取り組んでいるところです。 また、特別支援保育枠の私立幼稚園への拡充につきましては、障がいのある子どもへの対応件数の増加、職員確保の問題を含め、今後の課題と捉えており、市が掲げるインクルージョン保育の考え方に基づき、関係機関との連携を図りながら、取組を進めてまいります。
8	『こども相談支援室あーち』の支援体制を強化する」とあるが（P48）、どのような方法で強化するのか具体的に示してほしい。 相談支援専門員の確保について、「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員する考えはないのか。民間との連携はよいが、自前で増員しない理由を示してほしい。	1	分類～①案を修正するもの 本計画では、主要施策として「障害児相談支援提供体制の確保」を掲げており、千歳市児童発達支援センターの「こども相談支援室あーち」の支援体制については、相談支援専門員の増員を図り、障害児支援利用計画の対象者拡大に努めることとしております。本計画の着実な実行により、進学や就労に向けて相談支援を必要とする児童が、安心して、住み慣れた地域で必要な支援を利用しながら生活することができるよう、障害児相談支援の提供体制の確保に努めてまいります。 いただいたご意見を参考にして、「こども相談支援室あーち」の強化内容について、表現を次のページのとおり見直しました。

			(No.8 続き)						
			P48 (4) 障害児相談支援提供体制の確保						
			<table><tr><th>修正後</th><th>修正前</th></tr><tr><td>◆進学や就労に向けて障害児支援利用計画を必要とする児童に対応できる障害児相談支援の提供体制の確保に取り組みます。</td><td>◆障害児支援利用計画の対象者拡大に努め、地域相談支援などに対応できる障害児相談支援の提供体制の確保に取り組みます。</td></tr><tr><td>◆「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員し、障害児支援利用計画の対象者拡大に努めます。</td><td>◆「こども相談支援室あーち」の支援体制を強化します。</td></tr></table>	修正後	修正前	◆進学や就労に向けて障害児支援利用計画を必要とする児童に対応できる障害児相談支援の提供体制の確保に取り組みます。	◆障害児支援利用計画の対象者拡大に努め、地域相談支援などに対応できる障害児相談支援の提供体制の確保に取り組みます。	◆「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員し、障害児支援利用計画の対象者拡大に努めます。	◆「こども相談支援室あーち」の支援体制を強化します。
修正後	修正前								
◆進学や就労に向けて障害児支援利用計画を必要とする児童に対応できる障害児相談支援の提供体制の確保に取り組みます。	◆障害児支援利用計画の対象者拡大に努め、地域相談支援などに対応できる障害児相談支援の提供体制の確保に取り組みます。								
◆「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員し、障害児支援利用計画の対象者拡大に努めます。	◆「こども相談支援室あーち」の支援体制を強化します。								
			P96 (4) 障害児相談支援提供体制の確保						
			<table><tr><th>修正後</th><th>修正前</th></tr><tr><td>「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなど、児童を主たる対象とした相談支援専門員の確保を目標として取り組みます。</td><td>「千歳市障がい者総合支援センター Chip（ちっぷ）」を中心とした民間の相談支援事業所や関係機関と連携を図るとともに、児童を主たる対象とした相談支援専門員を増員するため、相談支援専門員の確保を目標として取り組みます。</td></tr></table>	修正後	修正前	「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなど、児童を主たる対象とした相談支援専門員の確保を目標として取り組みます。	「千歳市障がい者総合支援センター Chip（ちっぷ）」を中心とした民間の相談支援事業所や関係機関と連携を図るとともに、児童を主たる対象とした相談支援専門員を増員するため、相談支援専門員の確保を目標として取り組みます。		
修正後	修正前								
「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなど、児童を主たる対象とした相談支援専門員の確保を目標として取り組みます。	「千歳市障がい者総合支援センター Chip（ちっぷ）」を中心とした民間の相談支援事業所や関係機関と連携を図るとともに、児童を主たる対象とした相談支援専門員を増員するため、相談支援専門員の確保を目標として取り組みます。								
			P99 ②障害児相談支援【見込量確保のための方策等】						
			<table><tr><th>修正後</th><th>修正前</th></tr><tr><td>「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなどして、人材の確保に努めます。</td><td>相談支援専門員の養成と相談支援事業所の開設を障害児通所支援事業所に働きかけるなど、障害児相談支援の提供体制の確保に努めます。</td></tr></table>	修正後	修正前	「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなどして、人材の確保に努めます。	相談支援専門員の養成と相談支援事業所の開設を障害児通所支援事業所に働きかけるなど、障害児相談支援の提供体制の確保に努めます。		
修正後	修正前								
「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなどして、人材の確保に努めます。	相談支援専門員の養成と相談支援事業所の開設を障害児通所支援事業所に働きかけるなど、障害児相談支援の提供体制の確保に努めます。								

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
9	『千歳市障がい者地域自立支援協議会』を通じて障がいのある人への差別に関する情報共有や事例研究を行う」とあるが（P.31）、障がいのある人への差別に関する情報共有は、それ以外の障がいに関わる事業所や団体にも広く共有し、差別に関する情報発信をしていくべきではないか。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 市や相談支援事業所等に障がい者差別に関する相談などが寄せられた場合は、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」に設置する「差別解消・虐待防止専門部会」の中で共有し、事例の研究をすることとしておりますが、当事者のプライバシー保護の観点から、個別事例の公表はしていません。 これら事例研究の成果や国の対応指針などを踏まえて、「合理的配慮事例集」や理解促進のためのリーフレット等を作成・配布し、広く一般に向けた情報発信に努めております。
10	①「災害発生時、必要に応じて福祉避難所を開設する」とあるが（P.35）、福祉避難所が後回しのよう感じる。平時から福祉避難所が開設されることが当たり前となるような準備をし、事前に体験できるような整備が必要ではないか。 ②「災害発生時、必要に応じて福祉避難所を開設する」とあるが（P.35）、必要に応じてからでは、緊急時の対応としては遅いと思う。	2	分類～③今後の参考とするもの 福祉避難所は、災害発生時に一旦指定避難所に避難していただき、その避難所の中で、配慮が必要な人については、居住場所などを配慮したうえで、避難が長引くことによって生活に支障がある、あるいは、そこで継続して生活することが困難な障がいのある人などの要配慮者を受け入れるために開設することとしております。 福祉避難所では、開設後、保健師や介護福祉士、ボランティア等による福祉的支援が必要なことや、災害の種類や規模により、場所や収容人数などの課題もありますことから、福祉避難所の在り方については、継続的に検討してまいります。
11	『千歳市消費生活センター』において悪質商法等の消費生活相談に対応する」とあるが（P.36）、障がいの特性を理解した相談員を育成することが必要なのではないか。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 「千歳市消費生活センター」に障がいのある人又はその家族等から相談が寄せられた場合は、その障がい特性に応じ、適切な合理的配慮を提供しているほか、「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」や本人が利用する障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図り、解決に向けた助言や情報提供などを行っております。 相談員の育成につきましては、国民生活センター等が実施する研修などの機会を通して、スキルアップを図ってまいります。

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
12	今後、「(仮称) 千歳市コミュニケーション条例」の制定を目指すのであれば、点訳や音訳等の養成にも力を入れるべきではないか。現在、点訳・音訳はボランティアが担っていると聞か、手話通訳者や要約筆記者と同様の待遇とすることが大切ではないか。	1	分類～③今後の参考とするもの ご意見のとおり、「千歳市点字図書室」において貸し出している点訳・音訳図書は、支援団体のボランティア会員が製作しております。 本計画では、意思疎通支援の充実と市民による自発的活動の支援という両方の観点から、奉仕員養成研修事業を実施し、点訳・音訳サービス等を行うボランティアを養成することとしており、令和4年度末のボランティア会員数は、令和3年度末から5名増加しております。 ボランティアは、目指すべき「地域共生社会」の実現に必要な不可欠なものとして、引き続き養成や活動への支援に努めますが、いただいたご意見については、支援団体の声や他自治体の事例などを踏まえて調査研究してまいります。
13	コミュニケーション支援ボードやコミュニケーションノートなど、意思疎通の支援ツールの周知をしていくことも必要ではないか。	1	分類～③今後の参考とするもの 本市では、これまでに、コミュニケーション支援ボードを作成し、選挙投票所へ設置するなど、意思疎通の支援ツールの利用促進に取り組んでまいりました。 さらに、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解や利用の促進を図るため、現在、「(仮称) 千歳市コミュニケーション条例」の制定を目指しており、「千歳市障がい者地域自立支援協議会」の中に専門部会を立ち上げ、障がいのある人や意思疎通に配慮が必要な人の意見を伺っているところです。 いただいたご意見については、条例に基づく具体的な施策展開に向けて調査研究してまいります。

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方				
14	「雇用・就労の推進」について、主要施策の内容が就労に偏って見える。雇用に関しては、千歳市役所の障がい者雇用の拡大のみなので、企業に対する周知啓発に関する取組も主要施策とするべきではないか。	1	分類～①案を修正するもの 本計画で目指す「雇用・就労の推進」においては、具体的な取組として、「障がい者就労支援事業」を実施することとしており、これは、障がいのある人だけではなく、雇用者である企業の双方を支援するものです。「就労推進室やませみ」において、企業に対する周知啓発に取り組むとともに、就労後の職場定着に向けた双方へのフォローアップを行うことで、障がい者雇用の促進を図っております。 いただいたご意見を参考にして、「障がい者就労支援事業」の取組内容について、次のとおり表現を見直しました。 P53 （２）一般就労の促進 <table><tr><th>修正後</th><th>修正前</th></tr><tr><td>◆「障がい者就労支援事業」において、障がいのある人と企業の双方に対する支援及び関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。</td><td>◆「障がい者就労支援事業」において、関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。</td></tr></table>	修正後	修正前	◆「障がい者就労支援事業」において、障がいのある人と企業の双方に対する支援及び関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。	◆「障がい者就労支援事業」において、関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。
修正後	修正前						
◆「障がい者就労支援事業」において、障がいのある人と企業の双方に対する支援及び関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。	◆「障がい者就労支援事業」において、関係機関との連携を強化し、障がいのある人の一般就労及び職場定着に向けた支援を推進します。						
15	「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、目標値が施設入所者数の削減となっている（P59）。国の方針は分かるが、施設入所者数の増加が地域移行の妨げにはならないと思う。重度障がいのある人に対応したサービスの提供体制の確保が課題なのであれば、その提供体制が目標値となるべきではないか。	1	分類～③今後の参考とするもの 本市に所在する障害者支援施設の指定権限をもつ北海道では、国の基本指針を踏まえ、「第１期ほっかいどう障がい福祉プラン」において、基本的に施設の創設は行わず、現在入所している人について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行うこととしております。 本計画においても、現在入所している人の地域移行を推進するため、重度障がいのある人に対応したグループホーム及び訪問系・日中活動系サービスの提供体制の確保に努めることとしており、その成果を評価する目標値として、国の基本指針に従い、施設入所者の削減数を設定しております。 今後も計画における成果目標の設定については、国の基本指針と地域の実情を踏まえ、適切に判断してまいります。				

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
16	「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する協議の場の開催回数の目標値が「1回以上／年」となっているが(P60)、目標設定と検証実施で少なくとも2回は必要である。協議が必要な内容に合わせた回数を目標値としたほうがよいのではないか。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 本計画では、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する協議の場における検証は、計画の進行管理(P102～103)と同様に、PDCAサイクルによる評価を受けることとしております。 評価の客観性を担保するため、協議の場の中で検証を実施するのではなく、別機関への報告・評価を想定していることから、協議の場の最低必要回数は1回となります。 現在、本市には協議の場の設置がなく、設置に当たっては、人材の確保などの課題も多く、相当の時間を要するため、本計画においては、第1回目の開催を目指して取組を進めることとしております。
17	施設における虐待防止・早期発見において、知的障がいのある人や子どもは自ら発信することは難しいと思うので、抜き打ちで調査等してほしい。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 指定障害福祉サービス事業者に対しては、サービスの質の確保・向上及び事業運営の適正化、利用者の人権の養護、虐待防止のための体制整備を図るため、指定権限のある北海道が定期的な実地指導を行っております。 また、障害者虐待防止法では、障がい者本人だけでなく、障がい者虐待を発見した人に対する市町村への通報義務が定められており、国の指定障害福祉サービス事業者等指導指針では、障がい者虐待が疑われる場合、市町村等は、事前に通知なく、施設に対する実地指導を行うことができるとされています。 本市においては、今後も、法令根拠等に基づき、虐待通報の緊急性を考慮して適切に対応するとともに、障がい者虐待の通報義務をはじめとする法の周知啓発を行い、障がい者の虐待防止・早期発見に努めてまいります。
18	ヘルプマーク以外にも様々なマークがあるので、それらの周知も含めてほしい。 また、障がいに関する様々な国際デーがあるので、それらも各団体と盛り上げてほしい。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 本計画では、「広報・啓発活動の充実」を主要施策に掲げており、その中の具体的な取組として、これまでに、「ちとせの障がい福祉ガイド」における各種障がい者マークの紹介や世界自閉症啓発デーにおける総合福祉センターのブルーライトアップなどの啓発活動を行いました。 今後も多様な媒体を活用した広報・啓発活動を推進し、障がいに対する理解促進を図ってまいります。

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
19	数年前、除雪車により道路の点字ブロックが剥がされていた(中央大通り)。 除雪事業者に対し、指導はしているのか。	1	分類～④意見として伺ったもの 道道早来千歳線(道道258号:中央大通)の道路管理者である北海道に確認したところ、「道路の除雪作業に当たっては、道路上の点字ブロックなど施設の破損には十分注意し作業を行うよう除雪業者に指導を行っている。なお、道路パトロールなどにおいて、道路施設の破損を確認した際には、必要に応じて補修等を行っているところであり、引き続き、安全な道路環境の確保に努めてまいりたい。」としております。 また、市道の除雪についても、北海道と同様の対応を行っているところであり、今後も関係機関等と連携し、安全で安心できる道路環境の確保に努めてまいります。
20	「セルフプランによる障害児通所支援事業の利用者が多数を占める」とあるが(P46)、就学後はセルフプランが当たり前だと思う誤解により、障がい当事者アンケート結果でも、「千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)」の認知・利用率が低かったのだと思う。就学後もスムーズに相談支援を継続利用できる体制の強化を求める。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 本計画では、主要施策として「障害児相談支援提供体制の確保」を掲げており、千歳市児童発達支援センターの「こども相談支援室あーち」の相談支援専門員を増員するとともに、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の開設を民間事業所等に働きかけるなど、児童を主たる対象とした相談支援専門員の確保を目標として取り組み、障害児支援利用計画の対象者拡大に努めることとしております。 本計画の着実な実行により、就学後も相談支援を継続して利用できるよう障害児相談支援の提供体制の確保に努めてまいります。
21	「在宅で、常に紙おむつを必要とする重度障がいのある人に対し、紙おむつを支給する」とあるが(P39)、対象となる障がい等級の要件を緩和してほしい。療育手帳B判定でおむつが取れない子どもは多い。	1	分類～③今後の参考とするもの 紙おむつの支給については、国が定める規定に基づく「日常生活用具給付事業」を実施しているほか、「障害者紙おむつ支給事業」として、市独自に対象者を拡大して実施しております。 本事業は、重度障がいのある人の日常生活の向上及び介護する家族の経済的負担の軽減を図ることを目的としているため、現在のところ、対象範囲を療育手帳B判定(中度・軽度)まで拡大する予定はありませんが、今後も障がいのある人に対する経済的負担の軽減に努めてまいります。

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
22	「特別支援保育事業」の受入れ枠が狭いと感じる。私立幼稚園をはじめ、1号認定を希望すると、入園を断られることもあると聞く。交付された補助金は、該当園児に対する職員の加配のために使われているのか不明な点もある。障がいのある子どもが1号認定又は私立幼稚園へ入園を希望した場合、スムーズに職員の加配をつけることができるシステムはないのか。 また、「特別支援保育事業」の2号認定の場合は、受入れ時間が9時から16時までと決まっており、フルタイムで働くことができない。児童発達支援の事業所も増えたが、遅くまで預かる施設は少なく、専門員がいるとは限らない。柔軟に延長保育の利用ができるよう検討してほしい。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 特別支援保育の職員加配につきましては、毎年夏から秋にかけて行っている「特別支援保育事業」の申請に合わせ、市内認定こども園及び認可保育所における対象児の認定状況や人数により調整した上で行っております。 私立幼稚園への職員加配においては、今後「特別支援保育事業」の拡充に向けた課題として捉えており、関係機関と連携を図りながら、取組を進めてまいります。 また、受入れ時間につきましては、インクルージョン保育の考え方に基づき、集団保育を行う中での育ちを促すことを目的としていることから、多くの子どもが登園し、かつ安全管理に十分な保育士の数が確保されている時間帯に実施する必要がある、これを踏まえ、施設長が子どもの状態を考慮し認定された保育時間での保育が難しいと判断した場合は「規則第3条第1項の規定により認定された保育標準時間または保育短時間とは別に、個々に保育時間を定めることができる」としています。 そのため、子どもの状態と安全管理の観点から職員体制の整いやすい、平日の午前9時から午後4時までの間でのご利用となる場合が多くなっておりますが、現在入園中で、施設からの通告により特別支援枠に切り替える子どもの保育時間については、在籍施設にご確認いただきますようお願いいたします。
23	特別支援学校や特別支援学級の児童生徒について、交通費の一部が助成されているが、週1日以上、デイサービス等の送迎を利用している場合は、助成の対象外となる。各校に支援学級ができて、送迎家庭は減ったかもしれないが、毎朝、自家用車で送迎している家庭も多い。助成要件の緩和を検討してほしい。	1	分類～③今後の参考とするもの 通学費の助成につきましては、「特別支援学級等通学費助成要綱」に基づき、通学の方法や距離などに応じて、登下校の往復、登校又は下校のいずれか片道に係る交通費の助成を行っているところであります。特別支援学級の児童生徒の就学に係る保護者の経済的な負担を軽減するため、ご意見は今後の参考とさせていただきます。

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
24	障がいのある人が生まれ育った地域で余暇活動ができる取組を充実させてほしい。今回この素案で「地域活動支援センター」を初めて知った。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 「地域活動支援センター」は、障がいのある人へ創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図るための通所施設です。本市においては、創作的活動機会の提供を行う基礎的事業のほか、強化事業として、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、相談支援や地域の社会基盤との連携強化、各種普及啓発なども行っています。 本計画においては、「地域活動支援センター」の充実のほか、「文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動及び生涯学習の支援」や「外出や移動の支援」を主要施策としており、障がいのある人が生まれ育った地域で余暇活動を楽しみながら、自立した生活を送ることができるよう、本計画の着実な実行に努めてまいります。
25	障がい者数の将来推計について、「将来推計人口及び令和2年度から令和4年度までの障害者手帳別の伸び率の平均をもとに令和8年度まで推計した」とあるが(P16)、将来推計人口の資料も令和2年度作成のもので、ラピダス関連で人口増加が期待されている中、見込みが甘いのではないかと。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 本計画では、計画期間中に必要とするサービス等の量を見込むため、「千歳市人口ビジョン」の総人口推計と障害者手帳別の伸び率の平均をもとにして、障がい者数を推計しております。 障がい者人口の実数と計画値との乖離が大きくなり、計画の実効性に欠く場合は、計画値の見直しを検討することとしておりますが、今後、ラピダス社の立地に伴い、本市の総人口推計が上方修正された場合でも、障がい者人口の緩やかな増加傾向は変わらないと見込まれるため、サービス見込量等の計画値に大きな影響はないものと考えております。
26	「障がいのある人の地域移行を推進するため、保健・医療・福祉関係者の連携強化を目指す」(P40)とあるが、特に医療について、難病の治療を望むが精神の障がいがあることを理由に入院や治療を断られる現状がある。保健・医療・福祉の横断的な対応と情報共有により、障がいがあっても生きる権利が守られることを切に願う。	1	分類～②既に案に盛り込んでいるもの 本計画では、「保健・医療・福祉の連携による相談支援体制の充実」や「難病患者支援の実施」などを主要施策に掲げ、関係機関と連携した精神保健に関する相談体制の充実、障がいの特性に配慮した適切な保健・医療サービスの利用支援、難病患者の地域生活などに関する相談や特性に応じたサービスの提供に努めております。引き続き、各種取組を推進し、本計画の基本理念である「障がいのある人が、安心して、自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現」を目指してまいります。

8 計画策定経過

年月日	事項	主な内容
令和5年7月13日 ～令和5年8月10日	障がい当事者アンケート調査	・計画策定について手帳所持者等の生活実態や障害福祉サービス等の利用に関する今後の意向の把握
令和5年8月29日 ～令和5年8月31日	関係団体ヒアリング (実施回数3回)	・障がい者関係団体から、現在の課題や今後求められる取組について意見聴取
令和5年8月28日	第2回千歳市障がい者 地域自立支援協議会	・計画骨子案について
令和5年11月8日	第1回千歳市保健福祉 推進委員会	・計画素案について
令和5年11月14日	第1回千歳市保健福祉 調査研究委員会	・計画素案について
令和5年11月17日	第3回千歳市障がい者 地域自立支援協議会	・計画素案について
令和5年11月28日	千歳市議会 厚生環境常任委員会	・計画素案の報告
令和5年12月18日 ～令和6年1月19日	パブリックコメント	・計画素案に対する意見公募
令和6年2月9日	第4回千歳市障がい者 地域自立支援協議会	・パブリックコメント結果の報告 ・計画案について
令和6年2月9日	第2回千歳市保健福祉 推進委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・計画案について
令和6年2月16日	第2回千歳市保健福祉 調査研究委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・計画案について
令和6年2月28日	千歳市議会 厚生環境常任委員会	・パブリックコメント結果の報告 ・計画案の報告

9 千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

平成 6 年 4 月 20 日

市 長 決 裁

千歳市保健福祉調査研究委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉を取り巻く様々な環境の変化に対応した保健福祉の推進に当たり、総合的に調査、研究し、もって市民の福祉増進を図るため、千歳市保健福祉調査研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について調査、研究し、意見を具申するものとする。

- (1) 保健、福祉等の市民福祉に関すること。
- (2) その他市民福祉の増進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、22 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体を代表する者
- (3) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補充により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期の満了又は委員の補充以外の理由により新たに委嘱される委員の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、他の委員の任期の満了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、関係機関等に職員の出席を要請することができる。

(専門部会)

第 7 条 委員会に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委員長への委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 ～省略～

千歳市保健福祉調査研究委員会委員名簿

(任期 令和4年12月1日から令和6年8月31日まで)

選出区分	選 出 機 関 ・ 団 体 等	役 職 等	氏 名
知識及び経験を有する者 要綱第3条第2項第1号	千歳医師会	理 事	尾 谷 浩
	千歳市歯科医師会	総 務	山 崎 厚
	北海道千歳リハビリテーション大学	学 部 長	信 太 雅 洋
保健福祉関係機関、団体 を代表する者 要綱第3条第2項第2号	千歳市社会福祉協議会	副 会 長	齊 藤 元 彦
	千歳市民生委員児童委員連絡協議会	副 会 長	松 本 祐 希 子
	ちとせの介護医療連携の会	システム情報 管理課係長	坂 本 大 輔
	千歳市老人クラブ連合会	副 会 長	長 崎 由 春
	千歳身体障害者福祉協会	顧 問	伊 東 ミ ッ 子
	千歳市手をつなぐ育成会	監 査	木 村 千 秋
	千歳市母子会	会 長	大 廣 奈 津 子
	千歳市女性団体協議会	運営委員	皆 木 尚 美
	千歳市町内会連合会	副 会 長	荒 洋 一
	千歳市赤十字奉仕団	福祉部長	水 上 る み 子
公募で選考した者 要綱第3条第2項第3号	一般公募		山 本 邦 江
	一般公募		菅 原 し お り
市長が必要と認める者 要綱第3条第2項第4号	千歳市社会教育委員の会議		丹 波 泰 哉
	千歳商工会議所女性会	副 会 長	太 田 千 鶴 子
	千歳市私立幼稚園連合会	認定こども園千歳 第2幼稚園 園長	中 野 円
	千歳市私立保育所連合会	あんじゅ認定 こども園 園長	亀 浦 正 幸

10 千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

平成 14 年 1 月 23 日
市 長 決 裁

千歳市保健福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進するため、千歳市保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 障がい者計画に関すること。
- (5) 障がい福祉計画に関すること。
- (6) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (7) 健康増進計画に関すること。
- (8) 食育推進計画に関すること。
- (9) 障がい児福祉計画に関すること。
- (10) 自殺対策計画に関すること。
- (11) その他保健福祉等に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長はこども福祉部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員及び運営に関する事項は、保健福祉部長が別に定める。

(委員会の庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 ～省略～

別 表

保健福祉推進委員会の構成

所 属	保健福祉推進委員
企画部	次長（企画担当）
次世代半導体拠点推進室長	次長（総務・企画担当）
	次長（事業調整担当）
総務部	次長（総務・財務担当）
	次長（組織・人事担当）
市民環境部	次長
	環境センター長
保健福祉部	部長〈委員長〉
	次長（福祉・救急医療担当）
	次長（保健担当）
こども福祉部	部長〈副委員長〉
	次長
産業振興部	次長
	産業支援室長
観光スポーツ部	次長
建設部	次長
市立千歳市民病院事務局	次長
消防本部	次長
教育部	次長

11 千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年 5 月23日
市 長 決 裁

千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 市内に居住する障害者、障害児等（以下「障害者等」という）への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、福祉、保健、医療、雇用及び教育に関する関係機関、関係団体、関係事業者等による連携及び支援体制に関する協議を行い、障害者等の福祉施策及び地域生活支援を総合的かつ効果的に推進することを目的に千歳市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長へ報告する。

- (1) 障害者等の福祉に関する情報等の共有に関すること。
- (2) 地域課題、困難事例等への対応及び支援に関すること。
- (3) 地域の関係機関等相互の連携及び地域社会との良好な関係構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の改善及び開発に関すること。
- (5) 障害者等のケアマネジメントに関すること。
- (6) 相談支援事業者の中立・公平性の確保及び評価に関すること。
- (7) 障害者等の権利擁護に関すること。
- (8) 千歳市障がい者計画及び千歳市障がい福祉計画並びに千歳市障がい児福祉計画に関すること。
- (9) その他障害者等の地域生活支援に関すること。

2 協議会は、協議会で合意された事項について、市長、関係機関等へ提言することができる。

(委員)

第3条 協議会は、委員27人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市内に居住する障害者等及びその家族等
- (2) 福祉、保健、医療、雇用、教育等に知識及び経験を有する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤若しくは通所する者であって、次に掲げる関係機関等の代表者又は関係機関等から推薦を受けたもの
 - ア 障害者等の家族団体、支援団体等
 - イ 福祉、保健、医療、雇用、教育等に関する機関、団体等
 - ウ 障害福祉サービス事業所等
 - エ 相談支援事業所等
 - オ 地域生活支援事業所等
- (4) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員に対する報酬は、支給しない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長は、協議会を定例的又は必要に応じ臨時に招集し、会議の議長となる。

5 会長は、会長の招集する会議に必要な応じ委員以外の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局会議)

第5条 協議会に、所掌事項の取扱い及び運営に関する調整を行うため、事務局会議を置く。

2 事務局会議は、委員のうちから会長が指名する運営委員並びに事務局長及び事務局次長で構成する。

3 事務局会議に座長を置き、事務局長を充てる。

4 座長は、事務局会議を必要に応じて招集し、会議の議長となる。

5 事務局会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、協議会の所掌事項のうち重要事項について、協議会の求めに応じて、必要な情報及び資料の収集、調査、研究等を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副部会長は、部会長が指名し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 専門部会の構成員は、協議会の同意を得て、委員及び委員以外の者を部会長が指名する。

6 部会長は、専門部会を必要に応じて招集し、会議の議長となる。

7 部会長は、調査研究等の経過及び成果を協議会へ報告しなければならない。

(地域部会)

第7条 協議会は、分野ごとに地域の関係機関等相互の連携及び障害者等の福祉に関する情報等の共有を図るため、地域部会を置くことができる。

2 地域部会に部会長を置く。

3 部会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、分野に関係する事業者や団体等を招集することができる。

5 部会長は、地域部会の活動内容を協議会へ報告しなければならない。

(協力組織)

第8条 協議会は、自主的に所掌事項に関する情報及び資料収集、調査、研究等を行うため、事業種別又は支援目的別に関係機関等が参加する任意の組織を協力組織とすることができる。

2 協議会は、協力組織との連携に努めなければならない。

3 協議会は、協力組織代表者に出席を求め、調査研究等の成果について報告若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(全体会)

第9条 協議会は、地域で所掌事項に関する情報の共有化及び協力関係を構築するため、定例の協議会に兼ねて、地域生活支援全体会議（以下「全体会」という。）を開催することができる。

2 全体会には、委員のほか、市内の第3条第2項第3号に掲げる関係機関等のうちすべての機関等の招集に努めるものとする。

(事務局)

第10条 事務局は、千歳市保健福祉部障がい者支援課に置き、協議会の庶務を行う。

2 千歳市障がい者総合支援センターは、協議会の運営等に関し、事務局を補佐する。

3 事務局に事務局長及び事務局次長を置き、事務局長は障がい者支援課長をもって充て、事務局次長は障がい者支援課障がい福祉係長及び障がい者総合支援センター長をもって充てる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 ～省略～

千歳市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

(任期 令和4年10月29日から令和6年10月28日まで)

選考区分	No.	所属機関・団体等	委員役職・氏名	
(1) 公 募	1	公 募		濱 邊 修 平
	2	公 募		日 浦 祐 子
	3	公 募		藤 原 聖 輝
(2) 福祉、保健、医療、雇用、教育等に知識及び経験を有する者	4	千歳公共職業安定所	就職促進指導官	石 岡 慶 子
	5	北海道石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室健康推進課	健康支援係長	守 村 里 美
	6	医療法人資生会 千歳病院	精神保健福祉士	高 橋 洋 輔
	7	株式会社 119INTERNATIONAL	代表取締役	結 城 悟
(3) 関係機関及び団体等の代表者又は推薦を受けた者 ア.障がい者又は障がい児の家族団体又は支援団体等	8	千歳身体障害者福祉協会	会長	古 田 聖
	9	千歳聴力障害者協会	会長	佐 藤 義 典
	10	千歳視覚障害者福祉協会	会長	菊 池 悦 子
	11	千歳市肢体不自由児者父母の会	会長	岡 田 美 智 子
	12	千歳市手をつなぐ育成会	会長	青 木 繁 雄
	13	千歳市つくし会	事務局長	後 藤 邦 子
イ.福祉、保健、医療、雇用、教育等に関する関係機関又は団体等	14	千歳市民生委員児童委員 連絡協議会	第3地区監事	鈴 木 勝 利
	15	千歳市社会福祉協議会	地域福祉係長	長 澤 利 明
	16	千歳商工会議所	中小企業相談所 相談課長	伊 藤 佑 輔
	17	北海道千歳高等支援学校	教諭	斎 藤 芳 朗
	18	千歳市立北進小中学校	教諭	山 坂 真 広
	19	北海道南幌養護学校	教諭	濱 野 文 久
	20	就労推進室やませみ	室長	玉 井 俊 導
ウ.障害福祉サービス事業所等	21	生活介護ステーションゆみな	代表	清 水 道 代
	22	就労移行支援事業所ゆうび	管理者	山 崎 千 尋
	23	青葉の郷	施設長	森 本 洋 行
	24	児童通所支援センターラブアリス 千歳桜木別館	児童発達支援 管理責任者	影 山 美 樹
	25	共同生活援助事業所いずみ寮	管理者	田 口 幹 子
エ.相談支援事業所等	26	千歳地域生活支援センター	センター長	奥 貫 あ い 子
	27	千歳市地域包括支援センター	向陽台区地域包括 支援センター センター長	吉 田 肇

12 「障害」の表記を「障がい」と改める取扱いについて

平成19年2月2日

各 部 長 等
各 次 長 等 様
各 課 長 等

総 務 部 長
保 健 福 祉 部 長

「障害」の表記を「障がい」と改める取扱いについて

近年、障害のある人に対する差別や偏見をなくし、ノーマライゼーション社会を実現するための取組が様々な分野において進められています。

こうした中、「障害児・者」の表現については、「害」という文字が否定的な意味を持つことから、その呼称や表記が市民等に対して不快感を与えてしまう場合があると考えられ、「障がい」の表記に対する市全体の気運も高まりつつあり、千歳市社会福祉協議会を始め障害者関係団体及び障害福祉サービス提供事業者においても案内文、パンフレット、事業者名等に既にひらがな表記を用いています。

今後も更に、市民の意識醸成につなげるためのプロセスの一つとして「障害」を「障がい」表記と改めることとし平成19年4月1日以降可能なものから実施することとします。

つきましては、各所属において新たに作成・発出する公用文書や啓発パンフレット等の表記については裏面のとおりとし、取扱いに留意願います。

1. 表記の考え方

- (1) 「障害者」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、「人」や「人の状況」を表す場合は原則としてひらがなにより「障がいのある人」と表記し、“個人の全てが障害”と捉えられてしまう表現から“個人の一部に障害がある”という表現とする。
- (2) 文章等の内容や前後の文脈から「障がいのある人(方)」と表記することが、他とのバランスを欠くような場合は、「障がい者」のように「害」をひらがなにより表記する。

【表記の例】

現在の表記	変更後の表記	
	(1) の表記	(2) の表記
障害者	障がいのある人(方)	障がい者
障害児	障がいのある児童	障がい児
心身障害者	心身に障がいのある人(方)	心身障がい者
心身障害児	心身に障がいのある児童	心身障がい児
身体障害者	身体に障がいのある人(方)	身体障がい者
身体障害児	身体に障がいのある児童	身体障がい児
知的障害者	知的障がいのある人(方)	知的障がい者
知的障害児	知的障がいのある児童	知的障がい児
精神障害者	精神障がいのある人(方)	精神障がい者

2. 「障がい」の表記の範囲

(1) 対象とするもの

- ① 新たに作成・発出する公用文、案内文書、計画書等
- ② 住民等に発信する啓発資料（広報紙、パンフレット、ホームページ等）
- ③ 会議資料・説明資料等
- ④ 組織名
- ⑤ 新たに整備する施設名称や計画の名称
- ⑥ 庁舎内及び市関連施設案内表示板等
- ⑦ その他適当と思われるもの

(2) 対象としないもの

- ① 法令等の名称（障害者基本法、身体障害者福祉法等）
- ② 法令等に基づく固有名詞（身体障害者手帳、身体障害者相談員等）
- ③ 既存の市の条例・規則・要綱等(組織名の見直しに伴い改正を要するものは除く)
- ④ 新たに制定・改正する市の条例・規則・要綱等
- ⑤ 行政資料（現行計画書、予算書・決算書等）
- ⑥ 医療用語など専門用語として漢字が適当な場合
- ⑦ システム開発等高額な資金投入が必要となるもの
- ⑧ その他表記を改めることが著しく支障を来すもの

13 持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



- 目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7 すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する

- 目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- 目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している

<表紙の絵について>

千歳市立北進小学校 3 年 ^{むかい}向井 ^{はると}陽仁 さん 作
「そらとはなとたいよう」

千歳市障がい者計画・第 7 期千歳市障がい福祉計画
第 3 期千歳市障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月発行

発 行 千歳市

編 集 千歳市保健福祉部障がい者支援課

千歳市こども福祉部こども療育課

〒066-8686 千歳市東雲町 2 丁目 34 番地

電話 0123-24-0327 ファックス(0123)23-6700

市ホームページ <https://www.city.chitose.lg.jp/>

